

明和町歴史的風致維持向上計画 (第2期)

令和7年3月

三重県明和町

目次

序章	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の策定体制.....	2
4. 計画策定（変更）の経緯.....	3
第1章 歴史的風致形成の背景	5
1. 自然環境.....	5
2. 社会的環境.....	8
3. 歴史的環境.....	15
4. 指定文化財の分布状況.....	31
第2章 明和町の維持向上すべき歴史的風致	43
1. 斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致.....	45
2. 民俗行事に見る歴史的風致.....	61
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	83
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題.....	83
2. 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け.....	86
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針.....	93
4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制.....	95
第4章 重点区域の位置及び区域	96
1. 重点区域の位置及び区域.....	96
2. 重点区域の指定の効果.....	101
3. 重点区域において歴史的風致を維持及び向上するための取組み.....	102
第5章 文化財の保存又は活用に関する事項	112
1. 町全体に関する事項.....	112
2. 重点区域に関する事項.....	117
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	120
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針.....	120
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	141
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	144
参 考 資 料	145

序章

1. 計画策定の背景と目的

明和町は、天武天皇^{てんむてんのう}2年(673)から約660年もの長い間、天皇に代わり伊勢神宮の天照大神^{いせじんぐう あまてらすおおみかみ}に仕えるための「齋王^{さいおう}」が暮らした御殿やその事務を取り扱う役所等、大小100を超える建造物が立ち並んでいた「齋宮^{さいくう}」があった跡地をはじめ、縄文・弥生時代より繁栄していたことを裏付ける集落跡や大小多数の古墳が群集していることや伊勢神宮とも関係が深く、伊勢神宮の役所であった鳥墓神^{とつかのかんだち}や土器を焼いた窯跡なども発見されている。さらに、近世では伊勢神宮への参拝の道として多くの旅人に利用された伊勢街道が町なかを通り、沿道には今なお町家等が軒を連ね往時の面影が垣間見られることなど、多様な歴史・文化をそこかしこで色濃く留めている。

そこで、本町では、自然・歴史・文化の保全とそれらの資源を活用したまちづくりをおこなうため、「地域における歴史的風致^{れきしてきざう}の維持及び向上に関する法律〔平成20年(2008)5月23日法律第40号〕」（以下、「歴史まちづくり法」という。）の趣旨と、本町が進めようとしている歴史まちづくりの方向性が強く結びつくものであるとの認識に立ち、本町固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていくために必要な「明和町歴史的風致維持向上計画」の策定を行い、平成24年(2012)6月6日に認定を受け、計画に基づいた事業を平成24年度(2012)から令和2年度(2020)までの9年間にわたって取り組んできた。

主な取り組みは、史跡東部整備事業^{しせきとうぶせいびじぎょう}や坂本古墳公園整備事業など歴史的建造物の史実に基づいた整備をおこない歴史文化の理解を促進し、また、広大な史跡齋宮跡^{しせきさいくうあと}を安全かつ快適に回遊できるよう散策道や公園、トイレ、誘導案内板、総合案内板、説明版などの整備をおこなうと共に活用・交流の場として地域交流センター、齋宮駅北口休憩所の新設や景観を阻害する建物や電柱の撤去や景観に配慮したカラー舗装などハード事業を実施してきた。さらに、歴史文化の理解を深めるため歴史講座や講演会、シンポジウム、イベントなどを開催し、施設の公開や活用および知名度向上のため県内外に情報発信を積極的にした。

その取り組みにより、地域住民の歴史的文化的資源と景観に対する意識と愛着心が向上し、行政と住民の協働による適切な管理を進めることができた。また、史跡齋宮跡の知名度も向上し、観光客も増加傾向にある。

一方で、少子高齢化による歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関わる担い手不足が深刻化している。また、町内には伊勢神宮に深くかかわる歴史文化資源が点在し、それらを回遊するルートや交通手段の整備が不十分であることと、観光客は増加傾向にあるものの、宿泊や飲食施設が乏しいことから、立ち寄り程度で滞在型に至らない。

新たな課題も含めその解決を図るには、史跡齋宮跡では、歴史的建造物の保存と活用を推進し、第1期計画で整備した公園をさらに公開および活用できるよう充実したものにすることが必要である。また、散策道の延長やポケットパークの整備、誘導案内板の設置をすることで回遊ルートの充実を図る必要がある。

さらに、必要に応じて歴史的建造物とその周辺整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図り、地域の活性化を図るため、「明和町歴史的風致維持向上計画」の第2期計画を策定し、引き続き事業を推進する。

2. 計画期間

本計画期間は、令和3年（2021）度～令和12年（2030）度までの10か年とする。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、事務局である斎宮跡文化・観光課とまちづくり戦略課の連携により計画案の検討・作成を行い、計画に掲載すべき事業については、計画策定庁舎内会議により検討を行った。その後、明和町歴史的風致維持向上計画協議会に意見聴取を行った上で、町民に対してパブリックコメントを実施した。さらに再度検討を行い、町長へ報告し、「明和町歴史的風致維持向上計画（第2期）」を決定した。

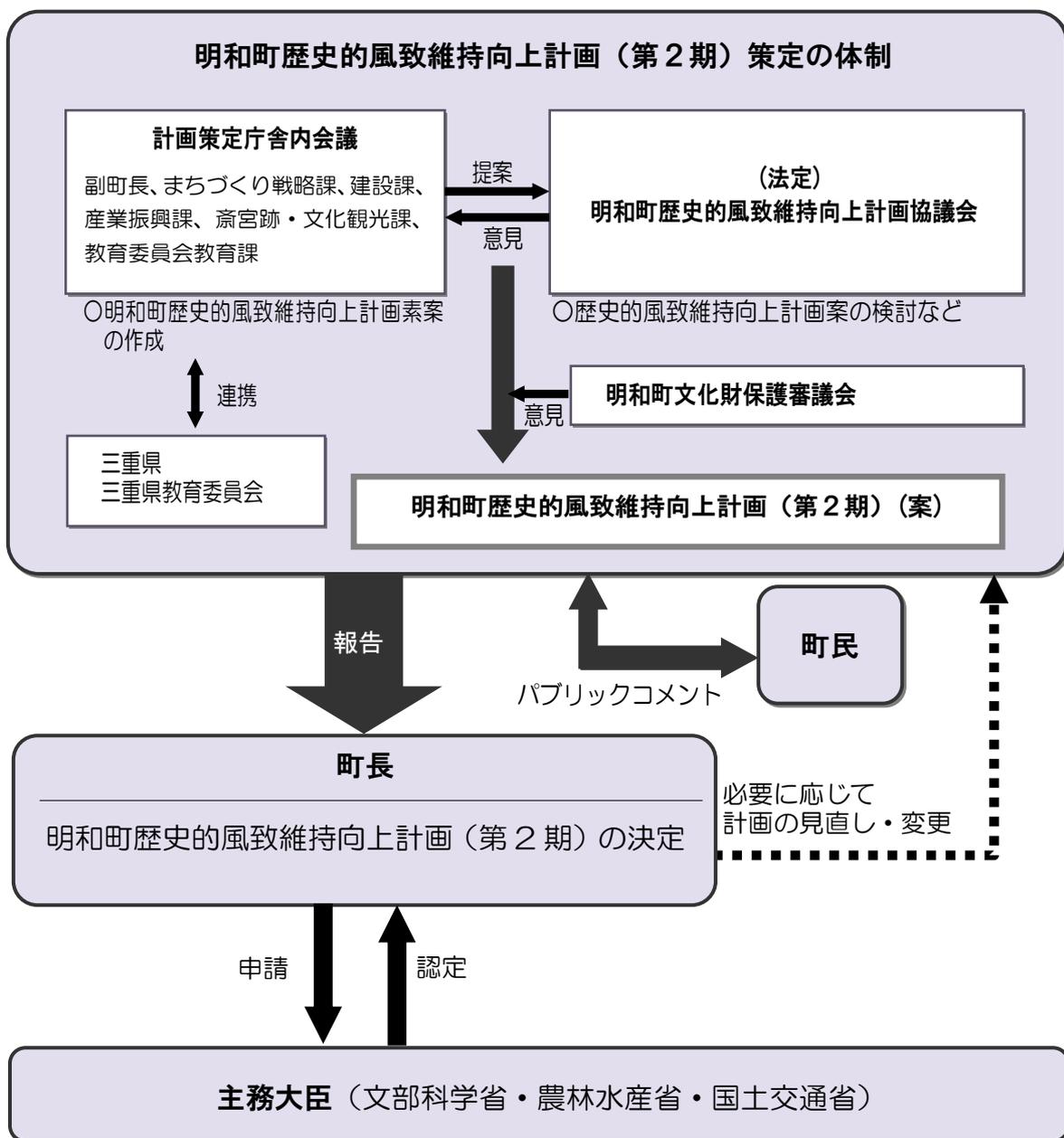


図 明和町歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定体制

表 明和町歴史的風致維持向上計画協議会の構成

役 職	所 属	氏 名
会 長	和歌山県立紀伊風土記の丘 館長	増 淵 徹
副会長	明和町文化財保護審議会会長	倉 田 直純
委 員	國學院大學観光まちづくり学部教授	浅 野 聡
	明和町文化財保護審議会委員	高 橋 徹
	国史跡齋宮跡協議会会長	中 川 肇二
	(公財)国史跡齋宮跡保存協会代表理事	大 和 谷 正
	明和町観光協会会長	森 下 清
	齋宮ガイドボランティア会長	田 所 秀明
	(一社)明和観光商社 代表理事	千 田 良仁
	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課長	
	三重県環境生活部 文化振興課長	
	三重県県土整備部 都市政策課長	
	明和町副町長	
オブザーバー	齋宮歴史博物館長	

4. 計画策定(変更)の経緯

本計画の策定経緯を以下に示す。

【第1期】

平成24年 4月26日	歴史的風致維持向上計画の認定申請
平成24年 6月 6日	明和町歴史的風致維持向上計画認定
平成25年 3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成25年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成26年 3月 7日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成26年 3月31日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成26年 8月 4日	明和町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出
平成28年 3月14日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成28年 3月31日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定
平成30年 3月 9日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定申請
平成30年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画の変更認定
令和 2年 3月13日	明和町歴史的風致維持向上計画の軽微な変更に係る届出

【第2期】

令和2年 1月10日	第12回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
令和2年11月18日	第13回明和町歴史的風致維持向上計画協議会を開催
令和2年11月20日	パブリックコメントを実施(12月4日まで)
令和3年 3月12日	歴史的風致維持向上計画(2期)の認定申請
令和3年 3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画(2期)認定
令和3年12月22日	第15回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和4年 3月 1日	明和町歴史的風致維持向上計画(2期)の軽微な変更に係る届出

令和5年	1月20日	第16回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和5年	2月10日	パブリックコメントを実施（2月24日まで）
令和5年	3月 3日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の変更認定申請
令和5年	3月30日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の変更認定
令和6年	3月21日	第17回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催
令和6年	3月29日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出
令和7年	3月21日	第18回明和町歴史的風致維持向上計画協議会の開催 （書面決議）
令和7年	3月24日	明和町歴史的風致維持向上計画（2期）の軽微な変更に係る届出

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然環境

(1) 位置

本町は、三重県の中央部を構成する伊勢平野の南部に位置し、松阪市と伊勢市のほぼ中間点に位置する。町域の面積は41.04 km²で、東は伊勢市、西は松阪市、南は玉城町、多気町と接している。また、北は伊勢湾に面し、延長7.5 kmの海岸線を有し、中央部から北部の大部分が平野となっており、南部には標高40～50mの緩やかな丘陵地帯がみられる。西から櫛田川の分流である祓川、中央部を笹笛川、伊勢市との境を大堀川が南北に流れ伊勢湾に注いでおり、水田の広がる農業地域となっている。

中央の平野部には、古代から中世にかけて、天皇の代わりに伊勢神宮に仕える「斎王」の御殿とその事務を取り扱う斎宮寮と呼ばれる役所からなる「斎宮」が置かれた。また、斎宮には、奈良や京の都と斎宮から南東約15 kmにある伊勢神宮を結ぶ官道である「伊勢道」が横切り、伊勢神宮にとって重要な場所となっていた。斎王制度が廃絶した後においても、本町の手前で複数の街道が一つになり、交通の要衝として伊勢街道沿いの町なみが発展したことにより、伊勢神宮への参拝客によって賑わいを見せるなど、伊勢神宮との関わりが深い地域となっている。

また、南部の丘陵地帯には多くの古墳が群集している。



図 明和町の位置

(2) 地形・地質

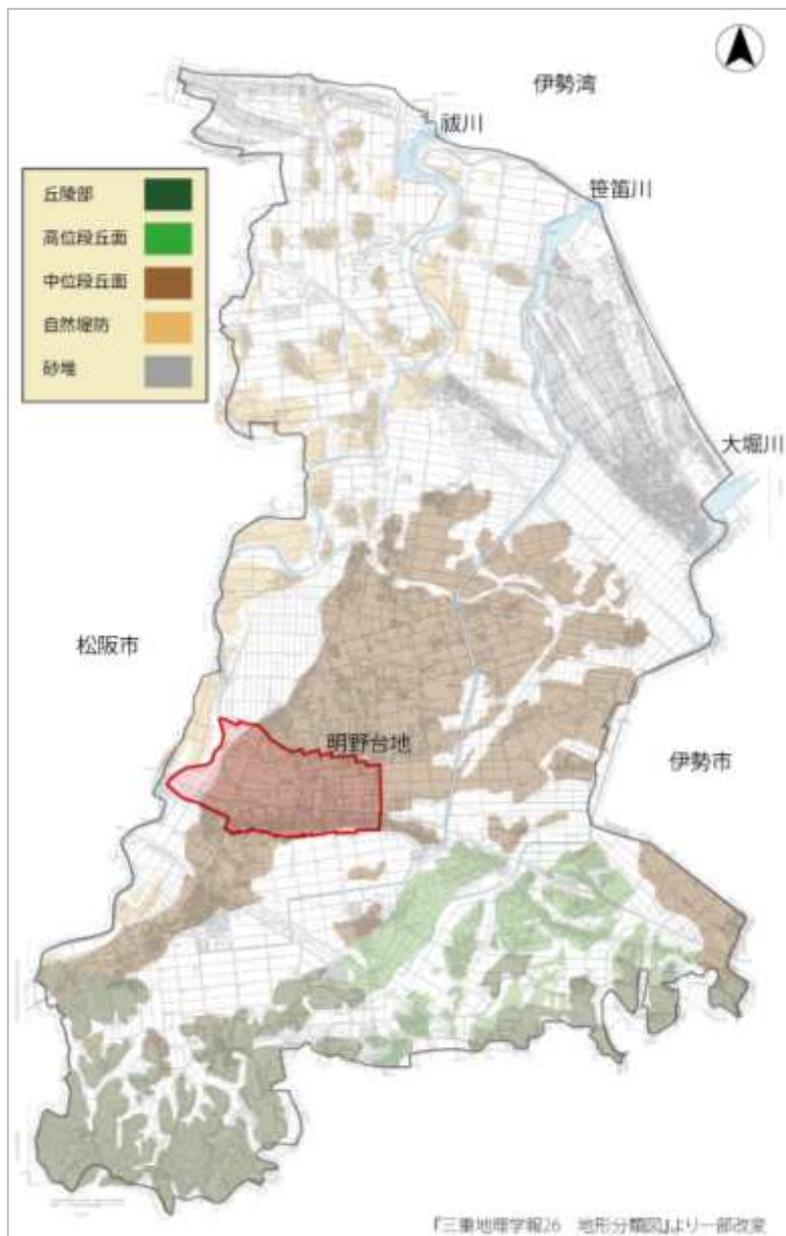
南部に分布している丘陵地は、丘頂標高 40～100m の西南域と^{みのむら} 叢村^{ざん} 以東の標高 30～50m で^{きゅうじょう} 丘状^{だいぶつやま ちかい} にまとまりを示す大仏山地塊に二分され、^{たまきゅうりょう} 玉城丘陵と称されている。

町域面積の 25% を占める台地は、北西から中南西地方の主要河川が形成に関わり、伊勢平野に広い地形面を残す台地群^{うち} の内にある。これらの台地群は、地形面の高低^{たいせきぶつ}、堆積物の構成、形成の新旧などから一般的に高・中・低位に大別され、町域の台地は高位の^{みょうじょうめん} 明星面と中位の^{さいくうめん} 斎宮面となっている。

平地は^{よしかわ} 祓川流域に広い面積を占め、祓川が^{せんじょうちじょう} 櫛田川から分岐する付近から下流の^{養川} 養川付近まで平坦な地形面が続いている。祓川流域は^{せんじょうちじょう} 櫛田川流域を含めて扇状地状の平面形が広がっているほか、町域には祓川とともに^{ささぶえがわ} 笹笛川および大堀川の二河川が流れている。これらは源流から河口まですべてが町域内にあり、南部丘陵からの台地面が細分化されたことにより、中・上流域に^{たにぞこへいや} 谷底平野が形成されている。

本町の南部から南西部にかけて分布し、山地を形成しているのは^{かこうがんらい} 花崗岩類であり、町内に現存する寺社の石碑等で広く使用されている。また、^{れき} 笹笛川源流部の丘陵が花崗岩類からなるほかは、流域の大部分に^{み こけつ} 未固結堆積物が分布しており、上流域および下流域は^{れき} 礫・砂・泥、中流域の台地は礫、河口域は砂を主とした堆積物によって形成されている。

図 明和町の地形・地質図



※赤枠内は、史跡 斎宮跡

(3) 気候

気候は、冬暖かく、夏涼しい東海型気候に属しており、全般的に温暖で、四季の変化は快適な風土を醸し出している。そのため、冬でもほとんど降雪がみられない。本町南東に位置する伊勢市小俣町いせしお ぼたちょうの気候データによると、1年間を通じた平均気温は15.6度となっている。また、月別の降水量は、冬の時期に比較的少なく夏の時期は多い傾向にある。

風速は年間を通じて概ね2～3m/sで推移しており、年間を通じて強い風が吹いている。特に冬季は風速が3m/sを超える月が続くほか、7月から9月においても台風の影響から風速が強まる傾向にあり、ひと昔前までは、冬季の強風と乾燥を利用しての大根のはさ掛けが町内の至るところに設けられ、冬の風物詩となっていた。

図 平成22年(2010)～令和元年(2019)における気温の月別変化(平均)

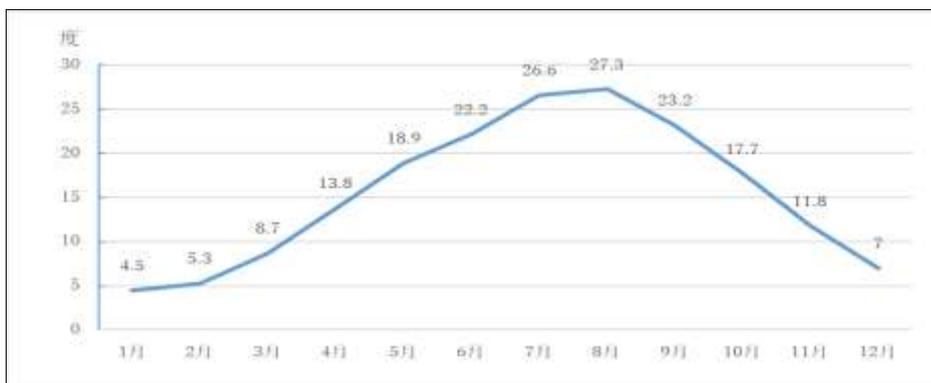


図 平成22年(2010)～令和元年(2019)における降水量の月別変化(平均)

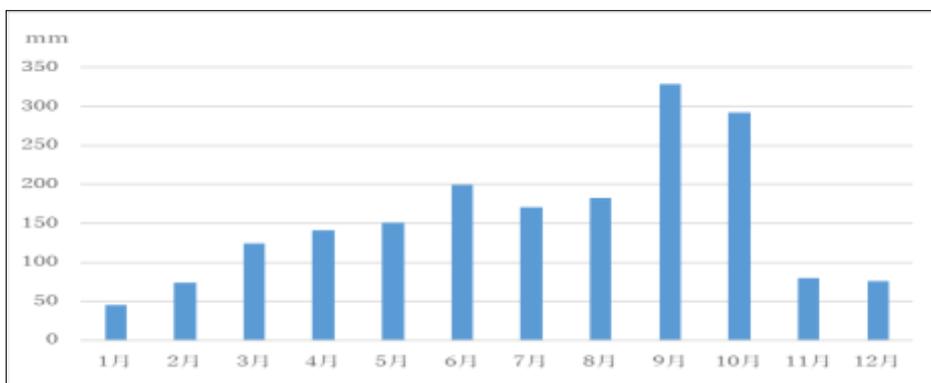
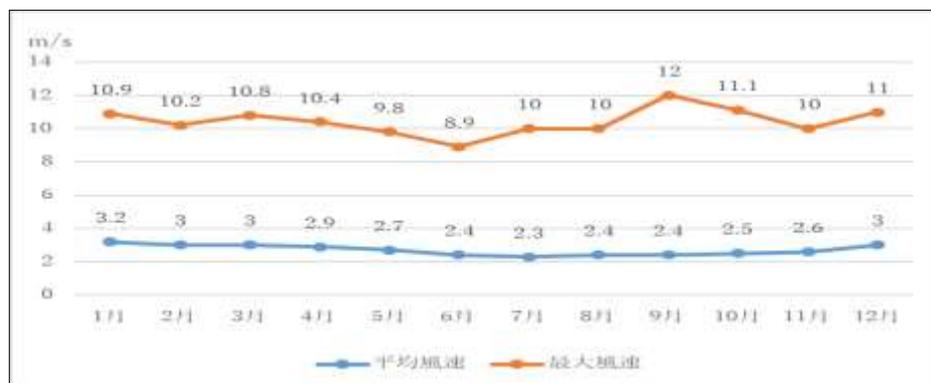


図 平成22年(2010)～令和元年(2019)における風速の月別変化



出典:気象庁ホームページ(地点:小俣)

2. 社会的環境

(1) 町域の変遷

明治22年(1889)4月に市町村制が実施され、現在の自治会が統合された形で大淀村、上御系村、下御系村、斎宮村、明星村となった。その後、昭和30年(1955)年4月に大淀町、上御系村、下御系村の1町2村が「三和町」に、斎宮村、明星村の2村が「斎明村」として合併した。そして、昭和33年(1958)9月に1村1町が合併し、「明和町」が誕生した。

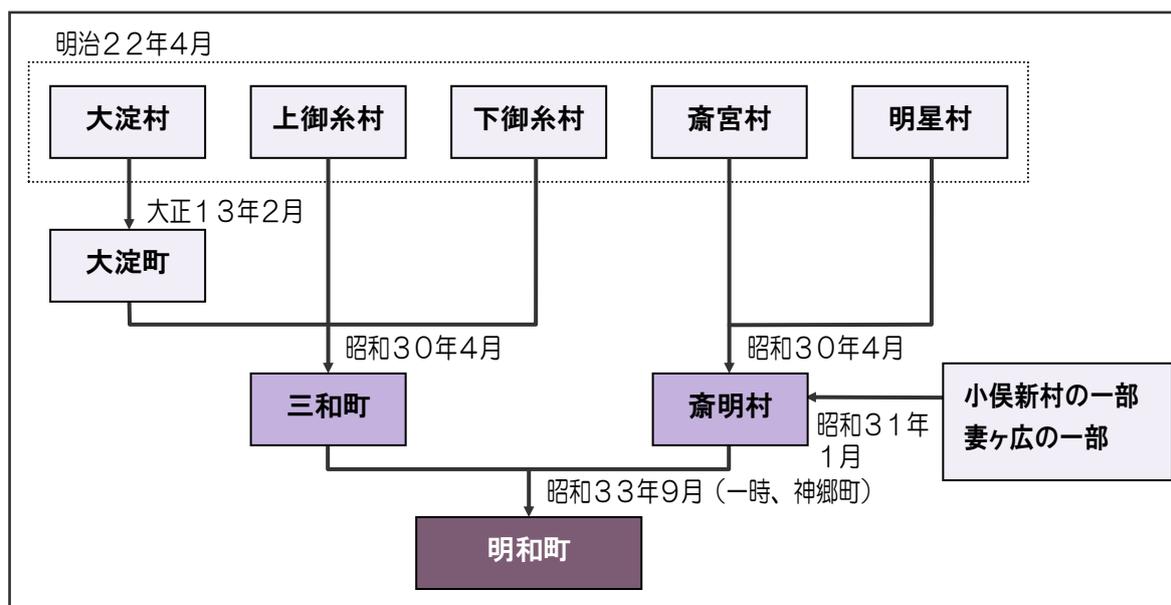


図 町域の変遷

(2) 土地利用

本町は、町域のほぼ中央部に広大な「史跡斎宮跡」が存在し、また、全域が「都市計画区域」と「農業振興地域」の重複指定を受ける特殊性を有しているが、非線引きで、用途地域も未指定である。また、中心地といえる集積がなく、集落・住宅団地などが全域に点在しながら発展してきた特徴がある。

本町は、三重県内の中核都市である松阪市と伊勢市の間に位置する立地条件から、近年では住宅開発が進むなど土地利用の転換がみられ、一部には工業団地や国道 23 号沿いの大規模商業施設等が集積するなど、沿道型の商業地形成が進んでいる。その一方で、町の中心となる市街地は形成されておらず、住、商、工、農等の土地利用が混在している状況である。

図 明和町の土地利用図



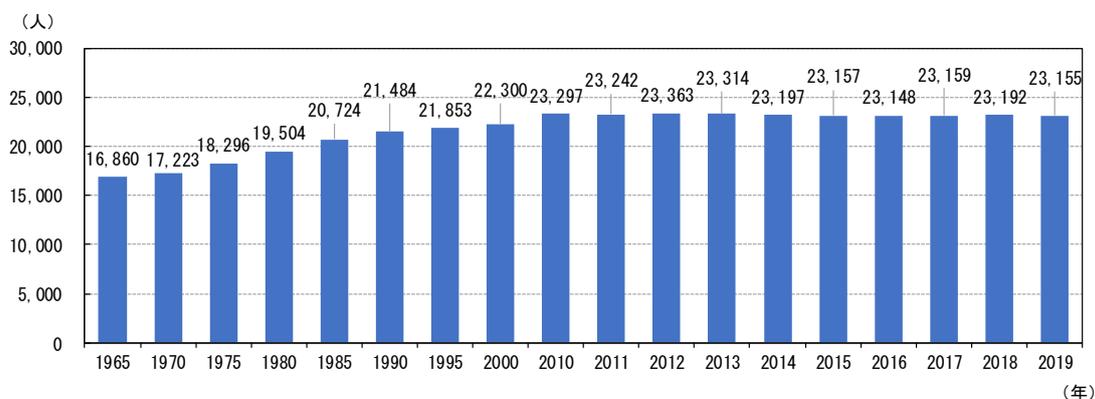
(3) 人口

本町の人口は、現在、23,155 人（令和元年（2019）10 月 1 日現在）である。本町は、伊勢市や松阪市のベッドタウンとしての特性から、昭和 40 年（1965）以降は緩やかな人口増加が続いていたが、平成 24 年（2012）の 23,363 人をピークに人口はやや減少傾向にある。

また、下図の男女別の人口ピラミッドをみると、男性は 45～49 歳が 915 人と最も多く、女性は 80 歳以上が 1,409 人と最も多くなっている。なお、男女とも年齢が低くなるにつれて人口が少なくなっており、15 歳未満の年少人口は、男性が 1,553 人、女性が 1,504 人となっている。

将来世帯人口については、「まち・ひと・しごと創生～人口ビジョン（令和 2 年中間報告）」で、2060 年までの推計を行っており、2060 年には人口が 20,050 人に減少することが予測され、さまざまな施策による人口減少の克服に取り組むこととしている。

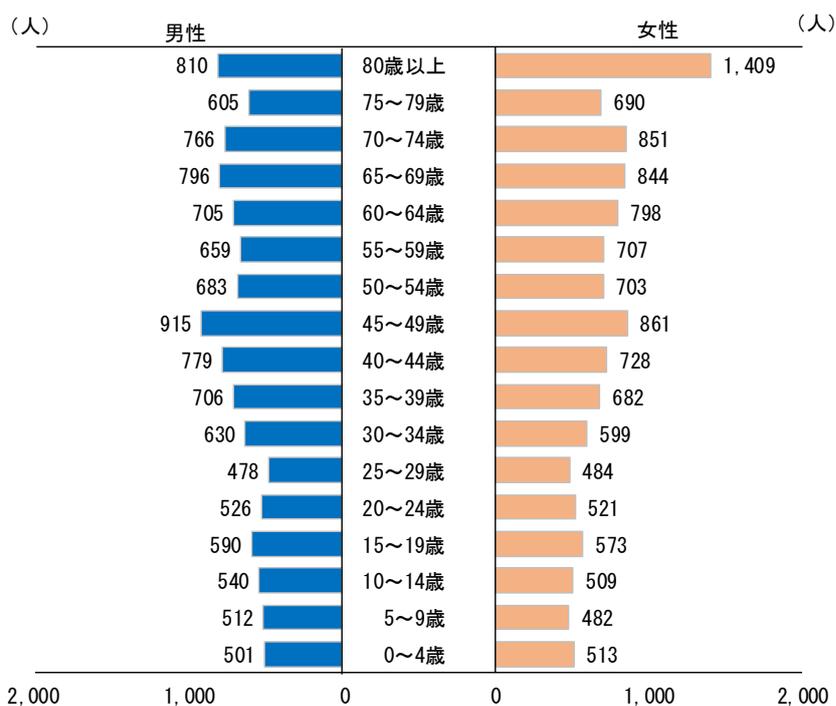
図 明和町の人口推移



※1965～2010 年までは国勢調査、2011 年以降は明和町年齢別人口一覧より作成

出典：国勢調査、明和町

図 男女別人口ピラミッド



出典：明和町〔令和元年（2019）10 月 1 日現在〕

図 明和町の将来人口推計



総人口見通し	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
独自推計人口 (人)	22,586	22,301	22,008	21,693	21,355	20,991	20,710	20,469	20,248	20,050
独自推計世帯数 (世帯)	8,943	9,069	9,165	9,205	9,201	9,158	9,123	9,097	9,080	9,072
1世帯あたりの 人口	2.53	2.46	2.40	2.36	2.32	2.29	2.27	2.25	2.23	2.21

資料：国配布ワークシート 社人研 一般世帯数の推移

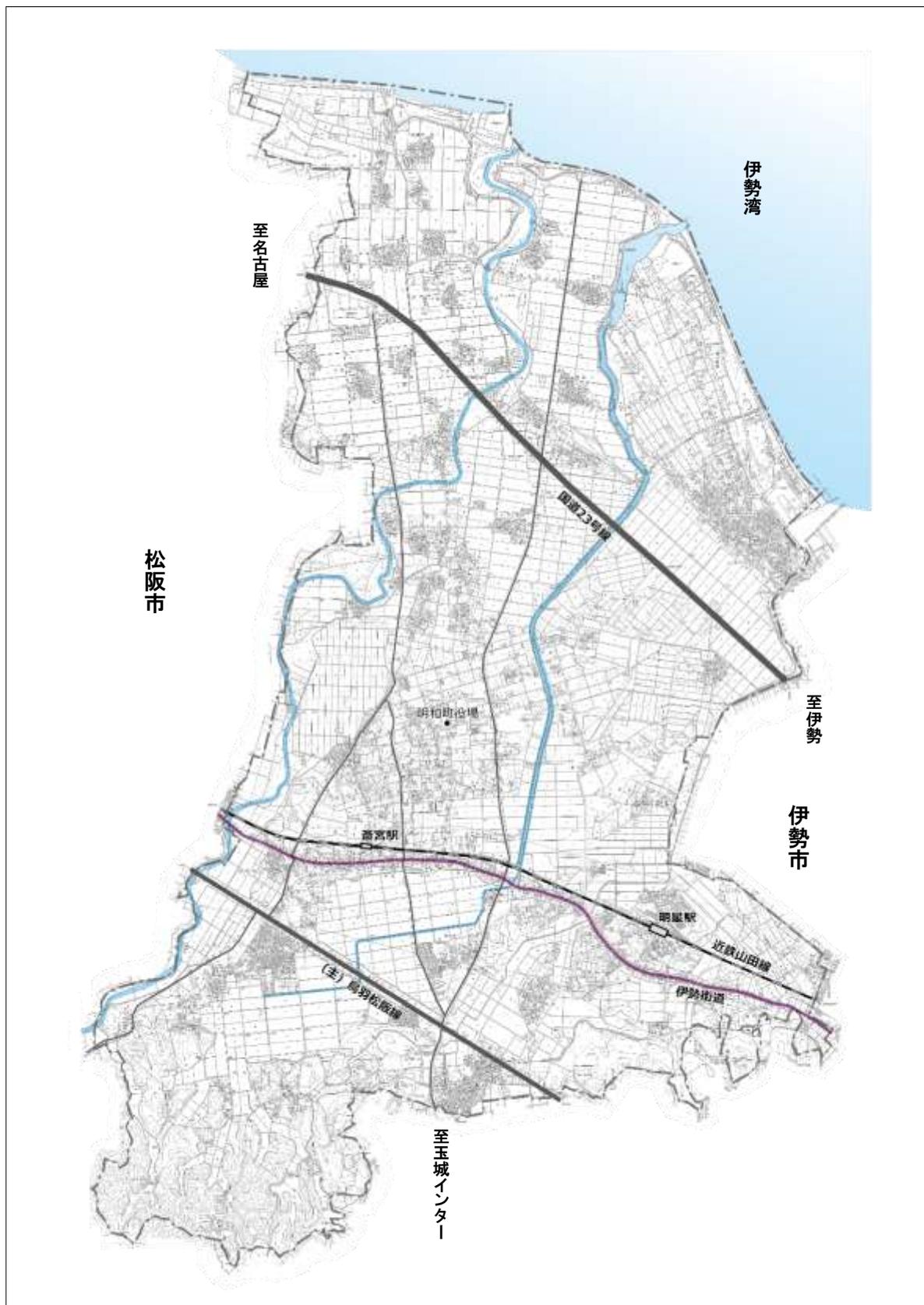
(4) 交通

本町北部には、広域幹線道として隣接する松阪市、伊勢市を結ぶ国道23号が東西方向に通っている。また、町外の南部には伊勢自動車道が通っており、伊勢湾岸の都市間幹線道路として全面供用されており、本町へのアクセスに松阪ICまたは玉城ICが利用されている。

町の中央部には、伊勢神宮への参拝者が利用した伊勢街道が東西に通っており、往時の面影を感じさせる町家や社寺が残っている。さらに、南部には、松阪市や伊勢市の市街地に通じる県道鳥羽・松阪線（旧国道23号）が東西に通っている。

鉄道網では、近鉄山田線が通り、斎宮駅、明星駅が設置されている。両駅ともに特急や急行の停車駅ではないため、鉄道で本町にアクセスする際は、主に松阪駅での乗り換えが必要となっている。また、町内には町民バスや伊勢市コミュニティバスの2種類の路線バスが運行しており、町民の生活を支えている。

図 明和町の交通図

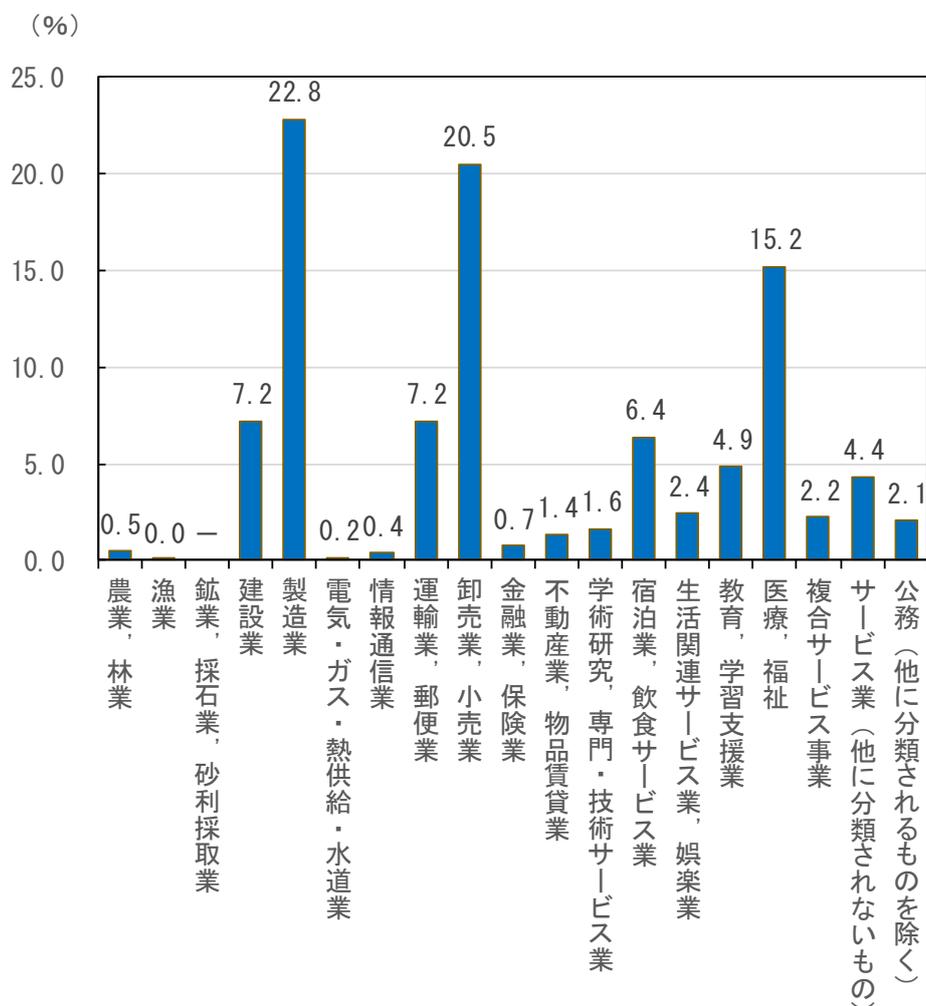


(5) 産業

本町の産業は、農業や水産業などの第1次産業や、製造業・建設業等の第2次産業を主産業としていた。農業は、稲作を中心とした土地利用型農業や畜産が行われ、水産業は、伊勢湾沿岸の遠浅で砂質の地盤を生かした、のり養殖業や採貝漁業が盛んである。

平成26年(2014)の調査では、第1次産業における機械化や農地の集積による省力化の影響から、本町の産業別従業員数割合は「製造業」(22.8%)、「卸売業、小売業」(20.5%)、「医療、福祉」(15.2%)の順に高く、第2次産業やサービス業等の第3次産業が主力産業となっている。製造業は、食料品製造業・金属製品製造業・電気機械器具製造業の割合が多く、その大部分が中小事業所によって占められている。また、平成23年(2001)に下御系地区の国道23号沿道に大規模商業施設が立地して以降は商業開発が進んでおり、集客力を有する商業核が形成されるなど、本町における産業構造は大きく変化している。

図 産業別従業員数の割合



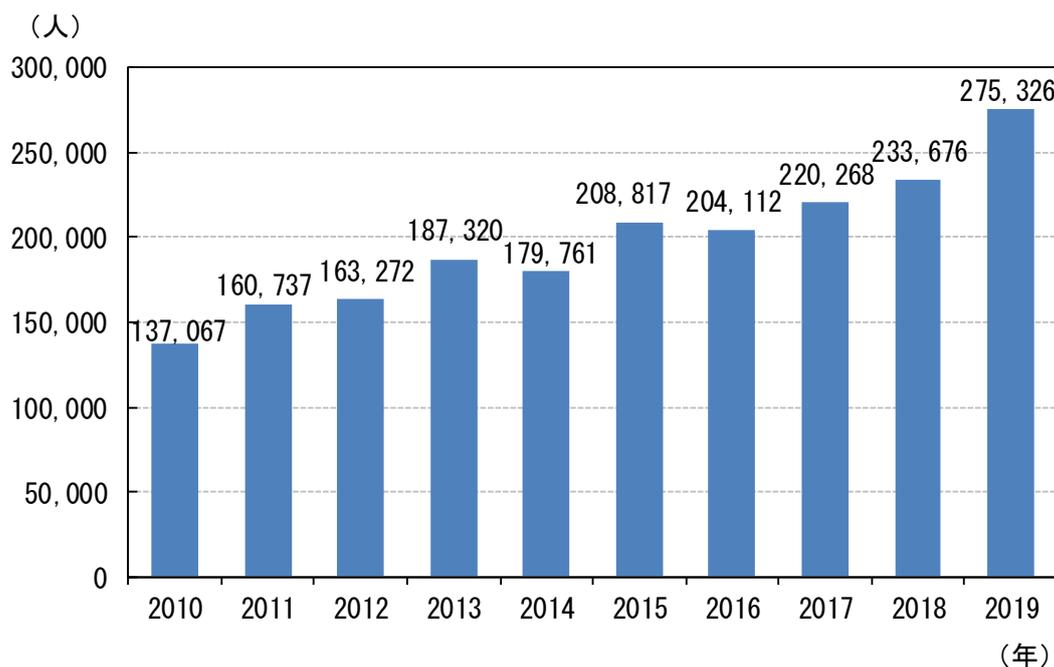
出典:平成26年経済センサス-基礎調査

(6) 観光

本町には、史跡齋宮跡をはじめ、伊勢神宮と関わりのある歴史的文化遺産を多く有し、齋宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、復元建物のあるさいくわ^{へいあん}の杜^{もり}など歴史文化施設がある。また、自然に恵まれた大淀^{おおよど}ふれあいキャンプ場も有する。このような背景を受け、本町では史跡齋宮跡とその周辺地区を中心に持続可能な観光を目的とし「SDGs」国際基準をはじめ「JSDC-D」等の基準を踏まえ、『明和町観光振興計画』^{めいわちようかんこうしんこうけいかく}を策定し、観光業のさらなる振興を図っている。

また、平成24年（2012）6月には「明和町歴史的風致維持向上計画（第1期）」の認定を受け、史実に基づいた復元建物の整備や観光案内所、地域交流センター、多目的広場、トイレ、散策道、駐車場、誘導案内板、Wi-Fi 整備など観光客の受け入れ施設を徐々に整備してきた。また、平成27年（2015）4月には「日本遺産 祈る皇女齋王のみやこ 齋宮」のストーリーが認定も受けたことで、全国に情報発信ができ知名度向上の効果もあり、観光客は平成22年（2010）の13万7千人から令和元年（2019）では27万5千人に達し増加傾向にある。

図 明和町観光入込客数推移



出典:令和元年 観光レクリエーション入込客集推計書 観光客実態調査報告書:三重県

3. 歴史的環境

(1) 歴史

①旧石器時代から弥生時代

本町において、人の活動が窺われるのは1万数千年前に遡る後期旧石器の頃からと考えられ、旧石器時代の遺跡は町内で20か所確認されている。その分布は、南部の玉城丘陵及び北に派生する緩斜面、祓川右岸の洪積台地、大仏山丘陵及び北に広がる段丘面に点在している。

同じ地域で、縄文時代の遺跡が32か所、弥生時代の遺跡が31か所確認されている。中でも、祓川右岸の沖積平野を見下ろす洪積台地縁辺部は、上流の岩内の城山遺跡からコドノA・B遺跡、金剛坂遺跡、斎宮跡中垣内地区、馬渡遺跡、栗垣内遺跡と台地先端部まで帯状に分布する。弥生時代の初めは、金剛坂遺跡に小規模な集落が形成され、その後、コドノ遺跡や斎宮跡周辺にも集落が点在し、弥生時代後期には北野遺跡等の大規模な拠点集落が形成されていたことがわかっている。



金剛坂遺跡出土 環状壺型土器

②古墳時代

古墳時代になると町内に多くの古墳が築造され、その数は530を超えていたが、現存する古墳はその内の4割程度で、その古墳の多くは南部の玉城丘陵に分布しており、県下有数の古墳の群集地となっている。中でも5世紀中頃から後半に築造された高塚1号墳は全長75mの帆立貝式前方後円墳で、明治期に画文帯神獸鏡が出土し、昭和47年(1972)に発掘調査された全長38mの神前山1号墳や全長52mの大塚1号墳なども同様の古墳で、この地域の首長墓と考えられている。

また、祓川右岸の洪積台地上には、辰ノ口古墳群や塚山古墳群、さらに台地先端部には坂本古墳群がある。特に、坂本古墳群は、史跡斎宮跡から北1kmに位置し、かつて地元で「百八塚」と呼ばれ、120基を超える古墳が存在していたが、現在6基のみが墳形をとどめている。中でも坂本1号墳は、古墳時代の終焉を迎えた7世紀前半の前方後方墳として極めて珍しいものであり、当時としては豪華な金銅装頭椎大刀が副葬されていることからみても、大和朝廷と



神前山1号墳



神前山1号墳出土 画文帯神獸鏡(京都国立博物館蔵)

の関わりがあった有力者のものであり、「斎宮」の成立に強い影響を与えた人の墓と考えられ、平成16年（2004）に県の史跡に指定されている。

③古代・中世

古代以前の本町は、『倭姫命世紀』によると、伊勢神宮が五十鈴川のほとりに鎮座する前に、倭姫命一行が飯野郡高宮から櫛田川を下り、海へ出て大淀の浜に上陸し、佐々夫江に行宮を置いたとあることや、9月の神嘗祭に初穂の稲束を伊勢神宮の内玉垣に懸け、わが国に永遠の繁栄をお祈りする懸税（カケチカラ）行事の発祥地であること、また、垂仁朝から孝徳朝の大化5年（649）まで本町の南部にある鳥墓の地に神序という伊勢神宮の役所が置かれていたことなど、古くから伊勢神宮と深く関わりを持っていた地域である。



佐々夫江行宮跡

また、古代においても同様で、町全域が多気郡に属し、度会郡、飯野郡と共に「神三郡」と称せられ、伊勢神宮の神領であった。多気郡は7郷からなり、多気郷、麻績郷、有爾郷の3郷が町域に属する。

北部の大淀、下御系、上御系地区は、麻績郷に属し、服部氏や麻績氏が支配し、古くから神宮の織物を織っていた地域である。現在、この地域には、御系や中海（中麻績）の地名や麻績神社、畠田神社、織殿神社などが残っている。隣接する松阪市には、現在も神宮の織物を織って奉納している神麻績機殿神社や神服織機殿神社がある。

中央部には、国家機関である「斎宮」が置かれた。

南部は、隣接地の多気町、玉城町の一部を含め「有爾郷」に属し、伊勢神宮の神事に用いる土器を焼く生産集団が住んでいた場所である。

この地域が土器生産地であったことを裏付ける遺跡が町内の発掘調査で明らかになっている。昭和51年（1976）に発掘調査された水池遺跡では、土師器を焼く窯、粘土を蓄える土坑、工房である掘立柱建物、井戸が確認され、一連の土器づくりの過程が分かる遺跡であることから、昭和52年（1977）7月25日に「水池土器製作遺跡」として国の史跡に指定されている。以後、戸峯遺跡群から100基、北野遺跡から225基をはじめ、町の南部を中心に20遺跡から572基（令和元年11月現在）の土師器を焼いた窯跡が確認されている。



水池土器製作遺跡 土師器焼成坑

北野遺跡は、6世紀の前半から8世紀前半まで生産が続けられている。また、北側に隣接する古堀遺跡は、平安時代の土師器焼成坑も見つかっており、この辺りが土師器の一大生産地であったことを窺うことができる。そして、ここで焼かれた土器（土師器）は、伊勢神宮や斎宮だけでなく尾張地域や岐阜県、さらに関東地方まで流通していたことが分かっている。

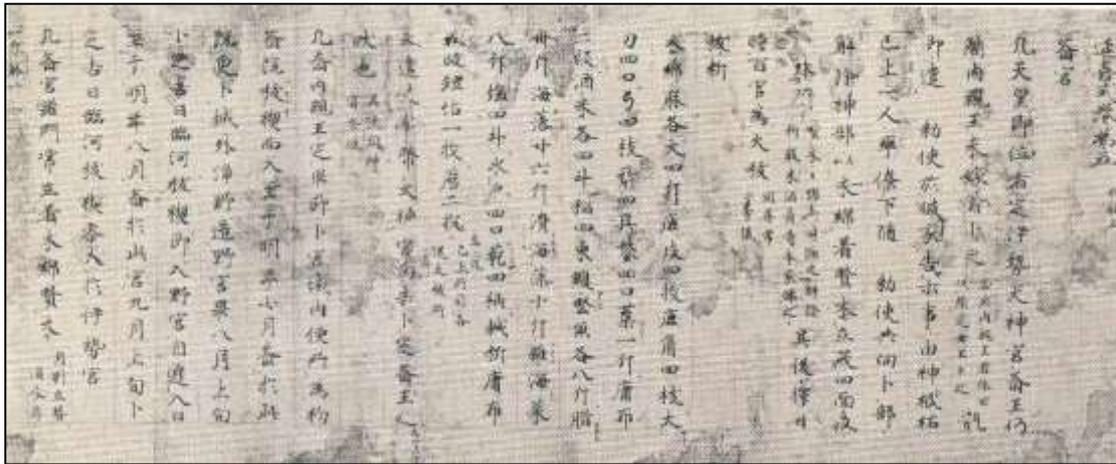
中世に入ると荘園が発達し、各地に神宮の荘園である御厨、御園ができ、町域にも志貴御厨、丹河御厨、桜御園、上野御園、浜田御園、斎宮柑子御園、池田御園、佐田御園、平尾御園、藤原御園、中麻績御園、美佐御園、藤迫御園、坂本御園、池村御園があった。

■斎宮制度の成立と廃絶

斎宮は「いつきのみや」とも呼ばれ、古代・中世において、天皇の代わりに伊勢神宮の天照大神に奉仕するため、歴代天皇の即位ごとに伊勢に遣わされた斎王の御殿とその事務を取り扱う斎宮寮と呼ばれる役所からなっていた。

その斎宮の起源は、日本書紀によれば崇神天皇6年の条に豊鍬入姫命が天照大神を祭ったと初めて記されており、以後、倭姫命などが記紀に記載されているが、「斎王」と表記していない。実質的には、『日本書紀』に壬申の乱の翌年、天武天皇2年(673)4月14日、「大来皇女を天照大神宮に遣し侍らせむとして、泊瀬の斎宮に居らしむ」と記され、翌年10月9日には、「大来皇女、泊瀬の斎宮より、伊勢神宮に向う」と記されていることから、斎王制度はここからが始まりとされている。これより南北朝時代にこの制度が廃絶する約660年間に60余人の斎王が選ばれた。

最も整備された斎宮の様子は、10世紀に編纂された法典『延喜式』で知ることができる。これは、全50巻から構成され、その巻第五が「斎宮」であり、斎王が選ばれて帰京するまでの流れや斎宮での儀礼や祭祀、財政、事務などの諸規定がまとめられている。



『延喜式』巻第五 斎宮(複製)

(斎宮歴史博物館蔵)

斎王は、天皇が即位すると未婚の皇女の中から「卜定」という占いによって選ばれ、宮域内の便宜なところで慎みを保つために「初斎院」と呼ばれる施設に移動し、1年間の潔斎生活を行う。翌年の8月に、宮域外の清浄な場所に造営された「野宮」に入り、さらにその翌年8月まで潔斎生活を送ったのち、9月上旬に伊勢斎宮へ5泊6日をかけて「群行」する。群行には、斎宮寮の寮頭以下、官人、女官など500人余りが随行した。



図 平安時代の群行路・帰京路



斎王親王参宮図部分

(神宮徴古館農業館蔵)

斎王の最も重要な務めは、伊勢神宮の天照大神へ奉仕することで9月の神嘗祭、6月、12月の月次祭の年3回伊勢神宮に赴き、祭祀を行っていた。それ以外は斎宮において祭祀や年中行事を行い、清浄な生活を送っていた。

斎王は、天皇の讓位、崩御、近親者の不幸などの理由によって任を解かれるもので、これを退下といい、群行とは別ルートを通して帰京した。

斎王のくらしは、日記や『伊勢物語』『大和物語』などの古典文学から知ることができるが、神に仕える神聖な生活と都と変わらない優雅な生活であったと考えられる。

また、斎宮には斎宮寮という役所が設置されていた。その初見は、『続日本紀』大宝元年(701)条に「斎宮司」の名を見ることができる。また、『類聚三代格』神龜5年(728)の勅に主神司、舍人司、蔵部司など11司があったことが記されている。発掘調査でも一辺120mの区画が東西7列、南北4列の碁盤目状の方格地割が明らかになり、計画性をもった造営が行われていたことが窺え、土器に「膳」「殿司」「酒」「蔵」「水司」「水部」「炊」など役所名が書かれた墨書土器も出土している。

斎宮寮に置かれた役所の機能から見て、斎宮は、女性である斎王を中心としたミニチュアの朝廷の性格と祭司的官衙の性格を備えていたといえる。

斎宮の造営初見は、『続日本紀』宝龜2年(771)条に斎宮造宮使の派遣の記事である。斎宮は、斎王が卜定されてから、斎王のために造営が進められたと考えられる。これは、発掘調査で建物の建替えが繰り返されたと思われる数多くの柱穴が確認されていることから、斎王ごとに造営されたことを裏付けている。

整然と整備された斎宮も10世紀に入ると組織や財政面で変化が生じ、建物配置の企画性の後退、塀の消滅、建物規模の縮小化など衰退し始め、



斎宮寮復元模型

(斎宮歴史博物館蔵)



建替えられている建物跡

斎王の派遣も次第に途絶え、崩壊へと進んでいく。

斎宮寮は常置の官衙ではなく、斎王が伊勢斎宮に赴任している期間のみ置かれた役所であり、前斎王が退下したあと、次の斎王が赴任するまでには数年間を要する。そのため、斎王不在期間が生じ、官人も斎王赴任のたびに任命されていたことから、斎宮は無人状態であった。

従って、斎王不在の間、斎宮の建物などは放置され、かなり傷んでいたと考えられる。この様子は、伊勢参宮に通った人々の旅行記などから窺い知ることができる。平安時代末期の承安2年(1172)から文治3年(1187)の16年間、斎王が不在であった時に斎宮を訪れた西行は、『山家集』に「伊せに斎王おはしまさて、としへにけり、斎宮こたちはかりさかと見えて、つかきもなきやうになりたりける」と記しており、ここからも斎宮の荒廃した様子が窺える。

文永9年(1272)、伊勢の地に赴任した最後の斎王となった亀山天皇の愷子内親王が退下した後は、都で斎王が卜定されても、群行せず、伊勢斎宮へ62年間赴任することなく、ついに、建武元年(1334)後醍醐天皇の祥子内親王が退下した以後、斎王の卜定はなく、約660年続いた斎王制度は廃絶した。

■中世の街道

交通路は、古代において造られた都と伊勢神宮を結ぶ官道「伊勢道」が中世においても伊勢神宮に参拝する街道(竹川道)として利用されている。この街道の他にも、その北側ルートを通る街道(坂本道)、方格地割の北から4番目の区画道路と重なり、近世に伊勢街道として再整備されるルート(飯高道)があったことが分かっている。また、中世後期には、伊勢国司北畠氏が南勢地域を支配するための重要な拠点としていた田丸城と伊勢街道を結んでいた田丸道があり、これらすべてが「斎宮」を通る道筋になっている。まさしく、斎宮は交通の要衝であったことがわかる。長禄2年(1458)3月8日の田宮寺別当代宗俊の目安に「田宮寺造営料所斎宮関」が、寛正5年(1464)5月26日付けの「内宮一禰宜荒木田氏経書状」に柳原氏が2か所の関所を設置し、人別12文を徴収していた記録もあり、多くの人々が斎宮を通り、街道沿線に大きな経済



中世街道 (「明和町史斎宮編」より)

効果をもたらし、発達したと考えられる。

竹川・斎宮を東に抜け約 1.5 kmには、安養寺がある。安養寺は、寺伝によると永仁5年（1297）に創建された臨済宗の寺で百間四方の境内の周りには堀が巡らされ、多くの堂塔が立ち並ぶ大寺院であった。室町時代には北畠氏によって手厚く保護されていたが、天正年間に織田信長の兵によって伽藍をすべて焼失したと伝えられている。

現在、小字名として「寺屋敷」の地名が残っているのみで安養寺があったとする面影はないが、平成11年（1999）から7次にわたって発掘調査され、塔頭などの建物や堀、回廊、橋が確認されている。

また、町内には、伊勢国司北畠氏との関係も深く、同氏が神三郡を支配しようとするのにも勢力を伸ばしている。北畠具教は、大淀に隠居としての城を永禄年間（1550年頃）に築き（大淀城）、具教の三男佐田左兵衛少将具郷が居城した佐田城、北畠顕信の末裔が築いた有爾中村城、家臣である黒坂主計亮長兵衛は池村城を築城している。その他、岩内城、上村城、斎宮城、鱗尾城、下御糸中村城、志貴城など町内に10か所の城跡がある。



安養寺跡(第2次調査 2003年)

④近世

近世の町域は、33か村からなっているが、6つの領地に分れていた。中大淀村、山大淀村、大堀川新田の3か村は八田藩領（加納家）、中村、川尻、北藤原、南藤原、田屋、志貴、内座、養田、丹川、前野の10か村は津藩領（名張藤堂家）、坂本、馬之上、中海、行部の4か村は鳥羽藩領（稲垣家）、浜田、八木戸、根倉の3か村は西条藩領（有馬家）、金剛坂、池村、上村、岩内、下有爾、新茶屋新田、蓑村の7か村は紀州藩領（徳川家）、佐田村は西条藩領と鳥羽藩領に分かれ複雑な編成を成していた。津藩は、藤堂家であるが年貢は名張藤堂家に納めていた。西条藩の有馬家、八田藩の加納家は、紀州藩の家臣であり、享保11年（1726）大名に取り立てられた際、鳥羽藩の領地の一部を与えられたものである。このように領主のいない飛地的支配を受けていた。



図 領主別区域

（『ふるさと年輪』より）

また、斎宮、竹川、平尾、上野、有爾中の

5 か村は伊勢神宮の直轄地（神宮領）であった。伊勢神宮の門前町である宇治・山田やその周辺地域は神宮領と称されるものの、三方会合、宇治会合という住民組織が管理し、神宮領の実質はなく、齋宮村など神領5 か村から出される年貢が伊勢神宮の収入源で、最も重要な経済的基盤であった。5 か村の総石高は、3,423 石余りで、そのほぼ半分を齋宮村が有しており、齋宮村は神領 5 か村の代表として、大庄屋的な役割を果たしていた。庄屋であった乾家には、宝暦9年（1759）から文政元年（1818）までの60年間の神宮領の様子を克明に記録した『乾家御留』が残っている。

■伊勢街道沿いの町並みの成立

町内の中央を東西に貫く伊勢街道は、近世以降に盛んになった伊勢参宮の主要道で、伊勢をめざす旅人で賑わい、文化や情報の伝達路として機能し、町内においても街道沿いの約7kmにわたって集落が発達した。

上方からは、伊勢本街道が正規ルートとなっていたが、峠が多かったために、初瀬から名張を経て青山峠を越え、六軒（松阪市）で伊勢街道と合流するルートをたどる参宮客が多くなった。このように、本町の手前で、複数の街道



明星村（『伊勢参宮名所図会』より）

が一つになったため、町内の街道は参宮客によって賑わった。松阪市と明和町の境には、祓川が流れるが、この川は、齋王が都からの群行の際、ここで祓いをして齋宮に入ったことから祓川と呼ばれ、竹川、多気川、稲木川とも呼ばれる。冬から春にかけての渇水期には、ここに板橋を架け、夏から秋にかけての増水期には、船で旅人を渡し、それぞれの橋銭・船銭を徴収していた。昭和61年（1986）発行の『伊勢街道—歴史の道調査報告書—』によると、本町側にある竹川や金剛坂には、岡野屋、大文字屋、櫛田屋などの旅籠があり、他に街道沿いには、三木亭、浪速屋（齋宮）、三田屋（上野）、秋田屋（新茶屋）があった。茶屋は釜屋、櫛田屋、白子屋、道具屋、和泉屋（本陣茶屋）、伊勢屋、車屋、小島屋、板屋、柳屋が、土産物屋は、竹八店、山城屋、的屋があり、特に、三忠店が有名で擬革紙の煙草入れや菅笠を売っていた。他にうどん屋、そうめん屋、粉屋、合羽屋、笠屋、銭湯、髪結い、車屋、飴屋など参宮客相手の店が多く立ち並んでいた。

⑤近代・現代

新政府になり、まず、神領5か村（竹川、齋宮、平尾、上野、有爾中）が明治2年（1869）に度会県になり、その他の村は同4年（1871）に同県に編入された。そして同9年（1876）に度会県全域が三重県に編入された。このように神宮領でなくなったことにより、伊勢神宮との関係は、有爾郷であった菘村で作られる素焼きの土器を神宮へ奉納することのみとなった。

さらに、同22年（1889）市町村制により大淀村、下御糸村、上御糸村、齋宮村、明星村が成立した。その後、数回の合併を経て、昭和32年（1957）5月より、三和町と齋明村の合併協議が開かれたが、意見がまとまらず合併協議がなかなか進まなかった。結局、両町村の激論と

県の仲裁の上に、昭和 33 年（1958）9 月、三和町と齋明村が合併することとなったが、町名が定まらなかったため、合併後に新町名を決めることとし、仮に「神郷町」として合併を行った。実際には、合併決議後に新町名を公募し、神郷町発足と同時に明和町と改称した。また、平成 15 年（2003）3 月には、近隣の 5 町村（明和町、多気町、勢和村、玉城町、度会町）で市町村合併任意合併協議会を発足したが、同年 12 月に同協議会は解散したため、合併することなく平成 30 年（2018）9 月に町制 60 周年を迎えた。

本町は、緑豊かな丘陵地や町の大半の面積を占める農地、白砂青松の海岸地帯などの豊かな自然に恵まれており、農地では米やトマト、イチゴ、ダイコン、とうもろこしなどが生産され、伊勢湾沿岸ではアサリやバカ貝漁、黒ノリの養殖などが行われ、自然に恵まれた特産品が豊富にある。また、史跡齋宮跡をはじめとする歴史文化資源があふれており、令和元年度では年間約 27 万 5 千人もの観光客が訪れている。

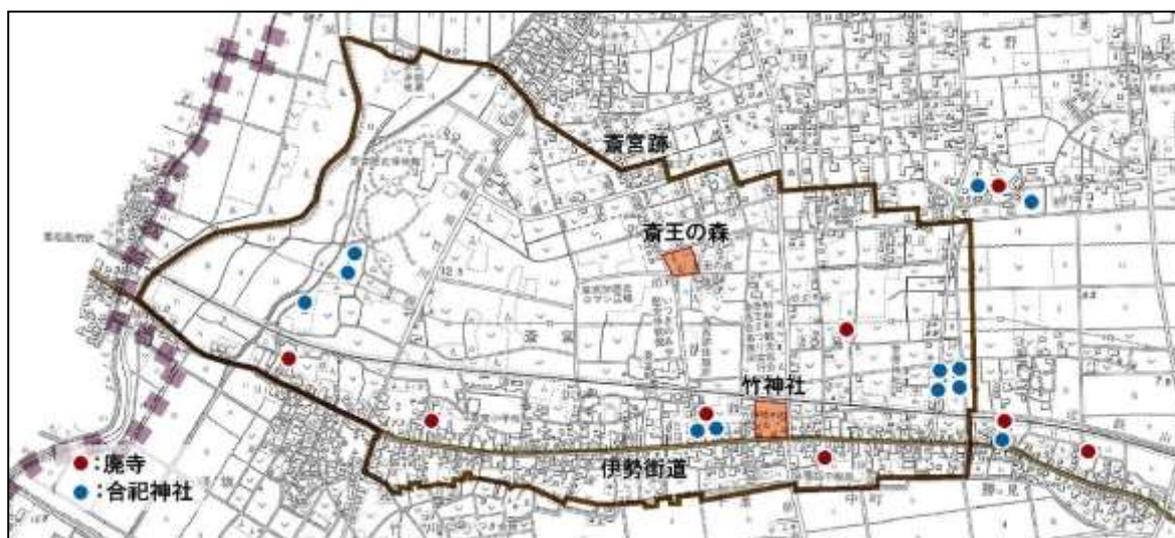
■ 廃仏稀釈と神社合祀による生活の変化

明治時代に入ると新政府は、神道の国教化をはかるため、明治元年（1868）に神仏分離令を出したことにより、廃仏毀釈運動が起り、伊勢神宮のある三重県は特に強化された。中でも明治 3 年（1870）に明治天皇が神宮参拝する決定を受けて、神領であった竹川、齋宮、平尾、上野、有爾中の 5 か村にあった 9 寺は、明治 2 年（1869）にすべて廃寺になっている。その後、上野の安養寺、有爾中の興隆寺、齋宮の宗安寺などは復興しているが、地域の菩提寺が無くなったことで、竹川・勝見は全戸が、金剛坂、牛葉の一部は仏教から神道に移ることを余儀なくされ、葬式も神式で行っている。

明和町の全域において玄関のしめ縄は、その家に不幸がない限り年間通じて掛けられ、中央に付ける木札は、「蘇民将来子孫門」や「笑門」、商店などは「千客万来」を掛けている。この風習は伊勢神宮周辺で見られるもので、明和町が古代において



年間通じて掛けられている注連縄
(平成 23 年 11 月撮影)



廃寺(赤)合祀神社(青)位置

神領であったことの影響と考えられる。

また、神社も伊勢神宮を頂点に行政区域と氏子区域を同じものにするため、神社の体系を再編成する神社合祀政策が、明治 39 年（1906）の勅令によって進められた。ここでも、伊勢神宮のある三重県は率先して整理を行い、県下の神社の 9 割が廃された。本町も 100 以上あった神社が、竹大與杼神社、竹佐々夫江神社、畠田神社、明星神社、宇爾桜神社、竹神社、中麻績神社の 7 社に整理された。現在では、復祀、分祀で多少増えているが、本来、神社で行われていた神事が合祀により氏神が遠い場所に離れてしまい、地域に根付いた神事は、寺と融合する形で伝統行事として残ることとなった。このように、人々の生活にかかわっていた祭りなどの宗教行事や信仰のあり方を大きく変えるものになっている。

現在、町の無形民俗文化財に指定されている伝統行事である神事もこの影響を受け、寺で受け継がれている。

斎宮地区の麻生の左義長^{あさお まぎちやう}は、江戸時代から受け継がれているもので、4 歳になった男子が氏神の織系八王子社^{おりとはちおうじしゃ}に氏子入りする神事であるが、八王子社は明治 41 年（1908）に竹神社に合祀された。しかし、地元には少林寺があり、その境内に小祠が祀られている。祭りの当日は、「織系八王子」「八幡大菩薩」の幟^{のぼり}を 2 本立て神事が進められるが、入り子が少林寺の本尊薬師如来^{ほんぞんやくしにょらい}を礼拝し、扇子^{せんす}を採る場面がある。



麻生の左義長

上御系地区の馬之に残る獅子舞^{ししまい}は、朝 5 時に「円明寺」に集まり、舞い始めは氏神跡で舞い、最後は「円明寺」で舞う。同様、坂本の獅子舞も「延命寺」の境内で舞っている。



馬之上的獅子舞

下御系地区に残る中村の安産祈禱相撲や志貴の精霊相撲に見られる子ども相撲も、神相撲として奉納していたものと思われるが、志貴は、「西光寺」、中村は、「陽珠院」でとり行われ、開始前に本堂で安産祈願が行われ、土俵にお神酒をかける。

このように、明和町では、本来、神社で行われていた神事が、寺と融合する形で伝統行事として残り、明治政府の神社合祀政策は、逆に神仏習合^{しんぶつしゅうごう}の形態を生むこととなった。

■交通の発達による変化

伊勢街道の交通は、駕籠^{かご}や馬から人力車^{のりあいばしや}や乗合馬車^{さんぐう}に変わり、街道を横断することも困難なほど賑わっていた。明治 22 年（1889）参宮鉄道会社が設立され、津市から山田町に至る計画がなされた。同 23 年（1890）7 月、斎宮村の住民らは、鉄道が通ることにより参宮客が素通りして打撃を受けることを恐れて、「参宮鉄道布設中止」の請願を内閣総理大臣に提出したが、同 26 年（1893）に津～宮川間に参宮鉄道が開通し、次第に旅人は減少し、人力車や馬車などの

乗物業や旅籠、茶屋、土産物屋など参宮客を相手にしていた人々は廃業に追い込まれた。その後、地元では、鉄道の利便性と経済効果が見直され、大正期に鉄道誘致の運動が行われている。

昭和 5 年（1930）3 月、伊勢街道とほぼ並行して参宮急行電鉄（現近畿日本鉄道）が開通し、斎宮駅と明星駅ができ、さらに南側には、同年 12 月に伊勢電鉄が開通し、南斎宮駅と南明星駅ができた。このことにより、鉄道会社に就職する人も増え、また、大阪方面との交通が便利になったため、伊勢沢庵^{いせたくわん}の生産が活発となり、生活形態に変化をもたらした。

この伊勢電鉄は、昭和 11 年（1936）9 月に参宮急行電鉄に合併され、伊勢線と呼ばれたが、昭和 17 年（1942）に廃線となった。

しかし、昭和 28 年（1953）の第 59 回の伊勢神宮式年遷宮に合わせてこの廃線跡を道路として整備し、昭和 27 年（1952）12 月 1 日、日本で初めての有料道路として開通し、昭和 42 年（1967）3 月の無料化に伴い国道 23 号となった。その後、昭和 50 年（1975）10 月に、海岸側に開通した南勢バイパスが国道 23 号となったため、現在は、県道鳥羽・松阪線となり主要幹線道路として機能している。



日本初の有料道路(『三重県史』より)

■第七航空通信連隊

昭和 16 年（1941）食糧増産の国策により、斎宮農地開発営団が創設され、斎宮村、上御糸村地内の山林 200 町歩の開墾が始まったが、昭和 17 年（1942）5 月にその一部の約 60 町歩を軍用地に振り替えられ中部 128 部隊が駐屯した。名称はその後、師第 550 部隊に、更に第七航空通信連隊と改められ、昭和 20 年（1945）8 月 15 日に解散している。

ここでは、通信兵士を養成する部隊であったため、部隊員が 2,000 人、通信技術の養成を受ける兵士が 1,500 人程度おり、かなり多くの兵士がこの基地で兵営生活を送っていた。

戦後は、入植地として払い下げられ、現在、約 550 世帯からなる住宅地となって北野自治会が形成されている。当時の面影は、道路網が生活道路としてそのまま残っているほか防空壕^{ぼうくわう}なども残っている。



第七航空通信連隊

■史跡「斎宮跡」の保存と整備

昭和 45 年（1970）に祓川右岸の古里地区において団地開発に伴う事前発掘調査を発端として、「斎宮」との関連が注目され、昭和 48 年度（1973）から 3 か年間、三重県教育委員会による範囲確認調査が行われた。そうした調査の結果、昭和 54 年（1979）3 月には東西約 2 k

m、南北約 700m、面積 137.1ha の範囲が国の史跡指定を受け、今でも発掘調査が続けられている。そして、この広大な史跡をどのように保存・活用していくかを県と町との間で業務分担を定めた覚書を昭和 53 年（1978）12 月に交わした。その内容は、県は、宮跡解明のための計画発掘調査と史跡整備、展示公開施設の整備を行い、町は、史跡の管理団体となり、史跡の公有化と維持管理、史跡の来訪者対策、現状変更に伴う発掘調査を行うというものであった。この覚書に基づき、県は昭和 54 年（1979）6 月、展示室を併設した斎宮跡調査事務所を設置し、計画調査や史跡整備を実施した。町は、昭和 55 年（1980）3 月に『史跡斎宮跡保存管理計画』を策定し、史跡の公有化を行い、整備された史跡公園を含め公有地の維持管理を行っている。

斎宮跡の整備は、昭和 57 年度（1982）に斎宮のシンボルとして親しまれてきた「斎王の森」周辺での遺構平面表示をモデル的に実施したのが最初である。そして、ここが整備されると昭和 58 年（1983）3 月、地域住民の有志が斎宮で亡くなった斎王の魂を慰めようと斎王まつりを開催した。翌年、町内文化団体による「斎王まつり実行委員会」が組織され、第 3 回からは、都から斎宮まで赴く斎王群行の再現を行い、毎年約 3 万人が集まる明和町最大のまつりに発展し、令和 2 年（2020）で 38 回を数える。



斎王まつり

その後、平成元年（1989）10 月、史跡西部の古里地区に、県は、斎宮跡の調査・研究、普及公開、保存・活用の拠点として「斎宮歴史博物館」を設置し、併せて町は、進入路となる「歴史の道」や「ふるあい広場」など周辺環境整備を行った。

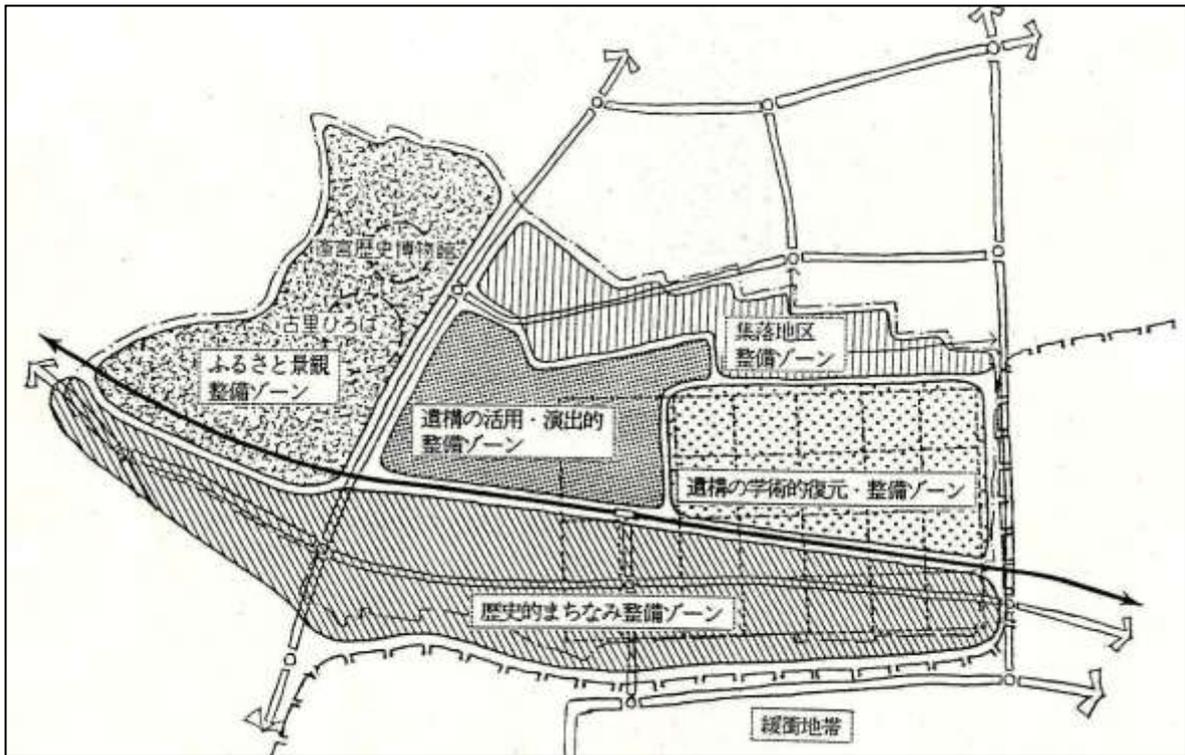


斎宮歴史博物館

また、平成元年度（1989）から平成 6 年度（1994）にかけては、上園、古里、篠林地区において、張芝による暫定的な広場整備を実施した。中でも、斎宮歴史博物館の南側に接する約 40,000 m²に及ぶ「ふるさと芝生広場」は、現在、各種イベントや学校遠足の憩いの広場等に利用され、コミュニティ機能が発揮されている。

史跡東部では、発掘調査により、遺構の重要性が明らかになる中で、平成 5 年度（1993）に、『史跡斎宮跡一整備基本構想検討調査報告書一』をまとめ、史跡整備の具体的な課題の整理と方向性を示すと共に、平成 8 年（1996）3 月に『史跡斎宮跡 整備基本構想』を策定した。

この構想では、史跡全体をサイトミュージアム（史跡博物館）として位置付けると共に、5 つのゾーン（①遺構の学術的復元・整備ゾーン、②遺構の活用・演出的整備ゾーン、③歴史的まちなみ整備ゾーン、④集落地区整備ゾーン、⑤ふるさと景観整備ゾーン）を設定し、それぞれの特性に応じた整備を図っていく方向性を示した。



整備基本構想ゾーン

なお、平成 8 年（1996）から平成 13 年（2001）にかけて、近鉄斎宮駅北側約 6.5ha を対象に実施した「斎宮跡地方拠点史跡等総合整備事業（通称：歴史ロマン再生事業）」は、本構想に基づく初めての本格的な整備であり、斎宮跡全体像をビジュアル的に表現した「斎宮跡 1/10 史跡全体模型」や平安文化の体験を主眼とする体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」が設置された。「いつきのみや歴史体験館」は、様々な学習や体験ができる全国に例のない特色ある施設として、「斎宮歴史博物館」と連携しながら独自の機能を発揮していると共に「斎王まつり」や「いつきのみやろまん 斎宮浪漫まつり」、「じゅうごやかんげつかい 十五夜観月会」といった平安時代の様子を再現し、体感してもらうことに広く活用されている。



歴史ロマン広場



十二単試着体験（いつきのみや歴史体験館提供）

さらに、平成 16 年（2004）に地域住民から、斎宮にはどのような建物立っていたか実感できないので目に見えるような復元建物の整備をして体感したいとの期待が高まり、「斎宮跡整備・活用に関する検討委員会」を経て、三重県は平成 22 年（2010）3 月に「史跡斎宮跡東部整備基本計画」を策定し、柳原区画に 3 棟の復元建物と幅 15m の区画道路の復元、斎王が住んでいた内院の遺構表示などの整備を行い、平成 27 年（2015）10 月に「さいくう平安の杜」として開館した。

一方で町では、平成 21（2009）年 3 月に史跡指定 30 周年を迎えたことを機に、史跡斎宮跡が町の活性化に寄与するには何をすべきかを足元から見直すことが必要と考え、地域住民の意見を聞きながら、平成 22 年（2010）2 月に「史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針」を策定した。

課題として①斎宮に対する町民の関心が低い ②斎宮の認知度が低い ③斎宮を堪能できる施設が整っていない であった。

史跡斎宮跡周辺は、歴史的風致を維持及び向上すべき地域であることもあり、「明和町歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成 24 年（2012）6 月 6 日に国の認定を受け、以後、史跡公園、回遊のための散策道、斎宮駅史跡公園口休憩所、観光案内所、地域交流センター、駐車場、トイレ、多目的広場、Wi-Fi ステーションの設置、電柱撤去、カラー舗装などのハード整備を進めている。

また、平成 27 年（2015）4 月には、「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が日本遺産の認定を受け、全国に情報発信ができたことでも斎宮を訪れる観光客の増加に寄与している。

これらの取り組みにより、歴史文化への理解と愛着心が向上し、地域の有志が集まってできた「呉竹倶楽部」は、施設の管理や植栽、清掃、案内などの活動を行っている。



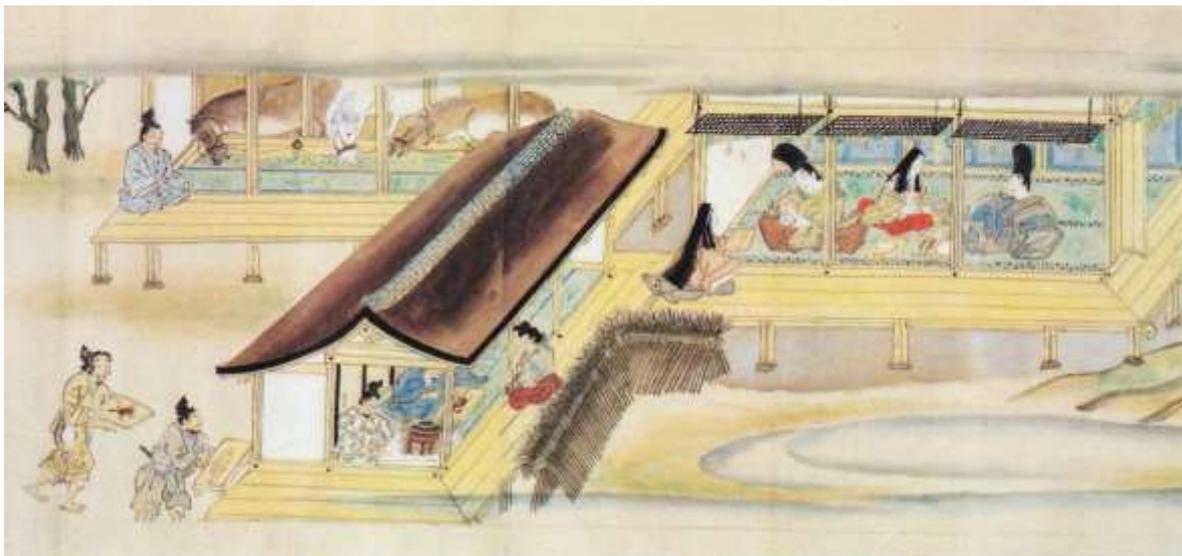
整備状況全景

(2) 明和町の歴史にかかわる主な人物

① 在原業平 (825年～880年)

平安時代前期の官人、歌人で六歌仙・三十六歌仙の1人。平城天皇の皇子阿保親王の子で、臣籍に下って在原朝臣となる。美男の歌人で多く武官を拝任し、情熱で真心のこもった歌は、『古今和歌集』にも三十首を数え、後世歌仙として崇められた。

「昔、男ありけり」の冒頭の一句で始まる『伊勢物語』第69段は、都から派遣された狩の使が在原業平と推定され、斎宮を舞台に恬子内親王と思われる斎王とのはかない恋物語が有名である。



異本伊勢物語絵巻模本「狩の使歓迎の宴」

(東京国立博物館蔵)

② 徽子女王 (929年～985年)

醍醐天皇の皇子重明親王の第1王女で三十六歌仙に数えられる歌人。

朱雀天皇の代に斎王を務め、斎宮を退下の後、村上天皇の女御に召されたことから、斎宮女御と称された。

また、その娘、村上天皇の皇女親子内親王が斎王に決まると、貞観2年(977)、群行に同行して再び伊勢斎宮を訪れている。



斎宮女御徽子

(斎宮歴史博物館蔵)

③ 癡兀大恵 (1229年～1312年)

伊勢で生まれ、比叡山で密教を修めた後、京都東福寺開山円爾(弁円)の禅風に感化され、弟子となり、後に、京都東福寺第9世となった。

大恵は、明和町大字上野に安養寺を永仁5年(1297)に開山し、伊勢国における臨済宗の拠点とした。当時、安養寺は百間四方の境内に堀が巡らされ、山門、仏殿、法堂が立ち並び方丈、庫裡、開山堂が建っていた。

大恵は、安養寺開山15年後の正和元年(1312)10月12日に84歳で亡くなり、仏通禅師の称号が与えられた。

その後、安養寺は北畠氏の特に重要な寺院として手厚く保護され、貞治5年(1336)9月20日付け室町幕府第2代将軍足利義詮による「御教書写」で、当時の寺院の格付けであった五山・十刹に次ぐ格付けであった諸山の地位に位置づけられるなど室町幕府から庇護を受けていたが、天正年間の戦火で消失した。天正16年(1588)伊勢街道が整備されると、街道沿いに再興されたが、明治2年(1869)廃仏毀釈により廃寺となった。この時、寺の所有物を上野村が買い取ったため、開山した癡兀大恵の印信、開山時に定めた禁制など貴重な資料が奇跡的に残り、明治12年(1879)に再興された当寺で「安養寺文書」として保管され、現在、県の有形文化財に指定されている。



癡兀大恵像(保国寺所蔵)



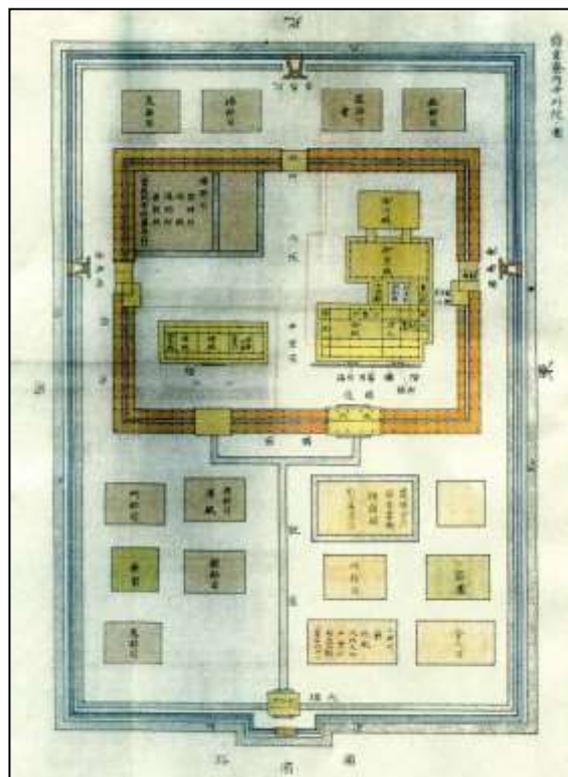
県指定有形文化財安養寺文書 (安養寺所蔵)

④ 御巫清直 (1812年～1894年)

江戸時代末期の国学者。伊勢神宮の神官。

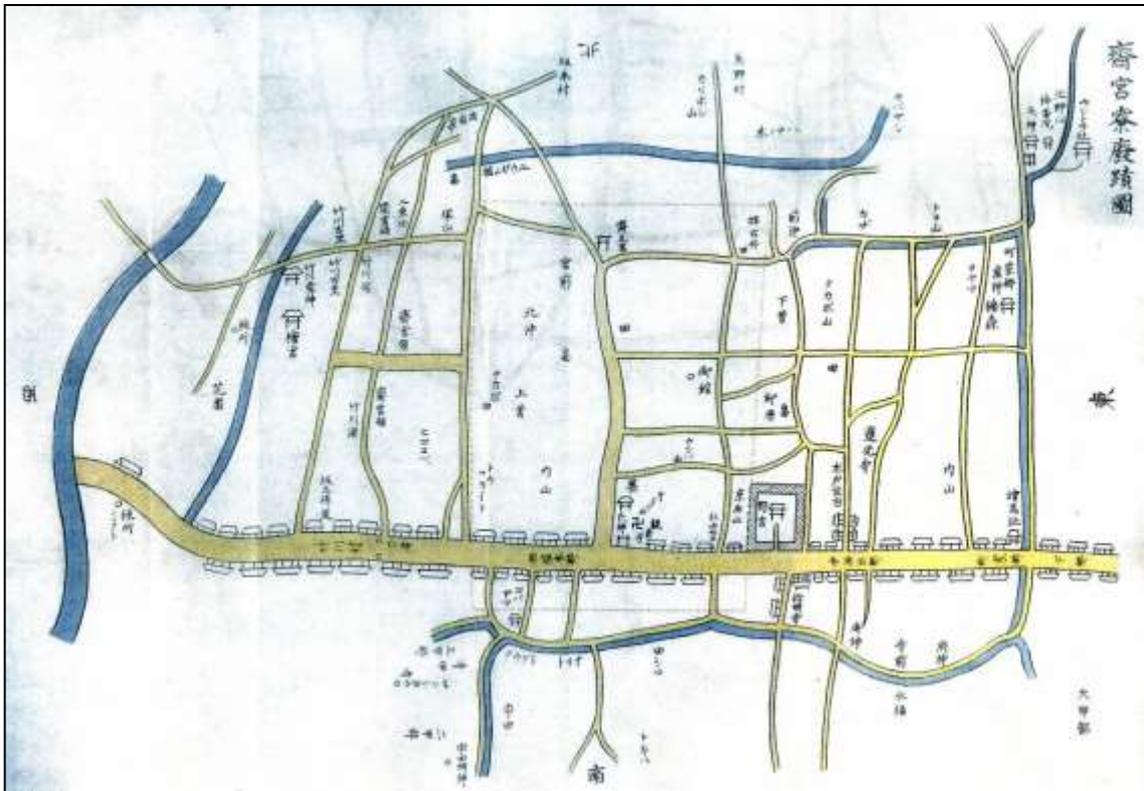
名は光直。通称寿之助、権之亮、志津摩、尚書。号は棒園。本居春庭門下。清生は嗣子。

杉原光基の長男に生まれ、父から国学を学び、15歳の時、従祖父の御巫清富の家を継いで神職に就く。伴信友や鈴木重胤ら多数の国学者と親交を結び、神道五部書など伊勢神宮関係の文献や齋宮の考証に貢献した。また、平田篤胤の説を受けて『先代旧事本紀』を本格的に研究し、『先代旧事本紀』研究の基礎を築いた。書道、雅楽、能楽、茶道にも通じ、三重県四日市市垂坂町の立坂神社には歌碑も残っている。



齋宮寮内中外院ノ図 (『齋宮村郷土史』より)

清直は、津藩主藤堂高猷とうどうたかゆきに頼まれ、斎宮寮の考証を行い、「斎宮寮考証・斎宮寮殿舎位置図」と「斎宮寮廃跡考・斎宮寮廃蹟図」を作成した。これは、発掘調査で斎宮が解明されるまで、この考証が長い間、追認されてきた。



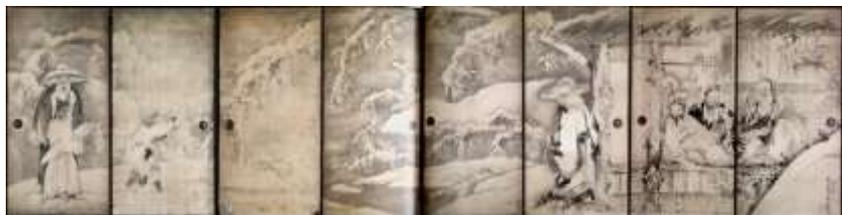
斎宮寮廃蹟図（『斎宮村郷土史』より）

⑤ 曾我蕭白そがしやうはく（1730年～1781年）

丹波屋あるいは丹後屋という屋号をもつ京都の商家に生まれる。江戸時代中期の画人。本名は、三浦暉雄。蕭白のほか蛇足軒などの号がある。

画風は伊勢地方と関わりが深く、3回伊勢地方を遊歴したことが四日市、津、松阪などの寺院や旧家などに残る作品から明らかになっている。

明和町大字斎宮の永島家には、35歳頃に描いた44面に及ぶ襖絵があり、現存する作品としては大規模で最も優れた作品と言われている。これは、永



襖絵「竹林七賢図」（三重県立美術館所蔵）

島家の当主が道で泥酔して倒れていた蕭白を連れて帰ったのがきっかけで、たまたま屋敷を新築していたことから、同家の襖に描いたものである。44面の内訳は、「瀟湘八景図襖」8面、「竹林七賢図襖」8面、「波に水鳥図襖」6面、「波濤群禽図襖」6面、「松鷹図襖」5面、「牧牛図襖」4面、「禽獣図襖」4面、「狼狽図襖」3面。

現在、三重県立美術館が買取り、平成10年（1998）に国の重要文化財に指定されている。

4. 指定文化財の分布状況

(1) 文化財の指定等状況〔令和7年(2025)1月現在〕

町内には、国指定文化財として、重要文化財が2件、史跡が2件、天然記念物が1件の5件が指定されている。

県指定文化財としては、有形文化財が20件、史跡が1件の21件が指定されている。

町指定文化財としては、有形文化財が17件（内、建造物2件）、無形民俗文化財が8件、史跡が5件の30件を指定している。

国登録文化財としては、有形文化財として建造物2件が登録されている。

本町の指定等文化財の件数は、下表のようになっている。

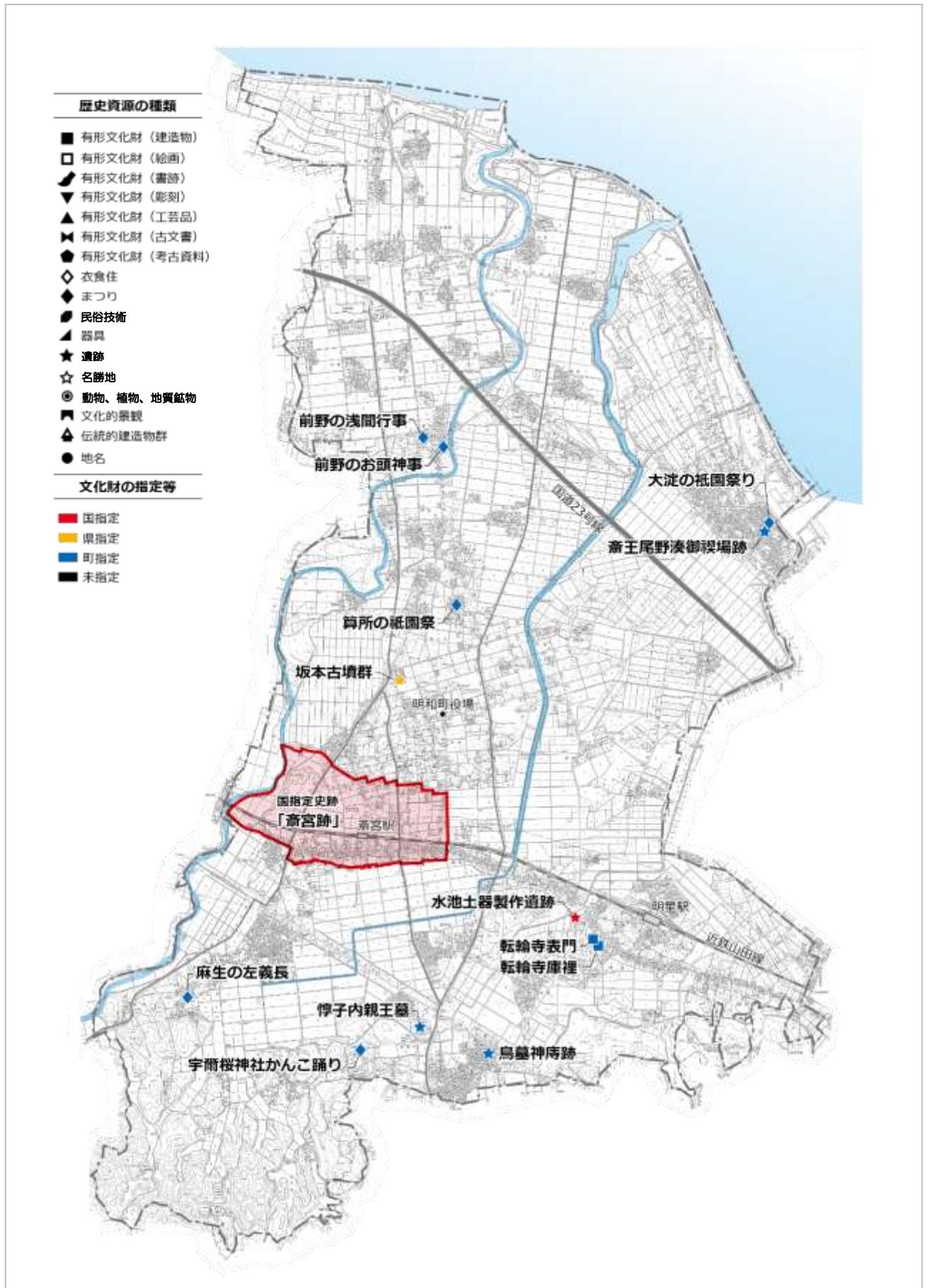
表 明和町文化財の指定・登録件数

区分	有形文化財							民俗文化財	記念物		合計
	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡・典籍	古文書	考古資料	無形の民俗文化財	遺跡	動物、植物、地質鉱物	
国指定	—	—	1	—	—	—	2	—	2	1	6
県指定	—	2	—	4	2	3	9	—	1	—	21
町指定	2	1	10	1	—	4	1	9	5	—	33
国登録	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
合計	4	3	11	5	2	7	12	9	8	1	62



史跡齋宮跡全景

図 文化財の指定状況



(2) 国指定文化財

「^{てんむ}斎宮跡」は、天武天皇2年(673)から約660年間続いた、歴代天皇に代わって天照大神^{あまてらすおおみかみ}に仕えた斎王の御殿や斎宮寮(役所)があった場所で、昭和44年(1969)に団地開発が計画された際、事前発掘調査によりその存在が確認され、昭和54年(1979)に東西約2km、南北約700m、面積137.1haという広大な範囲が指定された。

斎宮跡出土品(斎宮歴史博物館蔵)



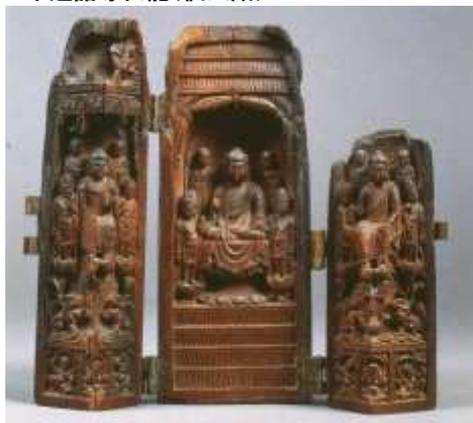
「^{みづいけど きせいさくいせき}水池土器製作遺跡」は、昭和48年(1973)の宅地開発計画の事前調査により発見され、土師器^{はしき}を焼く窯や原料である粘土を蓄える土坑、井戸、作業場等といった土器製作工房としての施設がすべて揃っている貴重な遺跡として、昭和52年(1977)に約1haが指定された。

他にも、重要文化財として「^{もくぞうしよそんぶつがん}木造諸尊仏龕」(彫刻)、「^{みえけんさいくうあとしゆつどひん}三重県斎宮跡出土品」(考古資料)、天然記念物として「^{さいくうぐんらく}斎宮のハナショウブ群落」が指定されている。

表 国指定文化財

区分	種類	名称	時代	所有者・管理者	指定年月日
重要文化財	彫刻	木造諸尊仏龕	平安	個人	S38(1963).7.1
	考古資料	三重県斎宮跡出土品	飛鳥~平安	三重県	H21(2009).7.10
		三重県天白遺跡出土品	縄文	三重県	R5(2023).6.27
史跡	水池土器製作遺跡	奈良	明和町	S52(1977).7.25	
	斎宮跡	奈良~平安	明和町ほか	S54(1979).3.27	
天然記念物	斎宮のハナショウブ群落	—	明和町	S11(1936).12.16	

木造諸尊仏龕(個人蔵)



斎宮のハナショウブ群落



(3) 県指定文化財

「坂本1号墳」は、7世紀前半の前方後方墳で「金銅装頭椎大刀」が出土し、斎宮が本町に置かれることになったことに深く関わった人物の墓であると考えられ、「坂本古墳群」として史跡に指定されている。

また、鎌倉時代に安養寺を開山した癡兀大恵の印信、開山時に定めた禁制などを記した「紙本墨書 安養寺文書」や伊勢街道沿いに残る室町時代の「六地藏石幢」、さらに、大淀村二天八王子社の応永31年(1424)から天正8年(1580)に至る約150年間の「大淀村二天八王子社 神事頭番帳」などが指定されている。

また、三重県埋蔵文化財センターが明和町に所在しているため、県内各遺跡で出土し、指定されている文化財が収蔵庫に所蔵されている。

図 六地藏石幢



表 県指定文化財

区分	種類	名称	時代	管理者	指定年月日
有形文化財	工芸品	刀銘(表)天保八年十一月(?)日 応武田常貞需固山宗次作之(裏)略	江戸	個人	S31(1956).5.2
		銘雲林院政盛作	室町	個人	S43(1968).3.18
		六地藏石幢	室町後期	中町自治会	S62(1987).3.27
		仏通禅師所用法衣並びに伝来什物	鎌倉～江戸	宗教法人 安養寺	H29(2017)2.2
	絵画	紙本金地著色伊勢物語図 六曲屏風	江戸前期	三重県	H17(2005).3.17
		紙本著色源氏物語 色紙貼交二曲屏風	桃山末・ 江戸初期	三重県	H17(2005).3.17
		斎宮女御集(正般所蔵本)	鎌倉	三重県	H22(2010).3.11
	書跡	斎宮女御集(資経本)	鎌倉	三重県	H22(2010).3.11
		紙本墨書 癡兀大恵印信 附 紙本墨書空然印信	鎌倉	安養寺	S33(1958).12.15
	古文書	紙本 墨書安養寺文書	鎌倉～室町	安養寺	S33(1958).12.16
		大淀村二天八王子社 神事頭番帳	—	竹大与杼神社	S62(1987).3.27
		金銅装頭椎大刀	古墳後期	明和町教育委員会	H13(2001).3.27
	考古資料	馬形埴輪 (石薬師東古墳群 63号墳出土)	古墳	三重県	H15(2003).3.17
		土偶(粥見井尻遺跡出土)	縄文	三重県	H16(2004).3.17

有形文化財	考古資料	雲出島貴遺跡中世墓出土品 腰刀1口、漆塗小箱1合、 方形鏡1面、青磁椀2口、 白磁椀1口、白磁皿4口、 鉄製座金具2箇、鉄製合釘2箇、 鉄製角釘22箇	鎌倉	三重県	H17(2005).3.17
		初期須恵器・韓式系土器 (六大A遺跡出土)	5世紀期 ~中期	三重県	H18(2006).3.17
		磨製石斧製作関係資料一括 (宮山遺跡出土)	弥生	三重県	H19(2007).3.27
		陶質土器 (木造赤坂遺跡出土)	古墳中期	三重県	H21(2009).3.11
		東条1号墳出土品	古墳	三重県	H29(2017)2.2
		天白遺跡出土品	縄文	三重県	H30(2018)2.16
史跡		坂本古墳群	古墳	明和町	H16(2004).1.19

(4) 町指定文化財

有形文化財（建造物）は、「^{てんりんじ おもてもん てんりん}轉輪寺表門」「^{てんりん}轉輪寺庫裡」を指定している。表門は、^{たまき}田丸城（^{たまき}玉城町）の門であったと言われている。庫裡は、江戸初期に轉輪寺の本堂として建築されたものである。

無形民俗文化財としては、「^{まえの かしらしんじ}前野のお頭神事」、「^{あさお さぎちやう おいず き おんまつり さんじよ きおん}麻生の左義長」、「^{たまき}大淀の祇園祭」、「^{たまき}算所の祇園祭」、「^{まえの せんげんぎやうじ うに さくらじんじや おど}前野の浅間行事」、「^{まつり}宇爾櫻神社かこん踊り」といった祭事があり、各地区の住民によって受け継がれている。

史跡としては、「^{とつかんだちあと あつこ ないしんのうぼ}鳥墓神所跡」、「^{さいおう おののみなどおんみそぎばあと}惇子内親王墓」、「^{さいおう おののみなどおんみそぎばあと}斎王尾野湊御禊場跡」といった「伊勢神宮」や「斎宮」と関連の深い遺跡を指定している。

図 轉輪寺表門



図 町指定 大淀の祇園祭



表 町指定文化財

区分	種類	名称	時代	管理者	指定年月日
有形文化財	建造物	轉輪寺表門	江戸	轉輪寺	S56(1981).10.27
		轉輪寺庫裡	江戸	轉輪寺	S56(1981).10.27
	彫刻	木造聖観音立像	平安	養川自治会	S56(1981).8.10
		木造胎藏界大日如来坐像	平安	養川自治会	S56(1981).8.10
		木造阿弥陀如来立像	鎌倉	納願寺	S56(1981).9.28
		木造阿弥陀如来立像	鎌倉	両谷寺	S56(1981).10.27
		木造僧形坐像	江戸	納願寺	S58(1983).1.25
		木造阿弥陀如来立像	室町	円明寺	S58(1983).1.25
		木造獅子頭	室町	久安寺	S58(1983).1.25
		木造不動明王立像	平安	西光寺	H26(2014)3.24
		木造阿弥陀如来立像	平安	長光寺	R4(2022)2.25
		木造大日如来坐像	平安	薬師寺	R6(2024)6.27
	工芸品	銅鐘	江戸	轉輪寺	S56(1981).10.27
	古文書	八木戸庄屋文書	江戸	明和町	S56(1981).10.27
		佐田村子安地蔵来歴	江戸	清光寺	H4(1992).7.17
郷中十七ヶ条		江戸	明和町	H5(1993).12.21	
北畠具教感状		室町	明和町	H5(1993).12.21	

	考古資料	環状壺形土器	縄文	明和町教育委員会	H8(1996).9.27
	絵画	浄土三部経曼荼羅	江戸	宗教法人 轉輪寺	H31(2019)3.7
無形民俗文化財		前野のお頭神事	江戸	前野自治会	S59(1984).2.23
		麻生の左義長	江戸	麻生自治会	S59(1984).2.23
		大淀の祇園祭 ¹	江戸	明和町大淀三世古・東区・山大淀	S60(1985).2.18
		算所の祇園祭	江戸	算所共進社	S60(1985).2.18
		前野の浅間行事	江戸	前野自治会	S60(1985).2.18
		宇爾櫻神社かんこ踊り	江戸	有爾中自治会	S60(1985).2.18
		蓑村虫送り	—	蓑村自治会	H26(2014).3.24
		佐田西出 天王さんのお社塔	江戸	西出自治会	H31(2019)3.7
史 跡		上村のシメナワ日待ち	—	上村自治会中組	R5(2023)2.27
		鳥墓神寺跡	—	蓑村区	S58(1983).1.25
		惇子内親王墓	—	個人	S58(1983).1.25
		斎王尾野湊御禊場跡	—	明和町	H7(1995).3.17
		陸軍第七通信連隊一二八部隊防空壕	昭和	個人	H28(2016).3.23
	小金古墳群 3号墳	古墳	明和町	H28(2016).3.23	

表 国登録文化財

区分	種類	名称	時代	所有者・管理者	登録年月日
有形文化財	建造物	澄野家住宅主屋	大正5年	個人	R5(2023).8.7
		乾家住宅門及び塀	江戸後期	個人	R5(2023).8.7

(5) 主な未指定文化財

未指定文化財は、町内全域、全時代的にわたって分布しており、古くから人の居住があり、現在でも同じ空間で生活を続けている当町らしい特徴であるということが出来る。そのため、集落近郊や集落そのものが中近世の景観を残しており、平安時代の仏像を本尊とする集落も所在している。

文化財の単純な数量的には、近世以降の古文書が最も多数を占めており、個人所有のものが圧倒的に多く、斎宮地区で良好な資料が多い。これは近世伊勢街道によって、町内で最も栄えていた地域であり、神宮領であったこととも関係している。近世以降の建造物はあまり良好な状態ではないが、今も残る伊勢街道沿いの建造物では、妻入りなどの伊勢的景観を留めているものも確認される。

¹ 「祇園祭」の表記については、現在「祇」「祇」の表記が混在している状況となっておりますが、本計画の中では、「祇」の字で統一して表記することとしました。

また、近世からは現在に受け継がれる工芸技術が確認されるようになり、数は少ないながらも町内各地でその伝統が守られている。

史跡齋宮跡や水池土器製作遺跡をはじめとした埋蔵文化財も、町内全域に分布しており、古くからの土地利用を知ることができる。古代、伊勢神宮に仕えた齋王に関連したと考えられる遺跡は多く、町内では古代以降の遺跡数が多数を占めている。また、古墳時代後期の古墳分布も、狭い町域にそぐわないほど多く確認されており、地形的な条件もあってか、南の台地部、山間部に多く分布するが、齋宮成立に関係があると考えられている。また、齋王に関しては、町内ほぼ全域に、関連した伝説や伝承地が残されており、地域の人々が齋王に対して好感や興味を持っていたと感じることができる。

①建築物等

町内には、「佐々夫江行宮跡」、「八握穂神社^{やつかほじんじや}跡」等の伊勢神宮と関連する文化財が分布している。「佐々夫江行宮跡」は、町の北東部に位置し、約1700年前に第11代垂仁天皇の御代、皇女倭姫命が天照大神の御霊を飯野高宮から伊雑宮^{いざわのみや}へと移す際に、一時、行宮としていた場所で、現在も碑が残っている。町周辺においても「離宮院^{りきゆういん}」（伊勢市）、「神服織機殿神社^{かみはとりはたどのじんじや}」（松阪市）、「神麻績機殿神社^{かみあみはたどのじんじや}」（松阪市）等の伊勢神宮に関連の深い文化財が分布している。



佐々夫江行宮跡

また、「業平松^{なりひらまつ}」、「竹神社^{あわすみ}」、「粟須美神社」等の斎宮と関連する文化財も分布している。

「業平松」は町北東部に位置し、伊勢物語において斎王が伊勢に狩りに来た在原業平との別れを惜しみ、歌を読み交わした場に植えられた松と言われており、現在3代目である。

②伊勢街道

町内の中央を東西に貫く伊勢街道は、伊勢神宮への参拝者のための街道として、天正16年（1588）に蒲生氏郷により再整備され、現在でも「転輪寺」「安養寺」等の寺院や町家等が点在している。

③城館跡

町内には、16世紀頃に築かれた城館が10か所あったことが『勢陽雜記^{せいようざっき}』『三国地誌^{さんごくちし}』等に記載されている。その内の池村城、有爾中村城、岩内城の3か所は、現在でも土塁や空堀等の遺構が残っている。池村城は、町南西部の丘陵部に位置し、室町時代に北畠氏が家臣の黒坂主計亮長兵衛に築かせ、主郭等の跡地や土塁が残っている。

④伝統行事

「カケチカラ（懸税）」は、伊勢神宮で毎年10月に行われる神嘗祭^{かんなめさし}の際に、内玉垣に掛けられる稲束で、本町はその発祥の地となっている。

「虫送り」は、田の草取りが終わった時期に害虫を追い払い稲作の豊穰を祈る行事で、町内においても各集落で行われていたが、近年では農薬の使用等により行われる集落は減り、現在では町南部に位置する蓑村のみとなっている。



蓑村の虫送り

(6) 伝統産業

① 擬革紙

本町を含むこの地方に代表的な工芸品として擬革紙があげられる。擬革紙は、寛永年間（1624～28）にヨーロッパからわが国にもたらされた金唐革が始まりとされている。金唐革は、革の表面に文様を浮き上がらせて金箔などで美しく彩色されており、それらを加工して煙草入れや馬具、刀剣の飾り、武具などが作られた。

それを紙で模倣する形で、擬革紙として最初に考案したのは三島屋の堀木忠次郎であり、貞享元年（1684）に美濃の厚紙と荳油を使って成功させた。その後、池部清兵衛宗吉によって煙草入れが作られ、参宮の土産として天明年間（1781～89）頃には伊勢参拝者の土産として有名になった。明治になると、これら擬革紙工芸品はヨーロッパ・アメリカの博覧会でも絶賛され、大量に輸出され壁紙にも使われるようになった。

しかし、参宮客の減少や時代の変化とともに、生産が行われなくなり、技術も忘れられてしまったが、近年は、開発者の子孫である堀木氏が復活に成功し、現在では、「三忠」「参宮ブランド擬革紙の会」として製品を作成しており、平成25年（2013）には「三重県指定伝統工芸品」に認定された。

② 御糸織

御糸地区は、古くは麻績郷と呼ばれ、古くから伊勢神宮に布類を収めていた地区で、機織りの技術を有していた。江戸時代には、この地方の農家の副業として質の高い木綿織物を生産していた。それは「御糸織」と呼ばれ、参宮客や江戸に進出した伊勢商人の手によって「松阪木綿」として売り出されて全国に広まり、丈夫さと縞柄の美しさが評判となったことで江戸の庶民に受け入れられた。明和7年（1770）には40万反余り、安政8年（1779）には53万反余りを江戸に送り出したとの記録が残っている。

明治に入ると唐糸や洋糸の輸入によって衰退したが、現在も本町で紡織されており、「御糸織」の名称で受け継がれている。本町にある御糸織物工場では、植物の藍で糸を染めて機械で反物を織るという、全国でも珍しい一貫体制で生産されている。

みいと織物工場



御糸織によって作られた反物



擬革紙で作られた煙草入れ



しょうぞうぎょう
③ 醸造業

本町では、きれいで豊かな水に恵まれていることに加え、米が産出される土地柄を活かして酒の醸造が盛んに行われていた。また、酒だけでなく、しょうゆやみりん、酢の醸造も盛んに行われていたが、今では町内で一軒のみの営業となっており、「伊勢旭^{いせあさひ}」や「志摩娘^{しまむすめ}」などの清酒を醸造している。近年では、明和町・皇學館大学と連携して、「神都の祈り 斎王^{しんと}」の醸造を始めた。

旭酒造の清酒



(7) 日本遺産

平成 27 年（2015）4 月 21 日に「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」のストーリーが日本遺産」の認定を受けている。

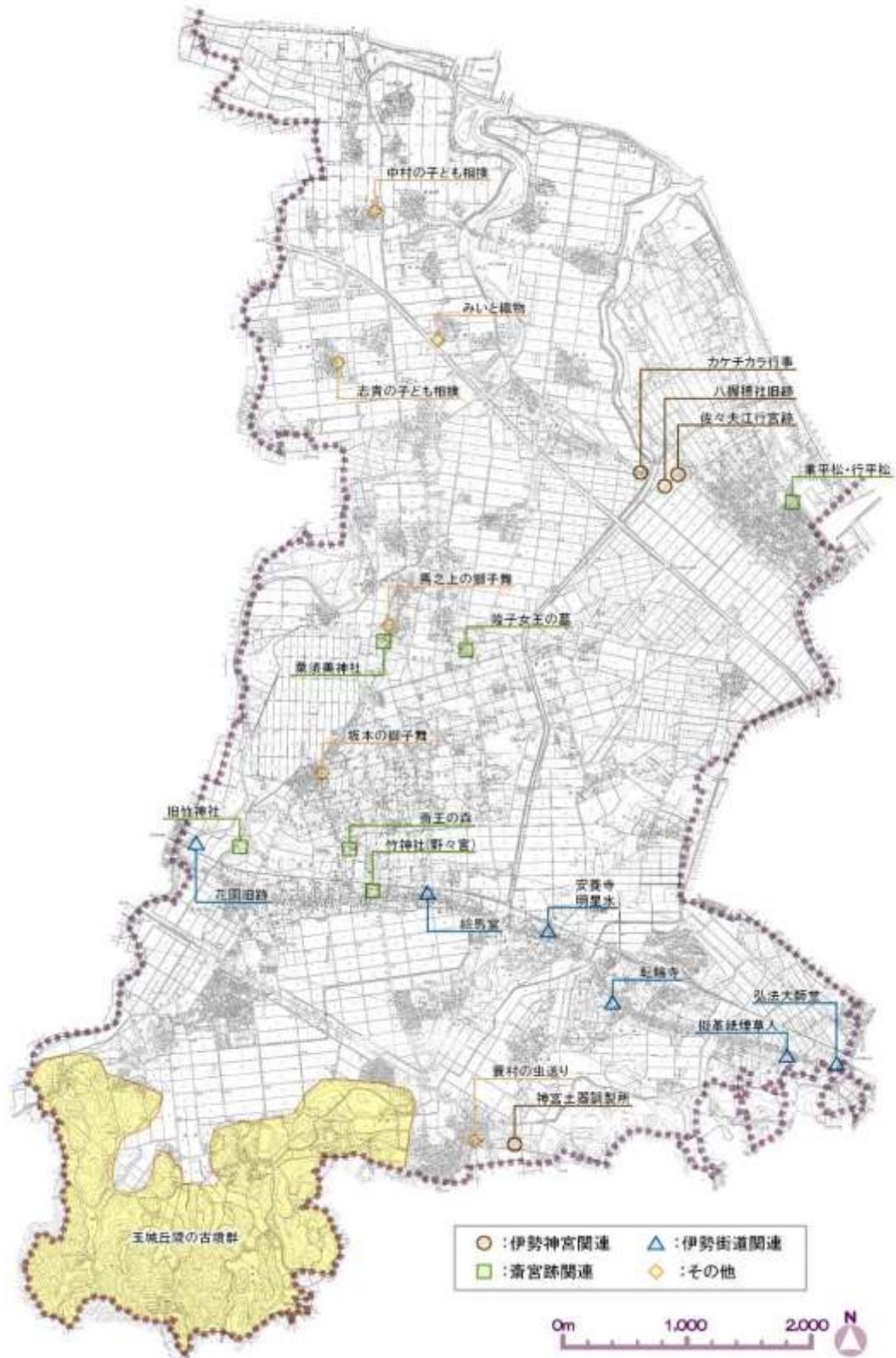
そのストーリーの概要は「古代から中世にわたり、天皇に代わって伊勢神宮の天照大神に仕えた「斎王」は、皇女として生まれながら、都から離れた伊勢の地で、人と神との架け橋として、国の平安と繁栄を願い、神への祈りを捧げる日々を送った。

斎王まつり 禊の儀



斎王の宮殿である斎宮は、伊勢神宮領の入口に位置し、都さながらの雅な暮らしが営まれていたと言われている。

地元の人々によって神聖な土地として守り続けられてきた斎宮跡一帯は、日本で斎宮が存在した唯一の場所として、皇女の祈りの精神を今日に伝えている。」である。



指定文化財以外の主な文化財の位置

第2章 明和町の維持向上すべき歴史的風致

1. 明和町の維持向上すべき歴史的風致

(1) はじめに

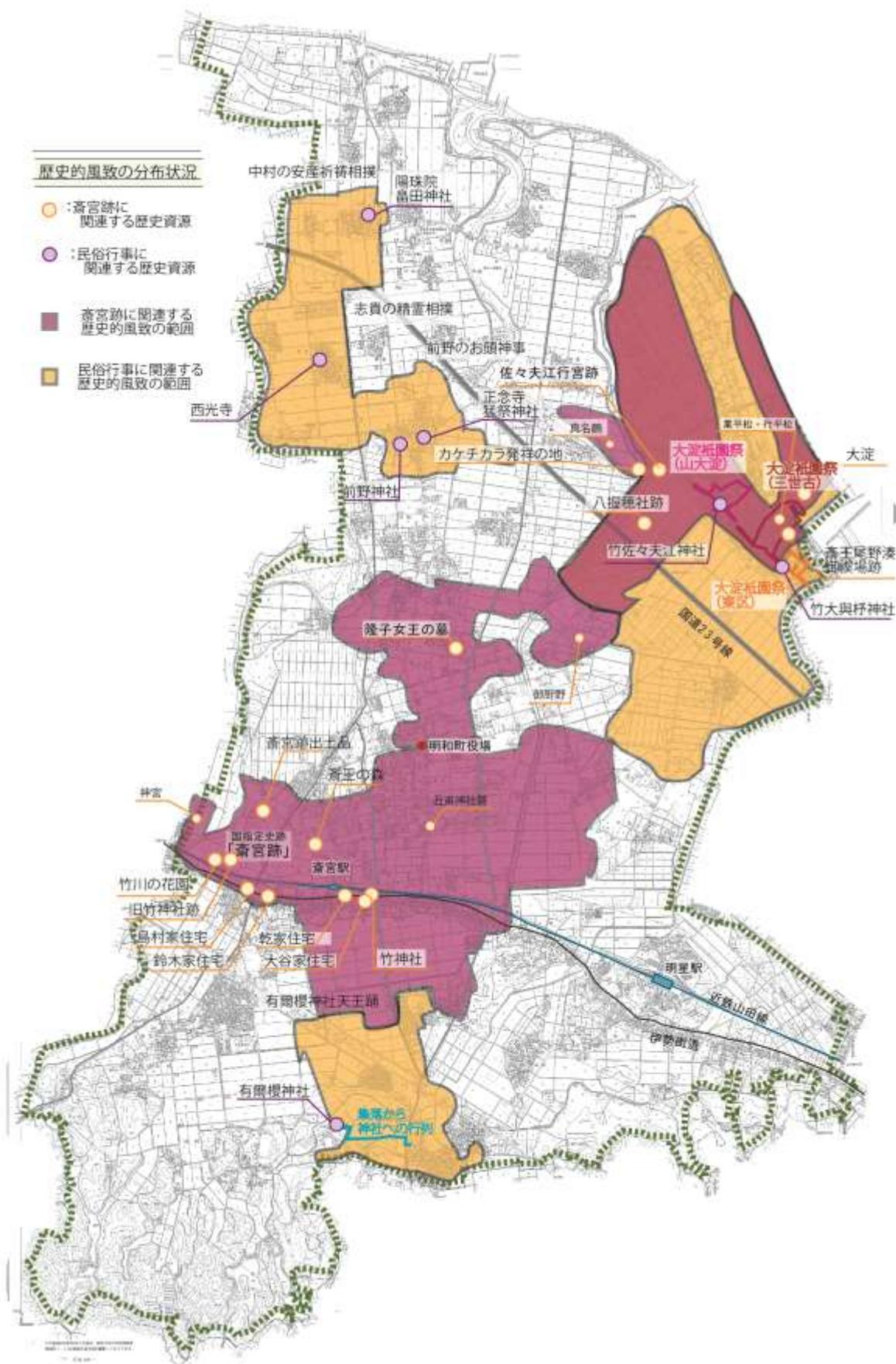
「歴史的風致」とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

明和町の歴史的風致は、以下の表にまとめたとおり、大きくは2つに分けられる。齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致では、古代に皇女齋王が暮らした齋宮を守り、歴史が忘れられることのないよう、地元住民や村が中心となって顕彰と保存運動をした内容となっている。また、顕彰運動については、現在も維持管理や清掃作業が神社や記念碑で行われており、齋王の御霊を鎮魂させる目的で始められた齋王まつりも、地域住民によって毎年6月に実施されている。

民俗行事に見る歴史的風致では、町内各地に残る祭礼や民俗芸能の活動を取り上げた。地域に残る歴史的な寺社で、地域住民や自治会が中心となって伝承されてきた様々な民俗行事が実施されており、それぞれ固有の歴史や町並みが残っている。

明和町の歴史的風致は下表のとおりである。

歴史的風致		歴史的風致を形成する建造物	歴史的風致を形成する活動
齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致		齋王の森、竹神社、齋王尾野湊御稜場跡、隆子女王の墓、竹川の花園の碑、佐々夫江行宮跡、カケチカラ発祥の地と八握穂神社跡	齋宮の顕彰と保存活動 カケチカラ行事
民俗行事に見る歴史的風致	大淀の祇園祭	竹大與杼神社 竹佐々夫江神社	東区の祇園祭 三世古の祇園祭 山大淀の祇園祭
	志貴の精霊相撲・中村の安産祈禱相撲	西光寺 陽珠院 畠田神社	志貴の精霊相撲 中村の安産祈禱相撲
	前野のお頭神事	正念寺 前野神社 猛祭神社	前野のお頭神事
	宇爾櫻神社天王踊	宇爾櫻神社	宇爾櫻神社 天王踊



明和町の歴史的風致

1. 斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致

(1) はじめに

【斎宮の顕彰と保存】

本町は、古代以前より伊勢神宮と深く関わりを持ち、古代においては町全域が神宮領として神三郡のひとつ多気郡に属していた。そうした地域に国家的機関である「斎宮」が置かれ、660年もの長きにわたり斎王制度が続いたが、建武元年（1334）に廃絶した。

しかし、本町には、斎王制度の廃絶後も「斎宮」や「神宮」という言葉が地名に残り、また、斎宮の旧跡地は神聖な場所として地元住民に守られ、現在も「斎王の森」や「野々宮」として大切に受け継がれてきている。また、明治以降は、斎宮の消滅を防ぐため、斎宮や伊勢神宮に関わる伝承地などに標石を建立するなど、地域住民による斎宮の復興への運動が行われてきた。このような活動が、史跡指定に繋がり、現在、史跡の上、あるいは周辺に暮らす多くの町民は、隆盛を誇った「斎宮」の様子を目にすることはできない中で、その姿を皆が思い描きながら、「斎王の森」や「竹神社」を守り続け、ありし日の「斎宮」を思い起こして、斎王群行や当時の年中行事の再現、ガイドボランティアなどの取り組みを行っている。

【斎宮の歴史】

斎宮は「いつきのみや」とも呼ばれ、古代・中世において、天皇の代わりに伊勢神宮の天照大神に奉仕するため、歴代天皇の即位ごとに伊勢に遣わされた斎王の御殿とその事務を取り扱う斎宮寮と呼ばれる役所からなっている。天武朝時代に大来皇女が遣わされたことから始まった斎王制度が南北朝時代の建武元年（1334）に廃絶する約660年間に60余人の斎王が選ばれ、52人の斎王が伊勢斎宮に赴任している。伊勢斎宮の初見は、『続日本紀』の文武天皇2年（698）年9月10日、「当耆皇女を伊勢斎宮に侍らせる。」とあり、この時期には斎宮は存在していたことが分かる。成立期の斎宮は、竹川にあった竹神社跡や古代伊勢道の南側、近鉄山田線が通る周辺の字中垣内に置かれていたと考えられる。神亀5年（728）には、11司からなる斎宮寮の組織が整っていたことが『類聚三代格』に記されている。近年の発掘調査で、中心部分は確認されていないが飛鳥・奈良時代の建物群や都で使われた同じ形態の土器が出土していることから裏付けられている。そして、宝亀2年（771）に鍛冶正気太王が斎宮造営のために伊勢国に派遣されており、斎宮寮が東部に移動し、方格地割と呼ばれる碁盤目状の都市的な区画造成が行われた。碁盤目状の方格地割は、両側に側溝を持った幅約15mの道路で、一辺120mを基本とした区画が東西5列、南北4列、また、時期によっては西へ2列拡張し、東西7列、南北4列が造営されている。東から3列目の区画は、東西幅130mと広く、これは区画中央に南北道が設置されたことによるもので、この道路は北から3列目の斎王の御殿（内院）に通じ、他の区画とは性格が違うものである。神三郡と称された神宮領の中に置かれた国家的機関である斎宮は、10世紀に入り律令体制が崩れてくると同時に弱体化し、さらに中世に入るとその組織も解体していった。そして、後醍醐天皇の建武の新政が崩壊した建武元年（1334）に祥子内親王が伊勢に赴くことなく退下し、以後、斎王が卜定されることはなく斎王制度は廃絶し、斎宮も荒廃した。



成立期の齋宮と方格地割の位置

【齋宮廃絶後】

齋王制度廃絶後、齋宮はどのような様子であったかは、廃絶から8年後の康永元年（1342）、伊勢参宮をした室町幕府初代将軍足利尊氏の侍医 坂十仏の旅行記『伊勢太神宮参詣記』に「齋宮にまいりぬ、いにしへの築地の跡とおほえて、草木のたかき所々あり、鳥居は倒れて、朽残たるはしらの、道によこたはれるを、人たにも、かくとせしらすは、只ふき木とのみそ見て、すきまなし」と書かれており、齋宮の荒廃がかなりのものであったことが分かる。



齋宮村(「伊勢参宮名所図会」より)

このように建物などがなくなり、齋宮の存在が分からなくなる一方、齋宮寮がこの地にあったことに由来して「齋宮」という地名は、現在まで使われている。地名としての「齋宮」の初見は、神宮領として延元4年（1339）10月注進の『諸国御厨御園帳』の多気郡の項に「齋宮柑子御園」を見ることができる。また、南北朝時代に成立したと考えられる『太神宮法楽寺領目録』には「齋宮郷」が、康永3年（1344）の『太神宮法楽寺文書紛失記』には「多気郡齋宮良保」「多気郡齋宮乾保」などの地名表記が見られる。これらから、南北朝時代には地名として「齋宮」が使われるようになったと考えられる。

15世紀に入ると、「齋宮之関所」や「齋宮関」「齋宮之郷」が、17世紀では、「齋宮村」の名が見られ、明らかに「齋宮」の名称は人々の暮らしの中で定着したことが分かる。

天正 16 年（1588）、蒲生氏郷^{がも うしさと}の松阪入城と共に、三渡川辺りから内陸部寄りに付け替えられた伊勢街道は、東海道から四日市の「日永の追分」で別れ、伊勢湾に沿って鈴鹿、津、松阪を通ったのち、本町の竹川、斎宮に入り伊勢神宮へ通じる主要道となり、文化や情報の伝達路の役割を担っていた。

街道沿いには、旅籠^{はたて}や茶屋、商店が建ち並び、参宮客で賑わった当時の伊勢街道の様子は、旅行記などに記録された。当時の旅行ガイドブックともいえる『伊勢参宮名所図会』には、斎宮と斎王に関する記述が多くあり、斎宮の旧跡であった「斎宮の森」などは、参宮の際の名所のひとつになっていたことが分かるとともに、斎王が伊勢に参向する歴史を、江戸時代の参宮になぞらえていたことが分かる。

当時の賑わいを伝える建造物としては、街道沿いに、「乾家住宅」、「島村家住宅」、「鈴木家住宅」などが残っている。



伊勢街道ルート図



立場茶屋 島村家住宅

【発掘調査による解明】

斎王制度が廃絶して以後、その実態が分からないまま長い間、「幻の宮」として語り継がれてきたが、昭和 45 年（1970）の団地開発を契機に発掘調査が実施され、宮域範囲確認調査を経て、東西約 2 km、南北約 700m の 137.1 ha が昭和 54 年（1979）3 月 27 日に国の史跡に指定された。

史跡斎宮跡解明のための発掘調査は、昭和 45 年（1970）以降、毎年継続して行われており、調査面積は、50 年間で約 230,000 m² に達するも史跡全体のわずか 16% に過ぎず、未だ不明なところも多いが、斎宮の中心が広い史跡内を時代によって移動していたことや、碁盤目状の都市的な区画造成があったことなど少しずつ解明されている。この区画道路の地割は、長い年月を経て幅員は狭くなり、多少、湾曲しているものもあるが、県道・町道、農道（赤道）や字界とほぼ重なって現存している。同様に、奈良時代に造られた「伊勢道」も史跡内では農道として現存している。これは、斎宮村が明治まで神領であったことと、斎宮の旧跡が生活している民衆からみて神聖な場所とされ、あまり人の手が加えられることなく守られ、受け継がれてきたことが要因と考えられる。

出土遺物は、土師器^{はじき}が 9 割以上を占め、都での宮内のあり方に類似する。他に三彩陶器^{さんさいとうき}、緑釉陶器^{りょくゆうとうき}などの貴重品、役所であったことを示す硯や、役人が着けたベルトの装飾品である石帯^{せきたい}、祭祀に使用された土馬^{どば}、ミニチュア土器などがある。また、斎宮の建物は伊勢神宮と同じ掘立柱^{ほったてばしら}建物であるため瓦の出土がないのも特徴である。

【伊勢神宮創建神話と齋宮】

『日本書紀』によれば、伊勢神宮の創建の際に、天照大神の御杖代を務めた「豊鋤入 姫 命」、
「倭 姫 命」を齋王とはしていないが、中世に成立した『齋宮記』では、齋王として位置
づけられている。いずれにしても、天皇から任命されて天照大神に仕える皇族女性が伊勢神
宮創建神話に登場することが、後の齋王制度成立に影響を与えたとされている。

平安時代の延暦 23 年(804)に成立した『皇太神宮儀式帳』では、垂仁天皇の頃、「倭
姫命」が天照大神の御霊の鎮座する場所を探すための行幸の途中、三重の様々なところを巡
った後に「多気佐々牟迺宮」に居られたとあり、現在の山大淀・根倉周辺とされる。

鎌倉時代に成立した『倭姫命世紀』によると垂仁天皇の頃、倭姫命が天照大神の御霊の鎮
座する場所を探すための行幸の途中、山大淀にある佐々牟江に行宮を造り、一時滞在してい
たとされる。その時、一羽の真鶴が稲束のあるところを知らせ、倭姫命はその稲を刈り取ら
せ、御前に懸けさせた記録がある。これが現在、伊勢神宮で9月の神嘗祭に初穂の稲束を伊
勢神宮の内玉垣に懸け、わが国に永遠の繁栄をお祈りする懸税(カケチカラ)行事の由来で
あり、行宮のあった場所とカケチカラの由来となった場所には、それぞれ碑が建っている。

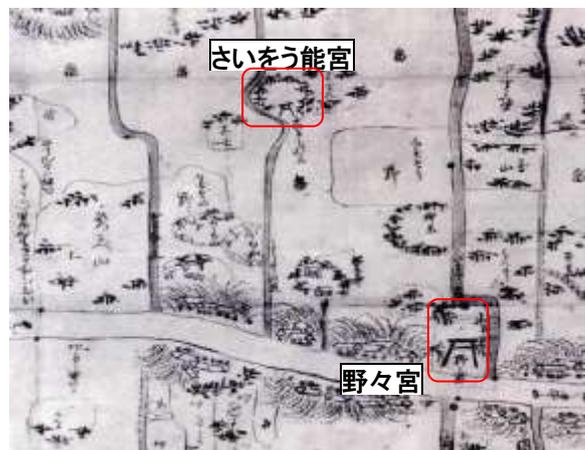
また、神宮の神政を行う神庁(神宮の役所)が、垂仁朝から大化5年(649)に度会郡山
田原に移されるまで、菘村の鳥墓に置かれ、度会、多気の両郡を支配する役割を果たしてい
た。そして、有爾郷では土器を、麻績郷では織物が生産され、麻績氏、服部氏、竹氏などの
豪族が支配していた。

(2) 歴史的風致を形成する建造物

2-1 齋王の森

「齋王の森」は、長期にわたって存続してい
た東西5区画、南北4区画の方格地割の北西隅
に位置し、なんらかの施設が存在した可能性
がある。「齋王の森」がいつからあったかは明確
ではないが、承応3年(1654)3月の絵図に
は、鳥居と「さいをう能宮」が表記されており、
地域で信仰されていたことが確認できる。

しかし、明暦2年(1656)津藩郡奉行山中
為綱による『勢陽雑記』に「齋宮付齋ノ森」と
して記され、「鳥居は朽ち倒れて道に横たわり
て……名のみ残りていと哀れ也。」とあ
り、17世紀中頃では管理されず放置されてい
たようである。その後、鳥居や灯籠などの存在
記録があるため、維持管理が行われていたこと
がわかる。昭和の顕彰運動では中心的な場所と
なり、昭和4年(1929)三重県によって建て
られた「史蹟齋王宮址」の石碑があり、現在は



承応3年(1654)の絵図



神宮司庁が管理を行っている。

2-2 竹神社

竹神社の位置は、発掘調査結果から斎王が居住していた内院の一角にあたることが判明している。竹神社という名称は、明治44年（1911）の神社合祀からで、合祀以前は「野々宮」、「旧地之森」、「斎宮の森」など様々な名称で、最も古い名称は、承応3年（1654）3月の絵図で、「野々宮」である。



竹神社

ただ、明治維新の政策により、明治42年（1909）の合祀で野々宮から斎宮神社と改称、さらに明治44年（1911）に竹神社と合祀し、名称を竹神社と改称し、斎宮地区25社すべてがここに合祀された。

平成16年（2004）発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』²によれば、現在の神社境内は、明治44年（1911）に合祀された時に整備されており、以後20年ごとに伊勢神宮の御遷宮と同様、遷座している。昭和7年（1932）には、現在の本殿と拝殿を建立し、昭和27年（1952）は、手水社舎の建立、瑞玉垣の再造、昭和47年（1972）は、本殿檜皮葺替、基礎土台修復、瑞玉垣、門を再造、平成4年（1992）は、本殿檜皮葺替、幄舎の建設、瑞玉垣、拝門を再造している。平成23年（2011）には、瑞玉垣の再造や石灯籠の修復を行なっている。

2-3 斎王尾野湊御禊場跡

斎王尾野湊御禊場跡は、現在も大淀の海岸沿いにあり、斎王が毎年9月に伊勢神宮で行われる「神嘗祭」に奉仕するため、8月晦日に海で禊を行って身を清めた場所といわれている。



斎王尾野湊御禊場址

斎王は伊勢神宮で開かれる三節祭（6月・12月の月次祭、9月の神嘗祭）に参加することが、平安時代成立の『延喜式』で定められており、その前月には尾野湊で禊をすることになっていた。尾野湊は大淀の古名といわれ、禊を行った場所の詳細は

現在では不明になっているが、斎宮顕彰運動の一環として、地元伝承に基づいて、記念碑が建立された。現在もこの場所には、昭和8年（1933）三重県によって建てられた『尾野湊御祓場跡』の石碑が建てられており、地元の三世古自治会を中心に管理が行われている。

² 平成16年発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』は、学術的な報告書です。

2-4 隆子女王の墓

隆子女王は醍醐天皇の孫娘にあたり、円融天皇の時に斎王に決定され、971年に斎宮に赴任したが、不運にも天延2年(974)に当時猛威を振るった伝染病である天然痘にかかったため、斎宮で亡くなり、葬られたことが『日本紀略』に記されている。

葬られた場所は不明であったので、長い間その場所は明らかになっていなかったが、伊勢神宮の官員による陵墓探索調査が明治12年(1879)と16年(1883)に実施され、同16年に『斎王陵考証』なる文書にまとめられた。馬之上にある古墳が地元で「姫塚」「小松塚」とも呼ばれていることが判明した。それにより、同16年に、宮内庁によって陵墓として決定された。陵墓の管理については、指定時より地元の馬之上村が行っており、現在でも地元によって管理されている。



隆子女王の墓

2-5 竹川の花園の碑

平安時代の『源氏物語』「竹河の帖」では、「竹河の橋のつめなるや(中略)花園に(後略)」という歌が記載されている。斎宮跡の近くには、現在も「大字竹川字花園」という地名が残っており、関連性がある。地元の伝承によると、竹川の花園には、花を見に斎王も訪れたといわれている。その伝承をもとに、斎宮顕彰運動の一環として、大正15年(1926)に花園旧跡保存会によって花園の碑が建てられている。



竹川の花園

2-6 佐々夫江行宮跡

山大淀にある佐々夫江行宮跡は、伝説の初代斎王・豊鋤入姫命の後を継ぎ、天照大神の御杖代(依代として神の手足となる人)として各地を巡幸した倭姫命が、伊勢の入り口である大淀に入られたときに仮に造った宮跡のことである。このような仮宮(行宮)は各地にあり、一時的に天照大神が祀られたことから『元伊勢』と呼ばれている。



佐々夫江行宮跡

現在は田んぼの中に斎宮顕彰運動の一環で建てられたと考えられる大正4年(1915)の銘を持つ『竹佐々夫江旧跡 山大淀』と刻まれた石碑が土盛りの上に建っている。地元でも土盛りの部分は耕作しないように注意されており、昔ながらの景観を残している。

2-7 カケチカラ発祥の地と八握穂神社跡

カケチカラ(懸税)行事については、平安時代の延暦 23 年(804)に書かれた『皇太神宮儀式帳』にも懸税を御垣にかけると書かれており、その起源の古さがわかる。

そのカケチカラの発祥地が明和町根倉にあり、伝承を伝える鎌倉時代成立の『倭姫命世記』によると、倭姫命の使いが佐々夫江行宮付近で、根本が1本で八百の穂がついた稲を啜えた真鶴を見つけ、その稲穂を伊勢神宮に初めて奉納したという。

現在、発祥の地とされる場所には、昭和 50 年(1975) 8 月に建てられた石碑があり、そこには発祥地の伝承が刻まれている。



八握穂神社跡

真鶴が住んだと言い伝えのあった場所には、もとは八握穂神社^{やつかほ}があったが、明治 40 年(1907)の合祀により社殿がなくなっている。跡地には、斎宮顕彰運動の一環として、大正 4 年(1915)の銘を持つ「八握穂社旧跡」の石碑が建てられている。この周囲は秋になると一面に稲田が広がり、伝承を彷彿とさせる景観が広がる。また、根倉には「真名鶴」の地名も小字名として残っており、カケチカラ発祥の地に隣接している。

(3) 歴史的風致を形成する活動

3-1 斎宮の顕彰と保存

【近世の斎宮復興運動】

活動整理バーチャート

斎宮の顕彰と保存に関する活動		延宝	明治		大正		昭和		平成						
活動内容	活動範囲・団体	1677	1862	1881	1883	1903	1915	1929	1933	1950	1970	1979	1983	2002	2020
斎宮の顕彰と保存運動	旧斎宮村	山田奉行所や津藩の運動		地元での運動開始		斎宮旧蹟表彰會	斎王の森、竹神社の管理								
	旧馬之上村				隆子女王の墓認定、管理										
	旧中大淀村								榎場跡石碑建立、管理						
斎宮の発見と保存運動	斎宮跡の発掘										発掘開始	史跡指定			
	斎王まつり											開始			
	斎宮ガイドボランティア												発足		
カケチカラ行事	旧山大淀村						佐々夫江行宮跡石碑建立、管理	カケチカラ行事の復興							

斎宮の本格的な研究は、19 世紀に入ってから始められ神宮禰宜園田守良はその成果を『神宮典略』にまとめている。また、禰宜御^{ねぎ}巫^み清直^{かんなぎきよなお}は、斎王の森を斎王が住んでいた内院と位置づけ、「斎宮寮考證」や「斎宮寮廃跡図」「斎宮寮内中外院之図」などを作成し、考証している。このように神宮関係者による研究が以後続けられる。

斎宮の復興運動は、延宝 5 年(1677) 11 月に山田奉行所が幕府老中に願い出ているが実現していない。その後の活動は途絶えるが、幕末から盛んになり、神宮警備にあたった津藩主^{とうとうたかゆき}藤堂高猷が文久 2 年(1862) 頃、斎宮の復興の許可を京都の一条左大臣から取付けるが、資金不足で実現せず明治維新を迎えた。

また、民衆による齋宮の復興への活動も始まることとなり、以降、旧村単位や自治会、地元住民の役割が復興運動において、重要な位置を占めてくる。特に、江戸時代に設定されていた旧村の単位は、ほとんどが明治22年(1889)に合併するが、旧村の意識がそれぞれに残っており、齋宮跡や地域の歴史に対して積極的な活動を行っている。



隆子女王千年祭(昭和49年)

【旧馬之上村での齋宮顕彰・保存活動】

明治に入ると、政府は天皇国家体制の確立の政策を進め、陵墓の確定を進める機運が高まっていった。旧馬之上村でも、隆子女王の陵墓調査が開始され、旧齋宮村や地元の旧馬之上村がこれに協力することで、「隆子女王の墓」として陵墓指定が行われることとなった。陵墓の管理を行う「墓丁」については、地元住民が任命されていたことが、明治16年(1883)の『齋王隆子女王御墓発見ヨリ確定に至ル手續往復書類控』よりわかる。宮内庁の陵墓指定を受けてからは、毎年女王の命日にあたる12月7日に宮内庁職員と地元関係者により「隆子女王正辰祭」が行われている。昭和49年には、女王没後1000年を記念して「千年祭」が実施された。

【旧中大淀村での齋宮顕彰・保存活動】

旧中大淀村の「齋王尾野湊御禊場址」にも昭和8年(1933)に三重県によって石碑が建立されているが、史跡指定などはなされなかった。ただ、石碑が建立されたことによって、地元での保存顕彰意識が高まり、旧村単位で石碑の管理が行われるようになった。現在も自治会によって毎年6~7月に、自治会総出で行う「デアイ」として草刈りや周辺の清掃が実施されている。

【旧齋宮村での齋宮顕彰・保存活動】

昭和10年(1935)の『齋宮村郷土誌』によれば、明治14年(1881)には、乾覚郎、永島雪江、北野信彦の3人が発起人となって、24人の有志が齋宮復興運動を始める。明治36年(1903)には、齋宮村村長乾覚郎他7人が発起人となり齋宮旧蹟表彰會を設立し、御館の跡、宇田明神など伝承地に標石を建立し、遺跡の消滅を防ぐ活動を行った。



乾 覚郎



永島 雪江



北野 信彦

齋宮復興活動の先駆者(『明和町史齋宮編』より)

大正15年(1926)には、郷土史家の鈴木直吉氏が総代となって、花園旧跡保存会を組織し、「竹川の花園」に石碑を建立し、さらにその歴史を普及させるために『花園の葉』を同年に発行している。

昭和3年(1928)、三重県では昭和天皇の即位記念事業として皇室関係遺跡の顕彰を決定し、昭和4年(1929)3月に旧斎宮村の「斎王の森」に「史蹟斎王宮址」の石柱を設置したが、史跡指定はされなかった。

昭和8年(1933)富山県出身の中村寅次郎が斎宮復跡会を創設し、復興を呼びかけ資金を集め、翌年、斎王の森に「祈斎殿^{きさいでん}」を造営して斎宮復興運動を行なっており、昭和10年には、伊勢新聞にも掲載されたことにより、村民に復興運動を巻き起こしている。昭和17年(1942)、食糧増産の国策により200町歩の山林を開墾することに決まり、斎王宮旧跡も田畑への開墾による

破壊の危機がせまり、史跡指定が急がれた。この事は、同年7月13日付の伊勢新聞に、「神宮斎宮寮址(斎宮村)近く史蹟に指定されん」の見出しで報じられ、指定目まで行ったが、戦局が悪化し、またもや指定に至らなかった。

昭和23年(1948)6月、軍国主義と天皇中心の皇国史観の排除から「明治天皇の史跡指定解除について」の通知が出され、昭和25年(1950)、「文化財保護法」が公布された後は、「三重県の文化財一覧」から斎王関係遺跡は排除され、昭和4年(1925)に建てられた「史蹟斎王宮址」の石柱も倒されており、斎宮の顕彰運動は次第に遠のいてしまう。

昭和30年代に入ると、町村合併が進み、斎宮村は斎明村を経て、昭和33(1958)年9月、現在の明和町となった。この頃になると、人々の斎宮復興の盛り上がりは薄れ、時代の流れと共に、民間開発の波が次第に押し寄せ、斎宮駅周辺の土地も開発業者へ手放す人も出てきた。

【斎王の森と竹神社】

「斎王の森」は、19世紀の地誌『伊勢輯雑記^{いせしゅうざっき}』では、木灯炉二基、白木ノ鳥居、禁制札が宝永7年(1710)1月に建てられ、天保8年(1837)の台風で神木が倒れたことが記載されている。これにより、17世紀中頃に放置されていた「斎王の森」は、18世紀初めには再整備されていたことが分かる。

明治22年(1889)、神領から大字斎宮の所有が認められ、大正5年(1916)斎宮村所有を経て、同年地元30人の共有地となり、地元の人の手で管理されるようになった。

昭和10年(1935)に発行された『斎宮村郷土誌』によると、当時の状況として、「(略)



伊勢新聞(昭和10年2月5日付)



伊勢新聞(昭和17年7月13日付)

社地の中央なる杉樹を神木として注連縄を引き延べ、神祠に代えて里人が参拝していた（略）」ことや、「（略）遺址の森巖を保存せんがために禁伐としています。」と記されており、地元の人によって信仰され、木の伐採を禁じるなど、管理されていたことがわかる。

昭和34年（1959）12月4日には、神宮へ献納し、神宮の管理地になったが、地元の人々による樹木の手入れや清掃等の活動は、現在も継続して行われている。



広報めいわ(昭和60年7月号)



広報めいわ(平成18年7月号)

また、昭和60年（1985）からは、毎年6月、地元の人々によって当地で亡くなった斎王の御霊を鎮める鎮魂祭が行われており、平成5年（1993）9月には、初代斎王として知られる大来皇女の歌を彫り込んだ万葉の歌碑を建立し、除幕式が行われた。このように、地元の人々が協力して、今も斎宮跡のシンボリック的存在を維持しながら守っている。

同様に守られてきた伊勢街道沿いの「竹神社」（旧称野々宮）は、斎王が居住していた内院の一角にあたる。内院の範囲は、この場所の東側の区画を含めて2区画に及ぶが、この場所は、方格地割の衰退期の最後まで内院として存続していることも分かっている。廃絶後、斎宮の重要な内院の一区画が神聖な場所として、少なくとも江戸時代以降、人々の信仰の場として形を替え、「野々宮」の名称で親しまれてきたものである。

『伊勢参宮名所図会』を見ると、「斎宮の森」と表記されており、社殿があるほか、入り口に注連縄しめなわがかけられているのがわかる。明治44年（1911）に合祀されてからは、斎宮地区の氏子が全て竹神社に集約されたため、一層人々に信仰された。



伊勢参宮名所図会

現在も 20 年ごとに、建替えや改修等を行い、その時に行なわれる奉祝祭には斎宮小学校から竹神社まで稚児行列で御遷座が祝われている。特に昭和 27 年（1952）の奉祝祭では、稚児行列や儀式が盛大に行われ、大勢の人々が詰めかけている様子が見てとれ、同じようにこの後昭和 47 年（1972）と平成 4 年（1992）に実施した御遷座の際にも同様に稚児行列と奉祝祭が実施され、平成 24 年（2012）には、規模が縮小されたものの、御遷座が実施されている。これらは全て氏子の負担と寄付によって賄われており、現在も地元の人々によって、この神聖な場所は守られ現在に至っている。



奉祝祭の様子(昭和 27 年撮影)

【斎宮の発見と保存運動】

昭和 44 年（1969）、現在、斎宮歴史博物館が建っている旧称古里遺跡^{ふるさと}に約 10ha に及び団地開発が計画されたことから、これを契機に翌年、発掘調査が実施され、奈良時代の大溝や蹄脚^{ていきやくけん}礎^{いし}等が発見された。この場所は、「斎宮」があったと考えられていた「斎王の森」から 700m も離れた場所であったが、一般集落跡とはかけ離れた官衙を想定させる内容であったことから、「斎宮」との関連性が注目され始め、保存の声が一気に高まり、古里遺跡と斎王宮跡との関連を解明するため、三重県は、昭和 48 年（1973）から 3 か年かけて宮域の範囲確認調査を実施した。その結果、東西約 2 km、南北約 700m の 137.1 ha に及び広大な範囲であることが判明した。



宮域範囲確認調査(昭和 49 年撮影)

この間、「三重の文化財と自然を守る会」が中心となり、発掘調査見学会や保存に向けた講演会、国・県・町の行政機関と議会への請願・陳情活動、関係学会への保存要請決議への働きかけを行い保存への理解を広めた。やがて、県議会では「斎王宮跡保存顕彰三重県議会連盟」が結成され、町議会でも「斎王宮跡保存対策特別委員会」が設置された。保存運動は、県内の文化財保護団体のみでなく全国に広まり、保存の要望も国会でも取り上げられることとなった。昭和 51 年（1976）、斎宮跡保存の請願を衆参両院で採択された。このように、発掘調査の成果や保存運動の結果、史跡指定へ進む一方、指定範囲内には、6 自治会（竹川、牛葉、中町、斎王、坂本、北野）があり、約 600 世帯、約 2,000 人もの住民が生活している。従来、幻の宮と言われていた「斎宮」の範囲は、「斎王の森」周辺と考えられており、当初想定していた 10 倍に及び指定範囲は、地権者を驚かせた。文化財保護と地域住民の日常生活をどのように調和していくかが大きな問題となり、地権者からは、指定による規制など制約について強い反対が表明され、文化庁、三重県、明和町と地権者の話し合いが幾度も開かれた。

昭和 53 年（1978）2 月、地権者、町、町議会による「斎王宮跡対策協議会」が設置され、規制に伴う生活面の不安から問題点を 7 項目に集約し、国・県の関係機関へ要望書を提出した。そして、その回答書を受け、各自治会の協力により指定同意を回収し、昭和 54 年（1979）3 月 27 日に国の史跡に指定された。



現地説明会(昭和54年撮影)

昭和 55 年（1980）2 月、地域住民の生活権を守るために 6 自治会の代表委員で構成

された「地権者を守る会」は、現在、「国史跡斎宮跡協議会」と改称され、保存・活用を進めるため公有化や史跡整備に積極的に協力し、また、この貴重な文化財のある土壌で採れた新鮮な野菜など販売する「さいくう市」の開催や史跡内の植栽など史跡を保護しながら地域の活性化につながる活動を官民協働で行っている。

斎宮の歴史や価値を伝え、保存していくために、行政と住民は役割分担をしながら活動を行っている。斎宮跡の史跡整備については、文化庁の補助を受けながら県と町によって行われ、計画的な発掘調査と連動して実施されていった。最初の史跡整備は、昭和 58 年（1983）に「斎王の森」周辺が史跡公園として整備された。同年には、整備された史跡公園で住民が主体となって、斎王の鎮魂祭として「斎王まつり」が実施されることとなった。

その後、平成元年（1989）に三重県が斎宮歴史博物館を開館した。平成 8 年には、斎宮跡の整備方針を示した『史跡斎宮跡整備基本構想』が県と町によって策定され、今後の史跡整備の方向性が示された。斎宮跡の概要も発掘調査で徐々に明らかになるなか、明和町観光協会や住民が協力して、平成 14 年（2002）に斎宮ガイドボランティアを組織し、翌年から史跡来訪者に向けてガイドを開始した。

これらの保存と活用に対する地元の活動や要望も活性化していき、町として史跡斎宮跡の更なる保存と活用を実現していくために、平成 22 年（2010）に地域住民の意見も取り入れた『史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針』を策定した。

平成 24 年（2012）には、『明和町歴史的風致維持向上計画』が国の認定を受け、斎宮跡を中心とした環境整備事業が推進されることとなった。平成 27 年（2015）には、日本遺産として、「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が認定を受けるとともに、往時の建物を復元した史跡公園として「さいくう平安の杜」がオープンした。斎王まつりも、令和 2 年（2020）で第 38 回を数えるようになり、「斎宮歴史博物館」や「さいくう平安の杜」などを会場として活用し、実施している。



表 斎宮等保存顕彰活動のあゆみ

西 暦	年 号	記 事
1677	延宝5年 11月 天保年間	<ul style="list-style-type: none"> 山田奉行所が幕府老中に願い出ているが実現していない。 神宮禰宜園田守良は『神宮典略』をまとめる。
1862	文久2年頃	<ul style="list-style-type: none"> 神宮警備にあたった津藩主藤堂高猷が斎宮の復興の許可を京都の一条左大臣から取付けるが、資金不足で実現せず明治維新を迎えた。 禰宜御巫清直は、斎王の森を斎王が住んでいた内院と位置づけ、「斎宮寮考證」や「斎宮寮廃跡図」、「斎宮寮内中外院之図」を作成。
1881	明治 14年	<ul style="list-style-type: none"> 斎宮村の永島雪江、乾覚郎、北野信彦の3人が発起人となって、24名の有志が斎宮再興運動を始める。
1883	明治 16年	<ul style="list-style-type: none"> 宮内省は、馬之上字寺山にある塚を「隆子女王墓」に確定する。
1886	明治 17年	<ul style="list-style-type: none"> 山田町民が政府に斎王儀式の再興の建言書を提出する。
1903	明治 36年	<ul style="list-style-type: none"> 乾覚郎他 7人が発起人となり斎宮旧跡表彰会を設立し、御館の跡、宇田明神など伝承地に標石を建てる。
1911	明治 44年 4月	<ul style="list-style-type: none"> 斎宮地区の神社 25社全てが現在の竹神社に合祀され、現在の位置に鎮座。
1915	大正 4年	<ul style="list-style-type: none"> 山大淀住民が八握穂、佐々夫江行宮など伝承地に石碑を建てる。
1917	大正 6年	<ul style="list-style-type: none"> 三重県条例「名勝旧跡保存費補助規定」が制定される。
1918	大正 7年	<ul style="list-style-type: none"> 斎宮旧跡表彰会が名勝旧跡保存費の補助を申請し、斎宮の奉仕復興、遺跡顕彰を内務省に嘆願する。
1919	大正 8年	<ul style="list-style-type: none"> 「史跡名勝天然記念物保存法」が公布される。
1924	大正 13年	<ul style="list-style-type: none"> 斎宮関連遺跡の「離宮院跡」が国史跡に指定される。
1926	大正 15年	<ul style="list-style-type: none"> 花園旧跡保存会が斎宮村竹川に花園の碑を建てる。
1928	昭和 3年	<ul style="list-style-type: none"> 県は、昭和天皇の即位記念事業として皇室関係遺跡の顕彰を決定。
1929	昭和 4年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 県は、「斎王の森」に「史蹟斎王宮址」の石柱を設置するが、史跡指定せず。
1932	昭和 7年	<ul style="list-style-type: none"> 竹神社で、現在残る本殿と拝殿が建立される。第1回御遷座。
1933	昭和 8年	<ul style="list-style-type: none"> 斎宮村役場が斎宮再興運動を始める。 富山県出身の中村寅次郎が斎宮復跡会を創設し、復興を呼びかける。 県は、大淀に「尾野湊御禊場址」の石柱を設置。
1934	昭和 9年	<ul style="list-style-type: none"> 中村寅次郎は、斎王の森に「祈斎殿」を造営し、村民に復興運動を巻き起こす。
1935	昭和 10年	<ul style="list-style-type: none"> 県は、「三重県史跡名勝天然記念物保存顕彰規定」を公布し、「御陵墓伝説地並皇室関係史跡」の指定に向けての調査を実施する。
1942	昭和 17年 7月	<ul style="list-style-type: none"> 食糧増産の国策により、斎王宮旧跡の破壊の危機がせまり、伊勢新聞が「神宮斎宮寮址（斎宮村）近く史跡に指定されん」の見出しで報じる。
1944	昭和 19年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 県から指定事務の停止の通知が出される。
1948	昭和 23年 6月	<ul style="list-style-type: none"> 軍国主義と天皇中心の皇国史観の排除から「明治天皇の史跡指定解除について」の通知が出される。
1950	昭和 25年	<ul style="list-style-type: none"> 「文化財保護法」が公布される。
1952	昭和 27年	<ul style="list-style-type: none"> 竹神社に、現在の手水舎が建立される。第2回御遷座。

1958	昭和 33 年	9 月	・ 1 町 4 村が合併し明和町が誕生する。
1970	昭和 45 年	6 月	・ 団地開発による古里遺跡の試掘調査が始まる。
1972	昭和 47 年		・ 本殿檜皮葺替、基礎土台修復、瑞玉垣、門を再造。第 3 回御遷座。
1973	昭和 48 年		・ 宮域の範囲確認調査が開始される。(3 年間)
1976	昭和 51 年		・ 斎宮跡保存の請願を衆参両院で採択される。
1978	昭和 53 年	2 月	・ 地権者、町、町議会は「斎王宮跡対策協議会」を設置する。
		12 月	・ 県と町との間で業務分担を定めた覚書を締結する。
1979	昭和 54 年	3 月	・ 国史跡に指定される。
		6 月	・ 県は、展示室を併設した斎宮跡調査事務所を開設する。
1980	昭和 55 年	2 月	・ 史跡内自治会が「地権者を守る会」を設置する。
1983	昭和 58 年	3 月	・ 斎宮のシンボルとして親しまれてきた「斎王の森」周辺で、最初の史跡公園が開園する。
			・ 第 1 回「斎王まつり」が開催される。
			・ 県が『斎宮跡 - 史跡整備の課題と展望 - 』を策定する。
1984	昭和 59 年	3 月	・ 保存管理計画の土地利用区分の見直しを実施。史跡内を第一種から第四種保存地区に区分する。
1985	昭和 60 年	3 月	・ 県は、『史跡斎宮跡環境整備基本構想 試案』を策定する。
1989	平成 元年	10 月	・ 県は、史跡西部の古里地区に「斎宮歴史博物館」を開館する。
1992	平成 4 年		・ 本殿檜皮葺替、幄舎の建設、瑞玉垣、拝門を再造。第 4 回御遷座。
1996	平成 8 年	3 月	・ 保存管理計画の土地利用区分の見直しを実施。第二種保存地区を拡大する。
			・ 県と町は『史跡斎宮跡 整備基本構想』を策定する。
1999	平成 11 年	10 月	・ 「いつきのみや歴史体験館」が開館する。
2002	平成 14 年	3 月	・ 「斎宮跡 1 / 10 史跡全体模型」が完成し、「歴史ロマン広場」が開園する。
			・ 斎宮ガイドボランティアの組織化
2003	平成 15 年	3 月	・ 保存管理計画の土地利用区分の見直しを実施。第一種保存地区を拡大する。
		4 月	・ 斎宮ガイドボランティアの活動が始まる。
2005	平成 17 年	8 月	・ 国史跡斎宮跡協議会が三重県へ「史跡斎宮跡の整備計画等」についての要望書を提出。
2007	平成 19 年		・ 史跡斎宮跡伊勢街道まちづくり会が設立。
2010	平成 22 年	2 月	・ 町は『史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針』を策定する。
2011	平成 23 年		・ 瑞玉垣の再造や石灯籠の修復。第 5 回御遷座。
2012	平成 24 年	6 月	・ 『明和町歴史的風致維持向上計画』が国の認定を受ける。
2014	平成 26 年	3 月	・ 天皇皇后両陛下「斎宮歴史博物館」を訪問。
2015	平成 27 年	4 月	・ 地域住民有志による「呉竹倶楽部」が結成される。
		4 月	・ 「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が日本遺産の認定を受ける。
		11 月	・ 「さいくう平安の杜」が開園する。

3-2 カケチカラ行事

古代より伊勢神宮に奉納されたカケチカラ(米の奉納)行事の発祥の地では、現在も毎年10月の神嘗祭、11月の新嘗祭に掛け穂として稲を奉納している。奉納は、明和町畠田神社に事務所を置く「伊勢神宮カケチカラ会」が主体となっており、全国から奉納された稲束を取りまとめて、毎年9月下旬にカケチカラ発祥の地^{かけほほうのうほうこくさい}で掛穂奉納奉告祭を行った後、伊勢神宮に奉納を行なう。また、年末年始の正月参りの際には、「伊勢神宮カケチカラ



掛穂奉納奉告祭

会」によって、奉納米が甘酒に調整され、伊勢神宮内宮で振舞いが行われる。現在のような形で、組織としてこれらの活動を行い始めたのは、有志の方々によって「かけちから会」が発足した昭和25年(1950)からである。(昭和47年(1972)発行『カケチカラ発祥の地』による)

【旧山大淀村での斎宮顕彰・保存活動】

カケチカラ行事と関連した伝説を持つ佐々夫江行宮跡、八握穂神社跡がある旧山大淀村では、古くから倭姫命が造った佐々夫江行宮という仮宮があったということが伝承されており、明治28年(1895)に発行された『神都名勝誌』にも伝承があることが記されている。昭和44年(1969)の『大淀郷土史』によると、大正4年(1915)に行宮の伝説がある場所に、地元有志や役人が「竹佐々夫江旧跡 山大淀」の石碑を建てており、同年に八握穂神社跡でも石碑を建立し、旧村単位で顕彰活動をしていることがわかる。石碑建立後も、佐々夫江行宮跡、八握穂神社跡は、水田内やその一角に石碑が建っているため、毎年5月ごろに行なわれる田植えや耕作時には耕作してしまわないように注意されているとともに、周辺の草刈りが実施されている。カケチカラ発祥の地は地元の根倉自治会の老人会によって、雑草管理や落ち葉清掃などが通年で実施されている。そのため、これらの文化財は現在も変わらぬ景観を保っている。

(4) まとめ

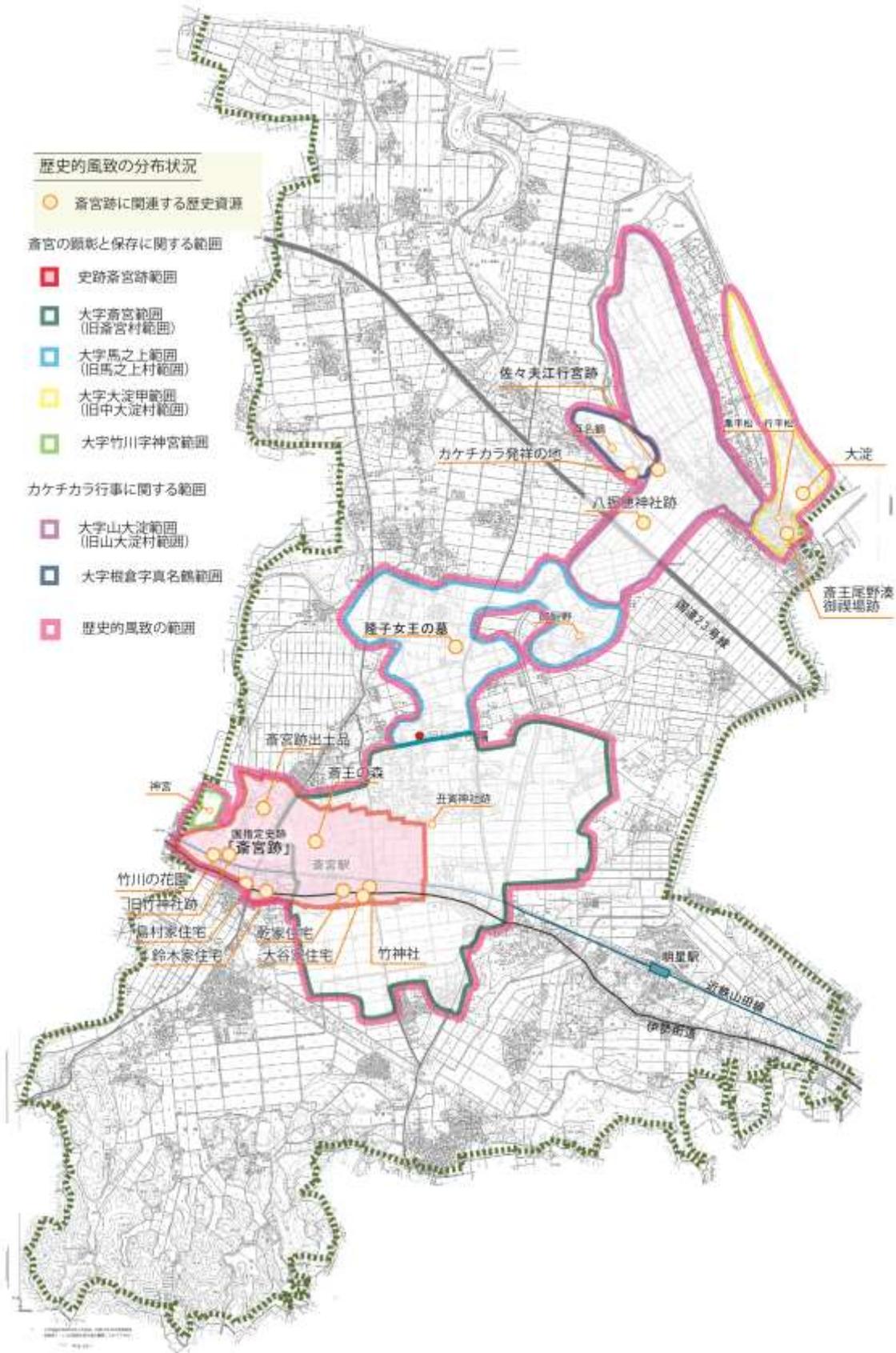
斎宮の顕彰と保存活動は、江戸時代から現在まで、様々なひとの手によって連綿と続けられてきた。現在に「斎宮」という地名が残っていることや、「斎王の森」「竹神社」が大切に受け継がれていることも、絶え間ない地元の活動の賜物である。

カケチカラ行事の活動は、倭姫命や真鶴に関連する言い伝えが現在まで伝え残され、地元での保存・顕彰活動にまでつながっており、歴史文化を大切に守り伝えてきた結果である。

よって、本町における史跡斎宮跡を中心とした歴史的風致とは、地域住民の皆が、史跡斎宮跡とその周辺の市街地に眠る歴史を大切に伝え残すという思いを受け継ぎ、それに取り組むことにより、良好な市街地の環境を保ち続けていることであるといえる。

また、これらの歴史的風致の特徴としては、地元住民を中心とした自治会や旧村単位で活動を行っていることである。活動の内容としては、斎宮村長を会長に据えて顕彰運動を行った「斎宮旧跡表彰會」や、馬之上村による陵墓の管理、斎宮村住民による斎王の森の管理、

旧山大淀村・中大淀村での伝承地の保存・顕彰活動などがあり、いずれも村や地域ぐるみで活動を行っていることがわかる。



2. 民俗行事に見る歴史的風致

(1) はじめに

町内には様々な民俗行事が残っているが、天王信仰に関する行事として、大淀の祇園祭と算所の祇園祭、宇爾桜神社のかんこ踊り、上村の天王まつり、坂本の天王祭が受け継がれている。その他にも町内には、色々な祭りが行われている。

また現在、神事は行われていないが、中村の久安寺には室町期の獅子頭が保存され、大淀の竹大與おおとよど神社に保存されている神事頭番帳しんじとうばんちょうには、文亀2年(1502)以降のお頭神事の記載が残っている。獅子舞は、上御糸地区の馬之上や坂本で継承されている。

その他にも、珍しいものとして、斎宮地区の麻生では、4歳になった男子が氏神に氏子入りする左義長さぎちやうと呼ばれる神事が江戸時代から受け継がれている。多くの人の手で受け継がれてきた民俗行事は、農村や漁村を舞台に繰り広げられ、町民の情熱と地域が一体となった伝統的な祭りの風情を感じさせる。

(2) 大淀の祇園祭にみる歴史的風致

① はじめに

【海に面したまち 大淀】

大淀は、当町北部の伊勢湾沿岸部に位置し、古くから漁業や醸造業を中心に発展し、明治期の市町村制下でも「大淀町」として当地域の中心をなしてきた。集落は海岸線に沿って形成された浜堤の微地形上に立地し、東西方向に長く展開している。集落を貫く主要道には生活道である「世古道せこみち」が直交し、漁業関係者や車輛が往来する漁師町の景観が残る。また、漁業等で栄えた往時を物語るように土蔵や商店舗の家々が密集し、住民はいまも屋号を用いている。



大淀地区全景 伊勢湾沿岸に集落が展開する(昭和 40~50 年代頃)



大淀地区の街並み(平成 30 年)

【神話から続く港町 大淀】

大淀という地名の由緒は古く、神話の頃まで遡る。倭姫命が天照大神の鎮座場所を探し求めて船でこの地に来られ、佐々夫江行宮を造られたとき、大いに海が淀んで風も浪もなく船が進みやすかったことから「大淀」と命名されたといわれている。ただし、公では「おおよど」と呼称する一方、地元では「おいず」と発音されている。「おいず」の呼称は天正 12 年(1584)の徳川家康書状に「勢州生津」との記述が見られ、少なくとも戦国時代には呼称の変化が認められ、江戸時代以降定着していったと考えられる。

大淀は当町に置かれた斎宮とも関係が深く、斎王が伊勢神宮の神嘗祭に赴く前月に、禊を行うために大淀を訪れたとされる。こうした背景からか、平安時代に書かれた『伊勢物語』にも登場し、在原業平と斎王が大淀で歌を詠み交わしたともいわれている。地元では物語にちなみ海岸近くに自生する松の巨木を古くから「業平松」と呼び、物語の舞台として伝承してきた。業平松は現在 3 代目で、2 代目は江戸時代に代官古郡重利が植えたと言えられ、枯死するまでは県指定天然記念物に指定されていた。また、大淀は「尾野湊」とも呼ばれる古代からの良港で、伊勢湾を代表する景勝地として広く知られ、「枕詞」として「大淀の松」・「大淀の波」・「大淀の浦」などと用いられ、多くの歌人によって歌に詠まれた。

また、当地区の竹大與杼神社には県指定有形文化財(古文書)の「^{おいすむらにてんはちおうししゃしんじ}大淀村二天八王子社神事頭番帳」が伝えられ、室町期には産土社の宮座を中心とした結衆によって集落が運営されていたといえ、当該神事は現在伝承されていないが集落の歴史的な古さを垣間見ることができる。江戸時代には当地区には「中大淀村」、「山大淀村」、「大堀川新田村」、「中郡村」の 4 つがあり、享保 11 年(1726)からは中大淀村と山大淀村と大堀川新田村は八田藩(加納家)に属し、中郡村は鳥羽藩(稲垣家)に属していた。現在は、中大淀村が西区、中区、北区に、中郡村が東区となって自治会が分かれており、西・中・北の「三世古」と東区、山大淀の三自治会で祇園祭が実施されている。三自治会以外も、大淀地区全体として祇園祭に参加しており、「でゃんかい」・「なりひらかい」などが協力団体として活動している。

② 歴史的風致を形成する建造物

②-1 竹大與杼神社

竹大與杼神社は、創建年代は明確ではないが、鎌倉時代成立とされる『倭姫命世紀』によれば天照大神が当地の佐々夫江行宮を造られたとき当社を定めたとされ、延喜式内社に定められている由緒ある神社である。また前述の県指定「大淀村二天八王子社神事頭番帳」が伝来し、文書には「応永 31 年（1424）」からの神事記録が記載されている。

神社所蔵の「御大儀寄進帳」によれば、享保 15 年(1730)からは、中断もあるものの 20 年ごとに建造物が建て替えられる遷座が行われており、近年では平成 22 年（2010）に遷座されている。平成 16 年（2004）発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、現在の建物のほとんどは、平成 2 年（1990）に建て替えられたものであり、現在の社殿の中で最も古いものは、昭和 5 年（1930）に建て替えられた拝殿である。社殿は全て、銅板葺で屋根面はむくりがあり鯉木は六本、神明造りで、擬宝珠柱付きの登高欄、四方に据玉がのった高欄付濡縁が取り巻く。明治 40 年（1907）に 23 社が合祀され、三世古地区と東区の産土社となっている。



竹大與杼神社 本殿

②-2 竹佐々夫江神社

竹佐々夫江神社は、創建年代は明確ではないが、鎌倉時代成立とされる『倭姫命世紀』によれば天照大神が当地の佐々夫江行宮を造られたとき当社を定めたとされ、延喜式内社に定められている由緒ある神社である。もとは佐々夫江行宮あとに近い地にあったが、江戸時代後期に現在の観福寺境内に移されたという。

ただ、竹佐々夫江神社も約 20 年ごとに、建造物を建て替える遷座が行われており、平成 16 年（2004）発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、現在の建物のほとんどは、昭和 62 年（1987）に建て替えられたものであり、現在の社殿の中で最も古いものは、昭和 42 年（1967）に建て替えられた拝殿と神饌所である。

社殿は、銅板葺で神明造りである。山大淀地区の産土社で、境内に隣接して祇園祭の山車庫がある。



竹佐々夫江神社



大正 14 年(1925)の大淀祇園祭海上渡御(潮谷 剛氏蔵)

③ 歴史的風致を形成する活動内容

③-1 大淀の祇園祭の概要と歴史

大淀の祇園祭は、毎年 7 月下旬～8 月上旬に、大淀地区の三世古、山大淀、東区の 3 地区において、それぞれの地区内を産土

社の神宝を^{ほうさい}奉斎した山車が巡行し、疫病退散、厄除け、氏子安全、漁業・農業の繁栄などを祈願して行われる。かつては旧暦の6月14日、15日に行われていた。祭りの起源は、地元では江戸時代中期と伝えられるが確実な史料はなく不明な点が多い。ただし、弘化3年（1846）の山大淀村・中大淀村の『助郷役被申付二付村方俵約申合書』には祇園祭に関して「祇園舎」、「だんじり」、「花火」などの記述が見られ、少なくとも江戸後期には俵約を申し合せなければならぬほど盛大に催行されていたことが分かる。祭りは明和町無形民俗文化財に指定されている。（昭和60年2月18日指定）



大淀祭典煙火番組綴(竹大與杼神社蔵)

③-2 東区の祇園祭(宵宮)

東区の祇園祭は「宵宮^{よいみや}」と称して、三世古・山大淀の前日に催行される。東区の祇園祭は京都の八坂神社の流れをくむとされ、現在は竹大與杼神社に合祀されているが、かつては産土社の八雲神社の祭礼であった。祭り当日は地区内に「八雲神社」の^{おおのぼり}大幟がたなびき、山車には八雲神社の御神鏡が奉斎される。また、祭礼翌日に氏子には八雲神社の神札が配布され、かつての氏神と氏子の関係性の名残がいまなおうかがえる。山車は地元によれば明治末頃に造られたもので、上山と下山の二層構造からなる「屋台型」で、直径1mほどの車輪が付く「外輪式」である。

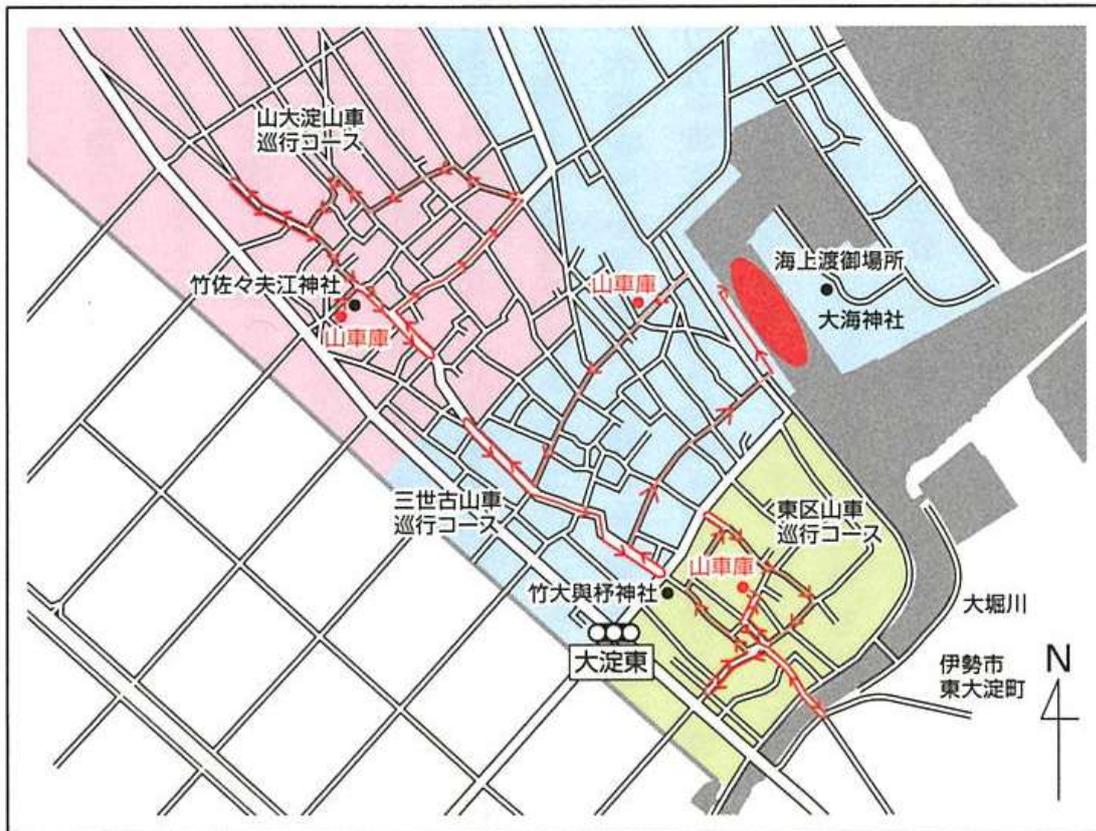


大淀祇園祭(東区)

祭りは自治会役員のほか、小学生から高校生が担う笛・太鼓・チャンギリの「囃子方^{はやしがた}」、山車の速度や旋回を担う「テコ」、山車を曳く「ツナ」などの役があり、地区を挙げて行われる。東区は世帯数120ほどで、祇園祭を行う3地区の内では最も世帯数が少なく、少子高齢化による行事の継承が危惧されることから、囃子方へ女子が参加するなど後世への継承へむけて新たな取り組みがなされている。

囃子方へ女子が参加するなど後世への継承へむけて新たな取り組みがなされている。

ツナに曳かれた山車は、多くの住民に見守られながら区内を時計回りに巡行する。巡行の際には、辻々では山車を止め世古道へ向けて囃子を奏でるとともに、明和町と伊勢市の境界である大堀川橋を渡り伊勢市側で折り返すなど、地区の隅々まで祓い清める意識が見られる。また、東区は宵宮として行われるため、山車を飾る提灯に明かりが入り、集落を進む様は趣きがある。



大淀祇園祭地区割り・山車巡行コース図

③-3 三世古の祇園祭

三世古の祇園祭は愛知県の津島神社の流れをくむと言われている。三世古を形成する北区・中区・西区は大淀地区で最も世帯数が多く、9自治会約440世帯で構成されており大淀地区の中心的な地区である。祭りは大淀祭祭典委員が統括し、青年団が準備や練習、囃子方を統括して催行される。また、19歳の厄年にあたる女性が「十九娘」として準備を手伝う。祭り当日には「天狗」、「一万度」、「傘鉾^{かさぼこ}」、「小幟」、「大幟」が山車の前を練り歩く。三世古では業平松前を出発し、山車は反時計回りに集落を巡行する。この山車は平成16年(2004)発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、昭和26年(1951)に焼失したため昭和28年(1953)に再造されたもので3地区では最も大きい。上山と下山の二層構造からなる「屋台型」で、直径1mほどの車輪が付く「外輪式」である。最後に大淀漁港に到着し、伊勢物語にちなんで命名されたなりひら号とゆきひら号の二艘に山車を載せ「海上渡御^{かいしやうとぎよ}」の儀式を行う。海上渡御は三世古のみ行われる祭り最大の見せ場で、かつては漁業を取り仕切る西村家と土屋家の二軒の網元が舟を提供していた。船に載せられた山車は漁港内を一周し、祭典委員らは対岸の大海神社^{わたつみ}に一礼する。大海神社と隣接する淀姫神社は現在埋め立てにより陸続きになっているが、



海上渡御

「大幟」が山車の前を練り歩く。三世古では業平松前を出発し、山車は反時計回りに集落を巡行する。この山車は平成16年(2004)発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、昭和26年(1951)に焼失したため昭和28年(1953)に再造されたもので3地区では最も大きい。上山と下山の二層構造からなる「屋台型」で、直径1mほどの車輪が付く「外輪式」である。最後に大淀漁港に到着し、伊勢物語にちなんで命名されたなりひら号とゆきひら号の二艘に山車を載せ「海上渡御^{かいしやうとぎよ}」の儀式を行う。海上渡御は三世古のみ行われる祭り最大の見せ場で、かつては漁業を取り仕切る西村家と土屋家の二軒の網元が舟を提供していた。船に載せられた山車は漁港内を一周し、祭典委員らは対岸の大海神社^{わたつみ}に一礼する。大海神社と隣接する淀姫神社は現在埋め立てにより陸続きになっているが、

かつては湾内に浮かぶ小島で風光明媚な景観をなしていた。こうした海上渡御の光景は、漁師町大淀の特徴を端的に表している。

その後、漁港に山車は上げられ、仕掛け花火や打ち上げ花火が盛大に行われ、近隣からも多くの見学者が詰めかける。かつては地元の「花火委員」によって北・中・西の3区が輪番制で担当する習わしがあり、区ごとに伝統や秘伝があって用具の保管庫も別々にあるほど、住民にとって重要な行事であった。竹大與杼神社には明治15年（1882）以降の『大淀祭典煙火番組綴』が保管され、花火への住民の熱い想いが見て取れる。また、祭りに合わせて小中学生が中心となって神輿も巡回する。



打ち上げ花火

③-4 山大淀の祇園祭

山大淀の祇園祭は愛知県の津島神社の流れをくむといわれ、地区の約190世帯によって行われる。山車は上山と下山の二層構造からなる「屋台型」で、直径1mほどの車輪が付く「外輪式」である。虹梁の彫刻絵の特徴から19世紀前期の作とされる。ただし、下山は戦後間もなく地元の大工により造り直された。なお、山車には天保7年（1836）の銘がある神鑑が奉斎される。

祭りは自治会役員や神社総代、青年団ら関係者を中心に行われる。山大淀の祇園祭では、山車の前を「神木」、「一万度」、「大幟」、「傘鉾」、「乙姫」、「天狗」が練り歩く。中でも「乙姫」は山大淀にしか見られない役で、地区の男子から選ばれ、頭上には神宝を模した鏡を戴き、杓を手に集落を進む。山車は竹佐々夫江神社横の山車庫を出発し、地区内を反時計回りに巡行する。山大淀では、山車に乗る役員に対し地区住民が直接祝儀を渡し、会計係により巡行中に短冊状の半紙に祝儀の金額と名前が書かれ山車の高欄に張られていく。一万度などは山車に先行し、定められた箇所ですり立てられる。かつては辻々で鈴をつけた一万度と呼ばれる飾りを鳴らし祓い清めたと言われる。集落を巡行した山車は最後に竹佐々夫江神社の入り口に戻り、神社参道に向かって止められ祇園囃子が演奏される。これも他地区では見られない光景で、奉斎し



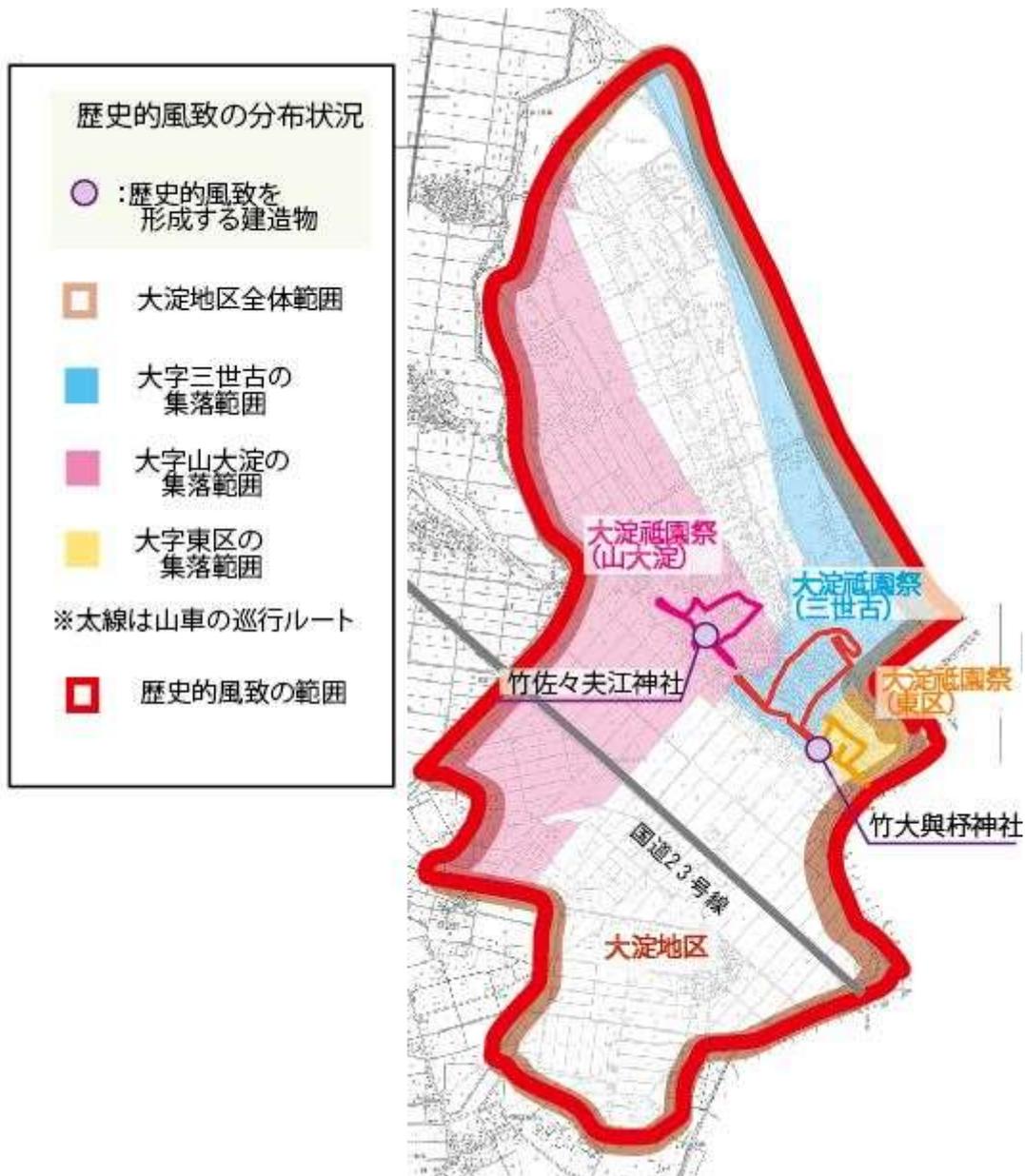
大淀祇園祭(山大淀)

た御祭神を神社に戻す意味があるとも推測されている。

④ まとめ

大淀の祇園祭は、7月下旬から8月上旬に三世古、山大淀、東区の3地区が開催日を合わせそれぞれの地区で行われる祭りで、明和町を代表する夏の一大祭礼行事である。当町周辺の伊勢湾沿岸部である伊勢市東大淀町や村松町にも祇園祭が点在し、当該地域の夏場の特徴である。特に大淀地区は、古代より良港として栄え、近世以降の漁村としての地割がいまも残

され、両神社を含めて良好な景観や建造物が保全されている。3地区では細かな点で、祭礼の内容や実施状況など異なる点も見られるが、老若男女問わず各自治会の住民が参加する行事であり、当地区が最も活気にあふれるとともに地区の一体感を醸成してきた。また、祭礼に向けての準備や練習などは各地区で早くから実施され、まさに地区の年間行事が祇園祭を中心として行われているといっても過言ではない。威勢のいい掛け声、力強い山車の曳きまわしなどは、古くからの大淀地区の漁村特有の町並みや文化、住民の気質とあいまって、独特の歴史的風致を形成しているといえる。



大淀の祇園祭に見る歴史的風致分布図

(3) 志貴の精霊相撲・中村の安産祈祷相撲にみる歴史的風致

志貴の精霊相撲および中村の安産祈祷相撲は、下御系地区の志貴自治会と中村自治会で行われている伝統行事である。

① はじめに

【豊かな田園風景と歴史ある土地で受け継がれる伝統相撲】

それぞれの集落は当町の北部に位置し、周辺の集落と同様に櫛田川と祓川が形成した沖積平野の中の自然堤防上に集落が立地し、周囲を田園に囲まれ農村景観が広がっている。

両集落がある下御系地区は古代麻績郷に属し、中世以降は御系郷と呼ばれていた。この地域では、伊勢神宮の神衣祭に奉納される絹織物と麻織物が地元住民の手で作られるなど、古代より紡織産業の盛んな地であった。

集落の成立を伺わせる明確な遺跡などはないものの、志貴には佐伎栗栖神社、中村には畠田神社があったとされいずれも式内社である。また、志貴の西光寺には本尊として平安時代後期の作とされる木造不動明王立像が安置されている。さらに、周辺には古代の条里痕跡が確認でき、海岸部に近い沖積平野でありながら、当地の開発が古代に遡ることを伺わせる。中世以降は史料からは「志貴御厨」・「藤原御園」などの地名が確認でき、伊勢神宮の荘園として発展していたことがわかる。さらに時代が下ると伊勢国司北畠氏の支配を受け、江戸幕府以後は両村とも藤堂藩領であった。

町内では、志貴と中村でのみ伝統相撲が行われており、下御系地区の夏の風物詩となっている。自治会全体で催行しているのも特徴の1つとなっており、相撲の準備や当日の進行も自治会総出であたり、自治会の年中行事として伝統を受け継いでいる。

② 歴史的風致を形成する建造物

②-1 西光寺

志貴集落の中央部に位置する曹洞宗の寺院で中村の陽珠院の末寺である。もとは真言宗であったようであるが、江戸初期に中村陽珠院第二世の雲峰自然大和尚が開基創立した。西光寺の南側にはかつて式内社佐伎栗栖神社があったとされ、本尊である平安後期の木造不動明



西光寺と土俵



かつて西光寺横にあった佐伎栗栖神社

王立像はこの社の本地仏ではないかとの指摘がある。昭和 47 年（1972）発行の『明和町史』によれば、現在の本堂は明治期に近村から移築してきたもので、桁行九間半、梁間五間の切妻造で農家と同じ造である。寺の境内には精霊相撲を行う土俵の土盛が見られる。

②-2 陽珠院

中村集落の北東部に位置する曹洞宗の寺院。開基は鎌倉時代に当地に城を構えた北堂左京太夫と伝えられ、その後伊勢国司北畠氏の家臣中村氏が菩提寺と定めたとされる。北畠氏滅亡に伴い一時は寺勢が衰えたが、中村の藺田家等の支援を受け再建された。平成



陽珠院と土俵



本尊地藏菩薩立像

成になって本堂は再建されたが、それまでは享保 17 年（1732）に建てられたもので、現在も鬼瓦などが保存されている。鬼瓦にはへう書がなされており「(左側面) 享保十七歳/二月吉祥」「(右側面) 勢州山田常明寺町/山本源兵衛」や「(右側面) 享保拾七年瓦師仁兵衛」などの文面が確認できる。本尊は地藏菩薩立像で江戸初期の作とされ、子安地藏として篤い信仰を受けている。また表門は平成 16 年（2004）発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、^{かんせい}寛政10年（1798）の建立である。寺の境内には安産祈禱相撲を行う土俵の土盛が見られる。

②-3 畠田神社

中村集落の北東に位置する延喜式内社である。西側は陽珠院と隣接している。中村はもと中藤原と呼ばれており、北藤原と南藤原とに分かれてからはそれぞれに同名の神社が祀られていた。明治 41 年（1908）4 月 1 日に 28 社を合祀し北藤原の畠田神社に遷座されたが、同年 8 月 31 日に中村の旧社地へ移転した。現在の社殿は平成 16 年（2004）



畠田神社

発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、昭和 45 年（1970）に建てられたもので、神明造銅板葺、鯉木 6 本の規模である。

③ 歴史的風致を形成する活動

③-1 志貴の精霊相撲の概要

志貴の精霊相撲は 8 月 16 日に西光寺境内で参加者の健康等を願って行われるもので、志貴集落の小学生を中心に集落以外の者も参加する。境内に土俵が造られ、中央には御幣が立てられ、四隅には笹竹を立て注連縄が張られる。四隅の竹にはヨスマノヘイと呼ばれ



昭和6年の関連史料

る御幣が取り付けられる。この御幣は安産に効があるとの言い伝えがあり終了後には希望者に配られる。当日の朝には初盆を迎えた家庭が参集し、精霊送りが行われる。なお、これらの行事に関わる史料として、志貴自治会には昭和6年（1926）の『松露送係抽籤扣帳』が残されており、当時の行事の様子を伺うことができる。共に保存されていた籤くじを使って、関連行事を行う役員を定めていたようで、史料には関係者の名前が記載されている。

相撲の取組み前には、模範相撲が行われる。これは志貴集落の小学6年生が形式的な取組みを行うもので、互いの肩に手をのせ、東西方向に順に押し合う所作を2回繰り返し、最後は東方が土俵外へ押し出して勝つという決まりになっており、神事の名残と考えられる。

その後、年少者から順に一番勝負が行われる。未就学児同士の取組みは微笑ましい一場面である。その後小学生になると女子生

徒も混じって真剣勝負が繰り広げられる。次に三人抜き、五人抜きと勝ち抜き戦が続き、最後に志貴の小学校高学年による三役（小結・関脇・大関）の対戦が行われる。最後に大関となった者は、取組前に土俵中央に建てられていた御幣を担ぎ、土俵中央で四股を踏む。



広報めいわ 106 号記事
(昭和 51 年)

③-2 中村の安産祈禱相撲の概要

中村の安産祈禱相撲は地藏盆である8月23日に陽珠院境内で参加者の健康等を願って行われるもので、中村集落の小学生を中心に集落以外の者も参加する。境内に土俵が造られ、長寿を願う一本の長い俵が埋め込まれる。四隅には四本の柱が立てられ、紅白のさらしを巻き御幣を取付ける。さらしと御幣は安産のお守りとされ、中には腹帯などを巻き付ける者もいる。土俵の上には「中村」と染め抜かれた大幕が張られ、天照皇大神宮のお札が祀られる。土俵の中央には砂山が築かれ御幣が立てられる。

取組みの前に参加者は本堂で住職から祈禱を受ける。その後、行司役が土俵祭りとして土俵を清め、相撲の開始を告げる。最初に紙相撲と呼ばれる儀式を行う。自治会の各組から選ばれた相撲当番の男性2名が、半紙を口にくわえ取組みの所作を行う。両名が互いに肩に両手をのせ、西、東の順に押し合い、最後に東方が西方を押し出す。こうした神事の性格が色濃い儀式であることから、紙相撲の「紙」は「神」に通じ、悪霊を鎮め追い払う呪術的な意味合いがあったものが形式化した可能性がある。

紙相撲が終わると、「本勝負」、「三人抜き」、「五人抜き」、「役跳（ヤクバネ）」、「三役（小結・関脇・大関）相撲」が行われる。三役相撲は中村に住む小学校高学年により行われ、小結には日の丸の扇子、関脇には芋麻、大関には弓と御幣が授



取組みの様子



中村での紙相撲

けられる。近年、神事への女子生徒の参加も認められるようになり、集落をあげて後世への神事継承が図られている。

③-3 両相撲の歴史と特徴

志貴においては、伝わる資料により、少なくとも昭和6年（1926）には相撲が実施されていたことがわかり、台風でも日延べせずに8月16日に必ず行われていたとの言い伝えもある。

中村においては、過去に相撲を行わなかった年にはお産の肥立ちが悪いことが重なったとされ、以後8月23日に絶やすことなく行われている。また、昭和47年（1972）発行の『明和町史』によると、この時点で古くから実施されてきたことが聞き取られており、昭和30年代前半（1955～1960）の土俵が写った写真も残されていることから、両集落で疫病退散や安産祈願をこめて大事に継承されてきたことがわかる。

いずれの神事も寺の境内で行われているが、寺の横には「畠田神社」などの式内社が立地する点が共通している。

また神事的な要素として、取組み前には土俵に御幣が立てられ、儀式的な意味合いが強い模範相撲ならびに紙相撲があること、志貴では大関による取組後の四股が行われる点などがみられる。これらの行為はまさに集落の悪霊を鎮めることを願う意味合いがあったことが読み取れる。また、神事の実施場所については、その内容から、かつては寺ではなく、神社で神事が行われていたと考えられる。おそらく明治期の神仏分離令により、神社が廃されてしまい、寺で実施する形に変化したと考えられる。

上御系地区佐田の清光寺においてもかつては相撲が行われていたとされ、周辺の地域も含めかつては相撲がさかんに行われていた可能性がある。現在、下御系小学校には校庭に土俵が造られ、授業の一環として相撲が行われるなど、伝統の継承に地域一帯となって取り組まれている。

④ まとめ

志貴および中村では古来より日を変えず、天候などにも左右されることなく歴史ある建造物と一体となって相撲神事が行われてきた。これはとりもなおさず、集落の住民が強く安産や疫病退散を願って神事を大事に継承してきたからであるといえる。一方、少子化が進む中、女子生徒の参加を認めるなど柔軟な対応をすることで継承への工夫もみられる。



広報めいわ 166号記事(昭和56年)

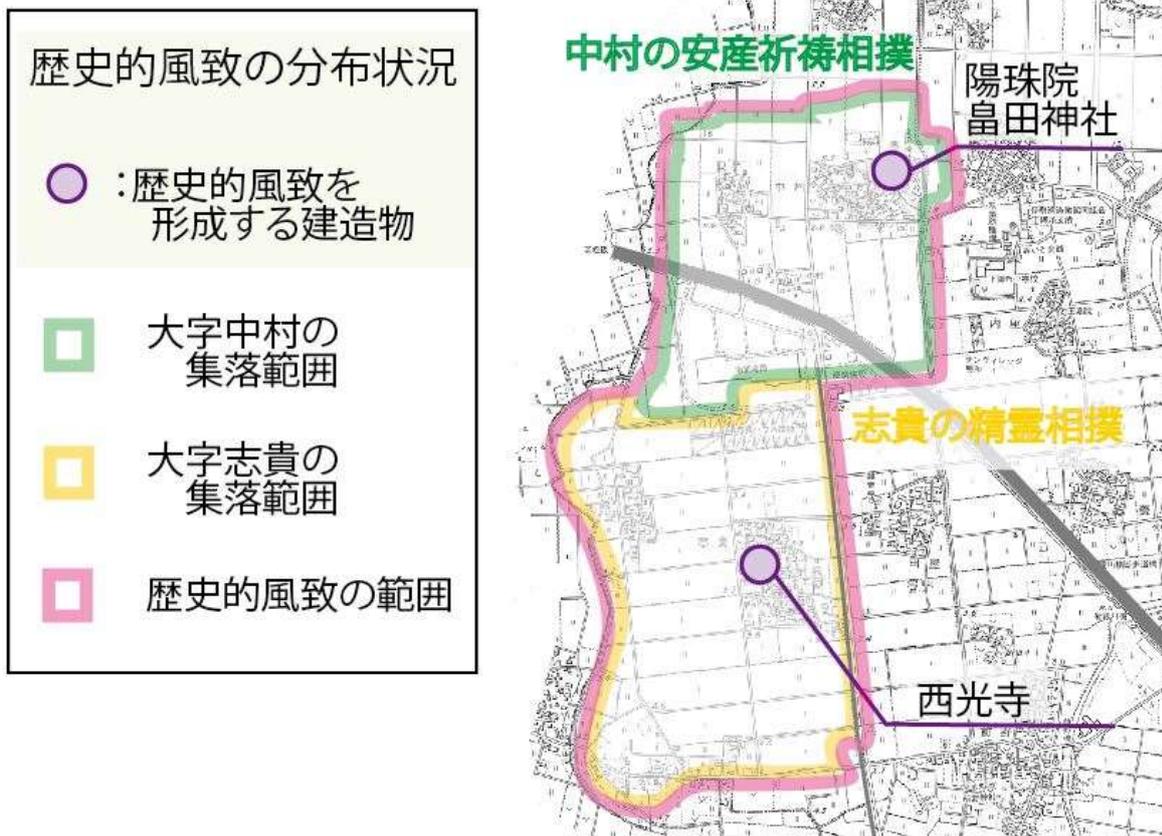


昭和30年代前半の陽珠院と境内の土俵



下御系小学校の土俵

志貴の精霊相撲、中村の安産祈禱相撲ともに、地元自治会が中心になって実施されており、地区の将来を担う子どもが一同に集い、白熱した取り組みを通じて世代横断的な交流が今なお残り、今後もより強い紐帯が醸成されていくことが期待される。さらに、地区外の参加にも門戸を広げて取り組みが行われ、小学校でもさかんに相撲が行われることで下御糸地区全体として横断的なつながりが維持され、歴史的風致を形成している。



志貴の精霊相撲・中村の安産祈禱相撲に見る歴史的風致分布図

(4) 前野のお頭神事にみる歴史的風致

①はじめに

【祓川とともにある農村景観】

前野のお頭神事は、上御糸地区の前野自治会で受け継がれてきた伝統行事である。前野集落は、上御糸地区の自治会で当町の中央部に位置する。集落のすぐ横を祓川が流れており、集落の南側で東西方向の流れが大きく蛇行し、南北方向に流れを転じる。集落は一級河川である櫛田川から分岐した祓川によって形成された自然堤防上に立地し、周囲の田園部とはおよそ1mの比高差がある。そのため、春の田植え期にはさながら浮島状を呈し、周辺の集落とともに変わらぬ農村景観をつくり出している。祓川は「重要湿地 500」(環境省認定)に選ばれており、人工的な護岸工事などがほとんど及んでいない自然豊かな河川である。このような前野集落の立地状況は、櫛田川および祓川が形成した伊勢平野における農村景観の典型と言える。



前野集落と祓川

集落の町並みとしては、集落を貫く「御糸道」に沿って、前庭を中心に囲んで、北に主屋、東から南に作業小屋の長屋が建てられる農家建築が建てられている。集落入り口には、山神や庚申堂が立地し、集落の境界が視覚的によくわかる。また、集落中心部の最も標高が高く安全性の優れた地点には前野のお頭神事の主要な舞台となる正念寺が建てられており、集落の中核を形成している。

条里制関連の小字名
三反田
塚の坪
七の坪
四反田
六反
三反畑
四反畑
川坪

【古代からつづく農村集落】

前野集落の成立は明確ではないものの、集落西部には周知の埋蔵文化財包蔵地である前野遺跡が所在している。前野遺跡からは奈良時代以降の土器片などが採集されている。また、かつての小字名には古代の条里制をうかがわせるものが散見される。現在の地形からは条里制の痕跡は確認できないが、前野遺跡の存在も含め、当地での人々の活動が相当に古い時期から行われてきたことを物語っている。

昭和47年(1972)発行の『明和町史』および『大字前野郷土誌』によれば、中世になると伊勢国司北畠氏の支配を受け、本町大淀地区にあった大淀城代を務めた間宮信高が当地に邸を構え、以降の集落の基を築いたと言われている。近世には藤堂藩に属し、間宮家が代々庄屋を勤めた。また、集落の中心部を地元で「御糸道」と呼んでいる主要道が南北に通る、集落中央部で下御糸地区と大淀地区へ分岐しており道標も残されている。

② 歴史的風致を形成する建造物

②-1 正念寺

正念寺は前野集落の中心部に位置する浄土宗の寺院である。寺の歴史は比較的長く、中世期には前身の道現寺があったとされる。しかし、同寺は享禄4年(1531)に焼失し、その後寛文元年(1661)までの期間に正念寺として再興されたと伝わる。正念寺の本堂は宝暦13年(1763)に中興開山の閑霊上人により建立されたが、大正11年(1922)に再び焼失、



正念寺

仏像などの什物もすべて失われた。昭和 47 年（1972）発行の『明和町史』によれば、現在の堂宇は大正 12 年（1923）に射和村（現松阪市）中牧慶正院を移築したもので、堂内に安置されている阿弥陀如来立像および観音勢至立像もこの時の作である。なお、境内の墓地には江戸前期の寛永 19 年（1642）や承応元年（1652）銘の五輪塔などがみられるほか、制作年代不詳ながら庄屋間宮家の変形墓碑もある。

②-2 前野神社

前野神社は集落の南西部に位置し、もとは村社長徳神社があった場所である。昭和 21 年（1946）に同集落にあった森下神社、磐止神社、長徳神社、五霊神社を合社して正念寺境内に祀り前野神社と称した。その後昭和 42 年（1967）に長徳神社跡地に移され現在に至る。本殿は平成 16 年（2004）発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、昭和 42 年（1967）に建てられたもので、神明造りで板屋根銅板葺き、鯉木は 4 本である。入口には五霊神社から移設した神明鳥居がそびえる。



前野神社

②-3 猛祭神社

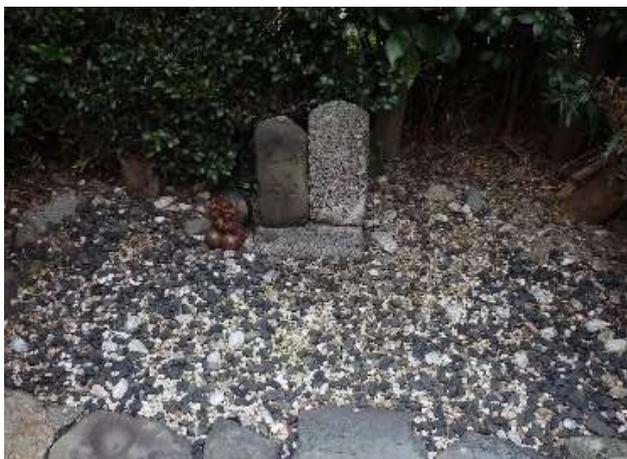
前野のお頭神事で用いられる獅子頭（お頭さん）を祀る祠で、正念寺境内に鎮座している。江戸期には八王子社と呼ばれていた。神社の建立時期は不詳であるが、明治 16 年にまとめられた『多気郡前野村地誌取調書』の「社」の項目に、社名が記されていることが確認できる。また、獅子頭を収める木箱には「延享二丑年（1745）十一月吉日願主/間宮氏厚雄」の墨書銘があり間宮家との関係性や神事の歴史が江戸中期に遡ることを同わせ、獅子頭を納めていた当社も同時期には建てられていたと考えられる。祠の前には、神事を担う「ネギサン」の厄年に合わせて鳥居が奉納されている。



猛祭神社

②-4 山神

集落の5箇所山神が祀られている。それぞれ北から



南出の山神碑



山神碑位置(赤色部分)『大字前野郷土誌』より

順に「北前野」、「北出」、「西出」、「中出」、「南出」の山神と呼称され、集落の入り口や辻の部分に立地し、集落へ疫病などが進入しないようにとの願いがあるとされている。それぞれの石碑に銘文はなく造立年代は不明であるが、毎年12月7日が山神の祭日で、稲わらに火を付け石碑を炙る所作が行われ、供え物が置かれていた。

昭和43年（1968）に地元住民が刊行した『大字前野郷土誌』の明治9年の状況を聞き取った地図があるが、その地図に5箇所の山神が記され、文中にも、行事が12月7日に行われていることが記されていることから、この頃から山神碑が存在していた事がわかる。

③ 歴史的風致を形成する活動

③-1 前野のお頭神事の概要

前野のお頭神事は、毎年2月11日に、悪霊退散・家内安全・豊作を祈願して正念寺境内において催行される神事で、昭和59年（1984）に町無形民俗文化財に指定されている。

三重県南勢部の特に宮川流域を中心に、獅子頭を神そのものとして神聖視し「オカシラサン」と尊称する事例が濃密に存在し、前野と同時期の2月上旬前後に各地で「御頭神事」が催行される。伊勢市高向の御頭神事（国指定の重要無形民俗文化財）がよく知られているが、前野のお頭神事はこうした各地の御頭神事の分布の中でも西端部に位置するもので、舞ぶりや神事の内容には大きな差異が見られ、他地区では見られない個性的なものである。



前野のお頭神事

前野のお頭神事は、「ネギサン」と呼ばれる世襲の家の男子と、集落内の小学生ないし中学生の男子が担う「後舞」と「天狗」で構成される。

神事当日、ネギサンによって猛祭神社より獅子頭（以下、オカシラサン）を出し、正念寺の一室に安置される。神事のため、当日は寺の本尊を安置する内陣に白色の幕が掛けられる。オカシラサンが安置される一室には、神文である九曜をあしらった幕が張られ、畳を一段高くして部屋の中央部に祀られる。この部屋にはネギサンの中でも限られた者しか入ることができず、部外者の入室は厳禁で、厳しい決まりが見受けられる。オカシラサンと天狗面はここで汚れをぬぐい、新たに幣で作られた髪が足される。舌には「オシタ（御舌）」と呼ばれる赤色の布を毎年付け替えられる。オシタを奉納する家もかつては世襲であった。これはオカシラサンによる悪霊退散を願う中で、魔除けの意味があるとされる赤色のオシタを付加することでよりそうした願いを強調したものと考えられる。オカシラサンの準備が整うと、まずは猛祭神社前にて舞が奉納される。舞は「カゲマイ」と呼ばれるもので、オカシラサンの正面に立った「指図方」の合図で始め、「楽」（太鼓）に合わせて行われる。指図方とともに天狗も正面に立ち、さざらと呼ばれる楽器を鳴らす。次に正念寺前に移動し、集落でお供えのあった一軒一軒の悪霊を祓うために舞が行われる。この時、「拝」と呼ばれるネギサンが指図方に奉納されたお供えを渡し、帳面に記録を付けていく。途中、休憩を挟みながら50~60軒分の舞を行う。数軒の定められた家の時には「立ち馬」、「座り馬」と呼ばれる舞が行われ、異なった所作が行われる。舞が終わると、オカシラサンに食事がお供えされ、ネギサンらは当番の家に集まって遅めの昼食を取り、オカシラサンを猛祭神社に納め夕刻には神事は終了する。

関係者への聞き取りや関係資料によると、かつては旧正月 15 日を中心に3日間行われていたというが、関係者の負担が大きいことなどから縮小され、催行日も現在の日程に変更された。かつての神事では、前野集落の各戸を一軒一軒巡り舞が行われていた。

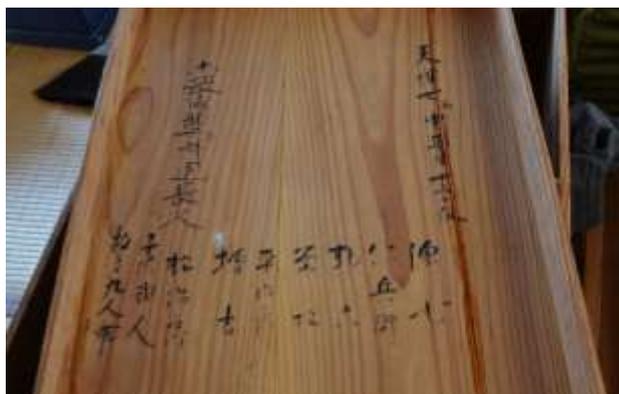
この時、集落内の山神や前野神社および秋葉社など主要な信仰対象でも舞が奉納されていた。さらに夜には高張持ちを先頭にオカシラサンが集落を巡り、集落の参観者とオカシラサンがもみ合う「エベス踊り」が行われ、最後に祓川にかかる前野橋を渡って集落の東のはずれにある山神田での舞をするオカシラサンを住民一同が、川の対岸から遥拝して見送ったとされる。

図は、この遥拝ルートを復元したものである。



③-2 神事の歴史

前野のお頭神事の起源は不明な点が多い。オカシラサンや天狗面に銘文はなく、これらの製作年代も不明である。ただし、オカシラサンとともに猛祭神社に保管されている神事関連の史料『八王子祭典記録帳』には神事での献立とともに「享保十六歳」（1731）の年号が見られる。この他、オカシラサンを収める木箱には「延享二丑年」（1745）と「間宮氏厚雄」、神事に関連する道具箱には「宝暦三年酉」（1753）と「奉寄進 間宮重右衛門」の墨書銘が見られることから、少なくとも 290 年近くの歴史があると考えられる。



箱に墨書された天保七年の銘と当時のネギサン名

前野のお頭神事の特徴は、「ネギサン」と呼ばれる5軒（かつては7軒）の家の男性が代々世襲で担ってきたとされる点である。周辺の御頭神事では輪番による頭屋制を取ることが多く、前野における神事の運営形態は他ではあまり見られない。神事の道具箱には「天保七丙申（1836）」の銘文とともに7名の「ネギサン」の名前が墨書されており、伝承を裏付けるものである。また、神事には「オカシラサン」（獅子頭）を被る「オカシラ」役のほか、「指図方」、「拝」（2名）、「楽」の役があり、それぞれ担当する家が決まっており、それぞれの装束にも違いが見られる。

④ まとめ

前野のお頭神事は、現在神事の規模が縮小されているものの、かつての神事の内容を総合すれば、オカシラサンが集落全体の厄を祓い、ムラはずれに厄を捨てる「除災」的意味合いが強いと言える。

また、神事において集落の主要な信仰対象にも舞を行っていたことなどは、集落の空間構造とも密接に関わる神事であったといえる。さらに、神事の運営形態の点にも特徴がみられ、神事を担うネギサンが代々世襲である点、「オシタ」を奉納する特定の家の存在、「立ち馬」・「座り馬」を行う特定の家の存在、前野村の中心的な家である間宮氏が神事関係品への寄進がある一方で直接的な神事への関与が希薄であること点は、中世以降の前野集落の成立とも関係性が深いと考えられる。

前野のお頭神事は、自然豊かな農村景観とともに前野集落の人々によって大切に守り伝えられている。2月の厳冬期、集落には太鼓の音が響き渡り、歴史的風致を形成している。



前野のお頭神事に見る歴史的風致分布図

(5) ^{うに}宇爾櫻神社天王踊にみる歴史的風致

① はじめに

【有爾中の立地と歴史】

宇爾櫻神社天王踊は、明星地区の有爾中自治会で行われている伝統行事である天王祭に奉納される民俗芸能である。有爾中集落は当町の南部に位置し、度会郡玉城町との町境にあたる。集落は多気郡多気町および玉城町にまたがる玉城丘陵から派生した丘陵微高地上に立地し、集落の北側には明野台地が北方向に向けて展開している。

有爾中の地名の由来は古く、古代の「伊勢国多気郡有爾郷」に関連するもので、周辺には「下有爾」や「宇尔上村」など関連地名が点在している。有爾郷では飛鳥時代以降に伊勢神宮や斎宮に対し土器器生産が集中的に行われていたことが発掘調査によって明らかになりつつある。斎宮が廃絶した中世以降も引き続き土器生産が行われていたことが文献史料から分かっている。また、集落の西端の丘陵部には有爾中城址が確認されており、伊勢国司北畠氏の臣下北岡氏が城主であった。近世には玉城町にまたがる周辺地域は有爾郷十ヶ村と呼ばれ、「土器組」と呼ばれる寄組合が組織され土器生産が行われていた。伊勢神宮領に属した有爾中集落もこの十ヶ村に含まれており、氏神社（八王子社）が同じであった隣村の葦村および世古村とは特につながりが深かった。

集落の町並みとしては、伊勢街道から分岐し紀州藩田丸城下へつながる「田丸道」が縦貫するようになり、道標が残されている。田丸道沿いの最も標高の高い位置には興隆寺が建ち、寺を中心に密集して人家が立ち並ぶ。興隆寺は有爾中集落の中心部の最も標高の高い場所に位置している。創建年は不明で元は禅宗で東光庵と呼ばれていた

が、承応2年（1653）に浄土宗に転じ、現在の寺名となった。平成16年（2004）発行の『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』によれば、本堂は入母屋造妻入で天保6年（1835）に建立されている。また、座敷は天保9年（1838）に建立、表門は天保13年（1842）の建立である。本尊の阿弥陀如来坐像は江戸初期の作とされる。

集落は現在240世帯ほどで構成され、かつては集落だけのために小学校を建てるなど、地域の結び付きが強い。家々へは狭い世古道が縦横に張り巡らされ、農家型の家々が多い。家の北西隅には「コドノさん」と呼ばれる立石型の自然石を屋敷神として祀る風習などが見られるほか、集落の入り口には山神が祀られている。集落から本行事の舞台である宇爾櫻神社までには田園風景が広がる。



上空から見た有爾中周辺の現況



田丸道沿いの道標



興隆寺

② 歴史的風致を形成する建造物

②-1 宇爾櫻神社

有爾中集落の西方約 800mの丘陵山頂部に鎮座する。土器作りの神とされる天穗日命を祀り、明治以降は桜神社と呼んでいたが、明治 44 年（1911）に周辺の 5 社を合祀し宇爾櫻神社と改称した。現在の社殿等は昭和 57 年（1982）に建てられたもので、本殿は板屋根式（銅板覆）の神明造で、鯉木は 6 本、前面にだけ高欄付濡縁を出す特異な造りになっている。なお、参道の石柱には宝暦 7 年（1757）の銘があるほか、神社境内にある石鳥居には、明治 35 年（1902）、明治 38 年（1905）の銘がある。本殿前には江戸期と思われる狛犬一対が置かれている。明治元年（1865）1 月に集落内の天王社も合祀しており、7 月 14 日の例祭である天王祭では宇爾櫻神社境内で天王踊が奉納される。



宇爾櫻神社

③ 歴史的風致を形成する活動

③-1 宇爾櫻神社 天王踊の概要

宇爾櫻神社天王踊は、宇爾櫻神社で 7 月 14 日前後の日曜日に催行される天王祭に合わせて、有爾中天王踊保存会を中心に疫病退散・五穀豊穰などを願って奉納されるものである。昭和 60 年（1985）に町無形民俗文化財に指定されている。天王踊では成人の踊り手は頭にシヤグマを被り、棒縞の浴衣を着て、腰に鞆鼓かつこと呼ばれる太鼓を付け、腰蓑をまとう。腰にはザイと呼ばれる色紙で作られた御幣を差す。子供の踊り手は頭に花笠を付ける。また別に綾踊りを担う綾子の役もある。

これらは集落の小学生が中心となって参加する。天王踊は、別名「鞆鼓踊」とも呼ばれ、風流踊りの一種である。鞆鼓踊と呼ばれる事例は、三重県内では伊賀地方や松阪・伊勢市域周辺などに濃密に分布している。当行事のような独特な装束での舞は三重県南西部の宮川流域を中心に分布し、伊勢市佐八や円座などの事例が知られている。ただし、これらの行事は初盆供養を目的に行われているのに対し、当該民俗芸能は天王祭に合わせて実施している点に特徴がある。

踊りを行う約 1 ヶ月前には、踊り手や音頭取り、横笛などの奏者が集会所に集まり、練習を行うとともに、祭りの準備が進められる。ヤナギやザイの製作、集落周辺に立てられる祭りを知らせるのぼりの準備も関係者によって、行われる。

民俗芸能は当日、参加者は集落の会館で着替え、貝吹・サシハ・ヤナギを先頭に踊り手ら



マイコミ



綾踊り



ヤナギ取り

が行列を作り、水田の中の道を宇爾櫻神社へ向かう。ヤナギは竹串に白・黄・赤・緑の色紙を巻き付けた棒を 80 本ほど取り付けたもので、傘状になっている。

踊りには多くの曲目があり、音頭取り、法螺貝、シャンギリ、横笛に合わせて踊り手は円形になり、入込み、流願、世の中、世の中打ち抜き、ヤナギ取り、キヨマクマ、頭打ちマイコミ、三つ願、マイコミ、廻りズーデン、綾踊り、流願の順に行われる。

踊りの中心を担うのは、大人の踊り手の中でもシャグマを被った「カシラウチ」と呼ばれるベテラン数名で、衣装にも違いがある。これらの踊りは、かつては家を継ぐ長男だけに口伝で伝承されてきたとされ、今では踊られなくなった曲目もある。かつては興隆寺の境内において天王踊に合わせて「お寺」と呼ばれる踊りが行われていたが、戦前にはすでに行われなくなったという。

曲目の中で最も重要とされるのが「流願」で、願いがかなったことへの感謝の舞とされる。最後にもう一度舞われる流願では、天王踊への寄進者の名前が読み上げられる。寄進のあった家庭には行事終了後にザイが配られる。

かつては、流願のみを神社境内で舞い、その他の曲目は神社下の広場で行われたとされ、流願が特別な踊りであったことを物語っている。踊りの途中にはヤナギ取りが行われ、参観者がヤナギを取り合う。ヤナギは寄進者に配布されたザイとともに玄関先などに飾られる。

踊られていた曲目
五色（五色十六色）
祇園祭
テンテコ
金高長者
五つ願
せんとん刀
陣役踊
お寺
豊年踊り



興隆寺での曲目「お寺」(昭和9年)

③-2 天王踊の歴史

天王踊の起源については、口伝のため関係資料が乏しく明確な時期は不明である。集落に残る言い伝えでは江戸時代の中頃からとされ、集落の周辺で熱病が流行した時も天王踊のおかげで有爾中集落では蔓延しなかったため、村が三軒になるまでは踊りを絶やさないと願をかけ以降より盛大に行事を行うようになったという。

明治以降は合祀や戦争などによりたびたび休止となったが、そのたびに住民の熱意により再開され、現在も継承されている。昭和 57 年（1982）の再開では、シャグマや装束などを参加者個人がそれぞれ負担して道具をそろえたとされ、住民の天王踊への並々ならぬ想いがよくわかる。近年、少子化により集落の小学生が減少し、踊り子・綾子の確保という課題に直面している。また、大人の踊り手も担い手が減少し、後世への継承が問題となっている。ただし、集落出身者の参加や、子供の参加対象を学区に広げるなど保存会を中心にさまざまな工夫をしながら、継承が図られている。



集落から神社に向かう行列

④ まとめ

宇爾櫻神社天王踊は時代の移り変わりとともに曲目や運営方法などが変わってきているが、有爾中集落で大事に継承されてきた民俗芸能である。現在は保存会とともに、集落の各組から選出された有爾中天王祭実行委員会が中心になって実施されている。

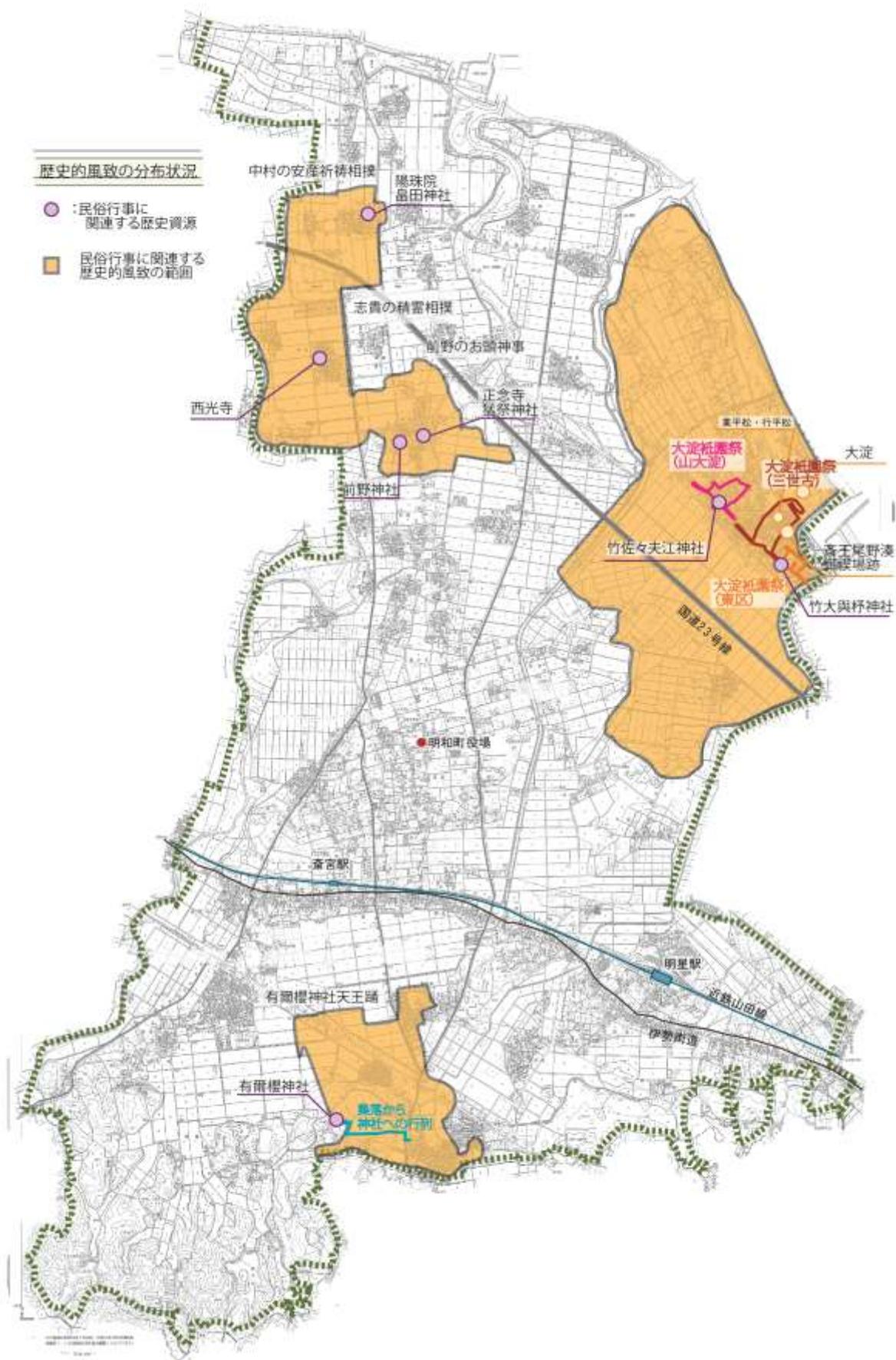
天王踊が近づく7月初旬には集落一帯に祭りを知らせるのぼりが立てられる。また、天王踊で配布されるザイヤナギは家内安全や無病息災を祈り各家庭で玄関先などに飾られ、有爾中集落独特の景観を生み出している。シャグマを被り、鞆鼓をたたく様は宮川流域に多く分布する鞆鼓踊の形態であり、分布圏の西端部に位置している。そのため、本民俗芸能の実施日や曲目などは独自性が高いものといえる。

田植えが済み、青々とした稲が一面に広がる7月、各世代が一体となって集落の安泰を願う宇爾櫻神社天王踊が歴史的風致を伝えている。

年号	西暦	出来事
明治 41 年	1908	神社合祀により休止
昭和 6 年	1931	再開
昭和 9 年	1934	「お寺」の古写真あり
昭和 17 年	1942	休止
昭和 23 年	1948	再開
昭和 31 年	1956	伊勢神宮へ奉納
昭和 34 年	1959	踊り子の募集
昭和 35 年	1960	踊り子不足等で休止
昭和 57 年	1982	宮立に合わせ再開
昭和 60 年	1985	町文化財指定
平成 11 年	1999	民俗芸能大会に出演
平成 29 年	2017	踊り子不足により休止
平成 30 年	2018	再開



宇爾櫻神社天王踊に見る歴史的風致分布図



民俗行事に見る歴史的風致分布図

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本町は、第1期明和町歴史的風致維持向上計画に基づき、史跡東部整備事業、坂本古墳公園整備事業などの歴史的建造物の整備、斎宮駅史跡公園口休憩所や地域交流センター、トイレ、多目的広場などの施設整備、幹線排水路改修や散策道の環境整備事業などハード事業を行った。また、ソフト事業として歴史的建造物の調査、伝統文化の記録保存、歴史観光講座などを通じて史跡斎宮跡や日本遺産をはじめ歴史文化の啓発事業など様々な分野で歴史的風致の維持及び向上に取り組んできた。

その結果、地域住民の歴史文化資源の魅力と景観に対する意識の向上、伝統文化の継承に関する意識の向上、歴史まちづくりに対する町民の理解と意識の向上など一定の成果を得ることができた。

一方で、少子高齢化による歴史的建造物の維持や伝統文化等の継承に関わる担い手不足は、深刻化している。

また、町内には伊勢神宮に深くかかわる歴史文化資源が点在し、それらを回遊するルートや交通手段の整備が不十分であるとともに、本町への観光客は増加傾向にあるものの伊勢神宮への観光客数に比べるとまだまだ少なく、しかも、立ち寄る程度で滞在時間も短く、史跡斎宮跡や日本遺産を目的に訪れる魅力ある歴史文化遺産に至っていない。

(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する課題

先人から「斎宮」の跡地を大切に守ってきたことを受け、さらに後世に伝える大切さを理解しつつも、文化財保存と地域住民の日常生活の維持や良好な環境整備の確保をどのように調和させることが重要であり、幹線排水路や散策道の整備、史実に基づいた実物大建物の復元や坂本古墳公園の整備などを行ってきた。

しかし、昭和45年(1970)に発掘調査が始まって50年経過するが、史跡指定面積のわずか16%しか調査できておらず、その解明にはまだまだ年月がかかることやその調査研究成果を理解できるような整備が十分でないことも課題となっている。

また、本町は、かつては神宮領として伊勢神宮を支えてきた地域で、史跡斎宮跡以外にも伊勢神宮と関わりのある歴史的な文化資源が点在しており、それらの一部が平成27年度(2015)に認定を受けた日本遺産の構成文化財となっている。その構成文化財の一部は、私有地であることから未整備であったり、さらに、目立たない所や住宅密集地にもあり、場所がわからないことや来訪者の路上駐車などで地域住民に迷惑をかけることもあり、環境整備が望まれている。

(2) 史跡斎宮跡を核に歴史的資源を生かした観光に関する課題

「斎宮」は、古代中世において、都と伊勢神宮を結ぶ重要な国の機関として位置付けられていたにも関わらず、あまり知られておらず、伊勢神宮への観光客も素通りしていく状況であった。

第1期計画において、誘導案内板の整備や地域交流センター、観光案内所、休憩所の設置、散策道整備など行うとともに、平成27年度に日本遺産の認定も受け、全国に情報発信ができたことにより認知度も上がり、観光客も平成22年の13万7千人から令和元年では27万5千人に増加したが、外国人観光客は少なく、案内板などの多言語表記などインバウンド

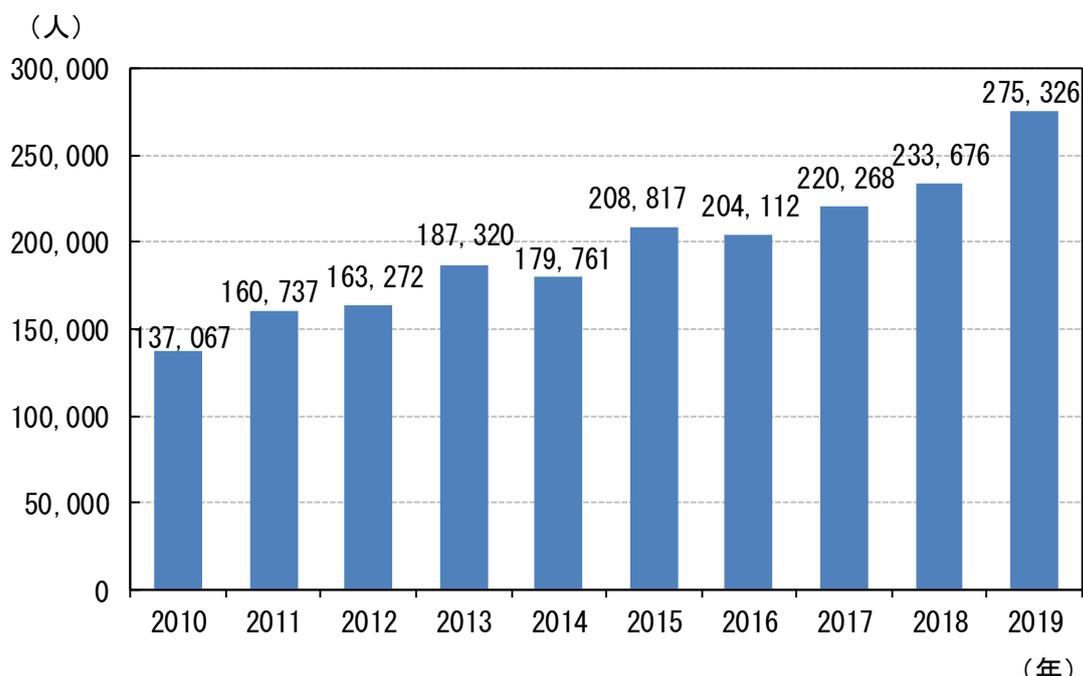
対策が不十分である。

一方、町内には、宿泊施設がなく、飲食店も少ないことから、斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、復元建物のさいくう平安の杜などの施設に立ち寄るだけの人がほとんどで、滞在時間も短く、史跡斎宮跡の歴史的魅力を十分知ってもらえていない。

また、広大な史跡の魅力を知ってもらうため散策道など回遊できるよう整備したことで、効果が出ているが、高齢化が進む中、広大な史跡をすべて徒歩で回遊することには無理が生じている。

さらに、町内に点在する日本遺産の構成文化財や伊勢神宮とかかわりを持つ歴史的文化遗产を巡るには、ルートや誘導方法、交通手段を広域的に検討する必要があるが、隣接する伊勢市や松阪市との連携不足が課題となっている。

表 来訪者数の推移



出典:令和元年 観光レクリエーション入込客集推計書 観光客実態調査報告書:三重

(3) 歴史的建造物や景観に関する課題

町内に趣の残る歴史的建造物等も、維持管理の手間や費用、また、生活利便性の追及や後継者不足等から空家となり、十分な管理が行き届かず損傷しているものや取り壊されたものが多く見られ、徐々に減りつつある。また、電柱や、標識柱及び照明施設、ガードレール等についても景観に配慮したものに取り換えつつもあるが、未だに史跡等の景観を阻害し、歴史的景観を損なっているものもある。



空き家となった歴史的建造物



歴史的景観を阻害する電柱

(4) 地域の伝統文化や行事等の継承に関する課題

本町には、農耕の豊凶を占う神事、また、安産祈願の願懸けを行う相撲をはじめ、家内安全や五穀豊穰を願う獅子舞、さらには、愛知県の津島神社の系統を汲み、山車を船に乗せて海上渡御が行われる大淀祇園祭など、様々な伝統行事が各地で行われている。

第 1 期計画の取り組みにおいて、映像記録や歴史的維持及び向上の啓発により地域住民の意識向上が図られた。

しかし、少子高齢化の進展、若者の町外への流出等は歯止めに至らず、担い手不足や次代を担う人材の育成への取り組みの課題は未だ解消されていない。

また、地域の歴史的資源の保全や伝統文化の継承に取り組む各種団体等に対する支援も十分とは言えていない。

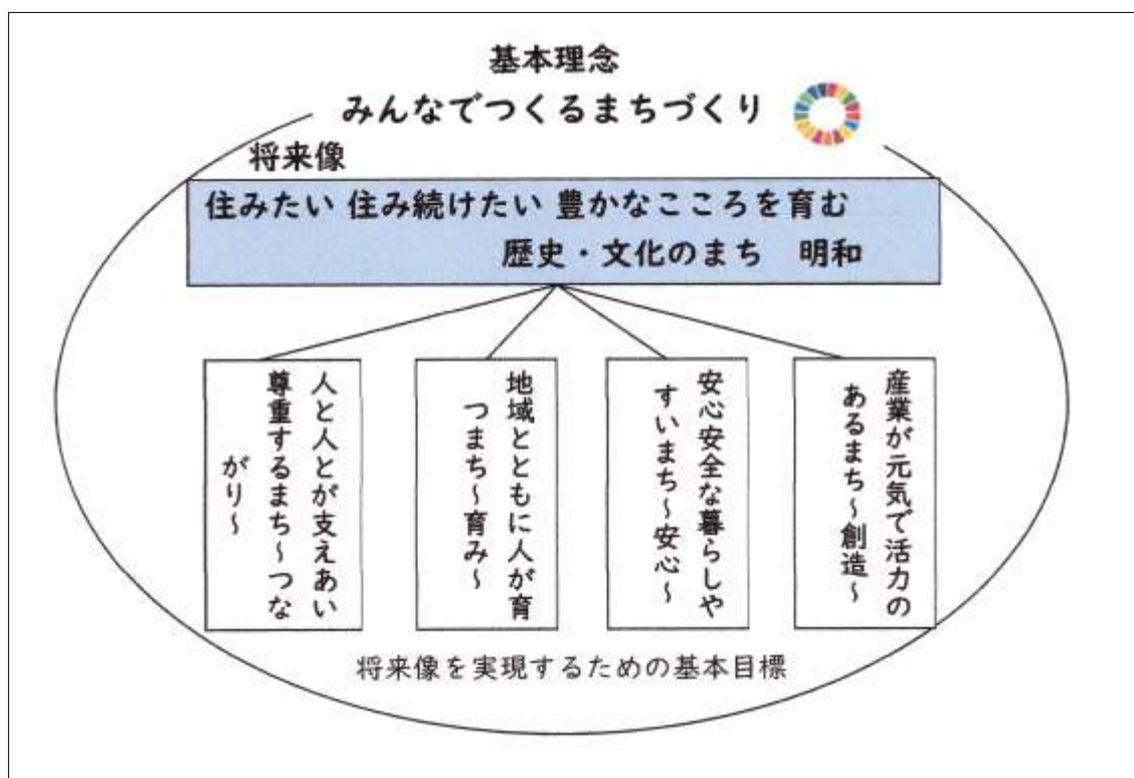
2. 上位関連計画における歴史的風致の維持及び向上に関する位置付け

(1) 第6次明和町総合計画〔令和2年度(2020)〕

令和3年(2021)3月に策定した第6次明和町総合計画は、計画期間を令和3年度(2021)から令和12年度(2030)までの10年間とし、本町の将来像を『住みたい 住み続けたい 豊かなところを育む 歴史・文化のまち明和』と位置付けている。さらに、それを実現するために、基本姿勢として「第5次明和町総合計画で取り組んだ内容や成果を活かしつつ、当町の持つ地域資源を有効活用しながら、誰もが快適で活力に満ちた、質の高い生活を送ることができるよう、SDGs(持続可能な開発目標)の視点を取り入れながら、住みたい、住み続けたいと思えるまちをめざす」こととし、それを進めていくために、4つの大綱とそれに連なる政策、施策を展開していくこととしている。

その内「2. 育み～地域とともに人が育つまち～」では、「斎宮跡・文化財・文化遺産の調査研究・保存・活用」を施策として挙げ、史跡斎宮跡をはじめとした貴重な文化財・文化遺産を守りながら活かし、地域社会全体で歴史文化あふれるまちをめざすとしている。

また、「4. 創造～産業が元気で活力あるまち～」では、施策として「観光業の振興」を挙げ、史跡斎宮跡を中心とした観光振興に取り組むことにより魅力あるまちづくりをめざすとしている。



(2) 明和町都市計画マスタープラン〔平成 22 年度（2010）〕

平成 23 年（2011）3月に策定した明和町都市計画マスタープランは、概ね 20 年先における明和町のあり方を考えるとしており、将来像を「こころの豊かさを実感できる 多様な生活空間が調和したまち」とし、まちづくりの目標を「“明和町”の都市アイデンティティの確立」とし、本町の特色である田園や自然・歴史・文化の活用及び都市の形成を方向付ける土地利用や基盤整備を行っていくこととしている。

まちづくりの基本目標の実現に向けたまちづくりの基本方針の一つを「自然・歴史・文化の保全・活用」とし、斎宮跡一帯における施設、景観整備や伊勢街道を活かしたまちなみの保全などを位置付けると共に、斎宮跡を歴史保全ゾーンとし、歴史・文化拠点としている。

また、まちづくりの方針における景観形成の方針では、斎宮の歴史・記憶に基づく風景づくりを進めていき、伊勢街道沿道の町なみは伊勢神宮へと通じる街道の歴史性が感じられるよう、歴史的な町なみ景観に配慮した一体的な整備を推進していくことが位置付けられている。

さらに、斎宮跡を中心とした区域の方針では、斎宮跡を文化財としての学術的価値と観光・活性化に向けた資源的価値の二面性から、史跡の保存と資源の活用を合わせて検討していくことが位置付けられている。

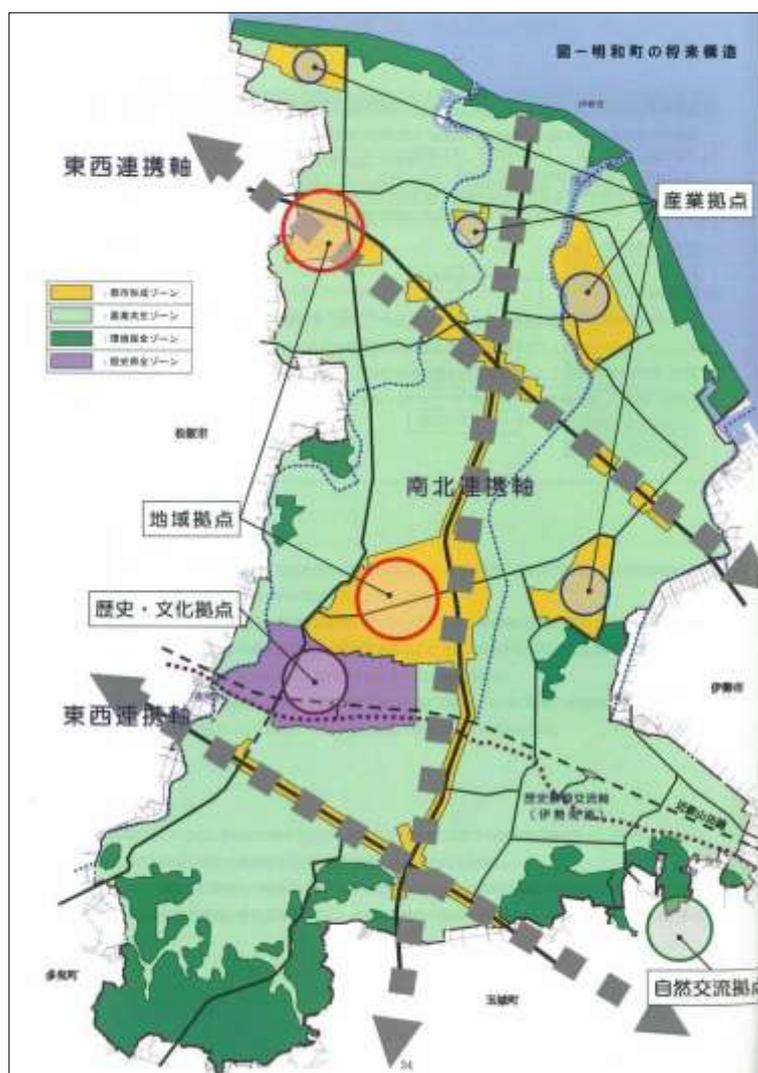


図 明和町の将来構造

(3) ～まち・ひと・しごと創生～ 第2期明和町総合戦略[令和2年度(2020)]

令和3年(2021)3月に策定した「～まち・ひと・しごと創生～ 第2期明和町総合戦略」は、計画期間を令和3年度(2021)から令和7年度(2025)までの5年間とし、4つの基本目標の下、国や県の総合戦略と密接な関連を保ちながら、様々な施策による効果的な人口減少の克服と本町の創生に取り組むこととしている。

このうち、「目標2 人を惹きつける魅力の発信(観光・広域・住みやすさ)」では、国史跡齋宮跡、日本遺産を活かした観光誘客や観光商品を開発し、また、当町が持つ様々な魅力(暮らしやすさ、食、文化、観光資源、人、行事など)を全国へ発信し、「明和町」の認知度・イメージの向上を図り、住みたい・住み続けたいと思うまちへとつなげていくこととし、具体的な施策として、「魅力的なまちづくり」では、<明和町観光振興事業>として文化財、文化遺産の保存や町内住民の郷土愛の醸成など10項目、<明和町観光推進事業>としてガイドの育成、体制強化やガイドツアーなど6項目を挙げ、知名度の向上や観光客や宿泊者数の増加などを図っていくこととしています。



(4) 明和町文化財保存活用地域計画〔令和2年度(2020)〕

令和2年12月に文化庁から認定を受けた同計画は、計画期間を令和3年度(2021)～12年度(2030)までの10年間としている。計画の位置づけとしては、町内の文化財・文化遺産を、指定・未指定を問わず総合的に把握し、保存・活用する上での基本的なマスタープラン兼アクションプランとなっている。

町内全域の多種多様な文化財、文化遺産を保存・活用するための方針と措置をまとめ、それぞれを「守る」「活用する」「環境を整備する」の3項目に分けて取り組むこととしている。また、町内の歴史文化を大きく8つの関連文化財群に整理し、それぞれの特徴を活かした保存・活用を図っていくこととしている。

(5) 明和町農業振興地域整備計画〔令和元年度(2019)見直し〕

本町は、平成26年(2014)の経済センサス-基礎調査では、純生産額でみる町産業経済に占める割合が、第1次産業5%、第2次産業30%、第3次産業65%で第1次産業の占める割合は減少の傾向にある。

今後、土地利用型農業経営を前提とした中核農家の育成を努めると共に、さまざまな施策を通じ、地区内労働者の就労の場を与える機会を創っていき、健康的で明るい豊かな生活のできるまちづくりを目指すため、農用地の利用計画、保全計画、農業生産基盤や施設の整備計画を示している。

(6) 明和町観光振興計画〔令和2年度(2020)見直し〕

本町は、史跡斎宮跡をはじめとする歴史的な文化資源や、大淀海岸(大淀ふれあいキャンプ場)・斎宮調整池周辺(斎宮調整池・斎宮きららの森)などのレジャー・自然に関する資源のほか、平成27年(2015)4月には、斎王・斎宮を中心としたストーリー「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」が日本遺産に認定されるなど、さまざまな観光資源を有している。これら観光資源を最大限に有効に活用し、魅力的な観光地として認知されるとともに観光客の増加を図り、町内外の観光交流の促進や地域産業の活性化につなげるため、①「おもてなし」の環境づくり、②「来てもらう」「滞在してもらう」環境づくり、③行政、民間、学校などとの「連携」を行う環境づくりの3つを基本方針とし、令和3年(2021)3月に「明和町観光振興計画」を策定した。

その中で「明和町歴史的風致維持向上計画(第2期)」と関連する具体的施策は〔史跡斎宮跡の整備及び活用〕〔郷土愛の醸成による「おもてなしの力」強化〕〔連携による地域活性化〕である。

(7) 史跡齋宮跡保存管理計画〔昭和 54 年度(1979)〕

昭和 55 年(1980)3月に策定した史跡齋宮跡保存管理計画では、史跡齋宮跡を適切に保存、管理するための施策が整理されている。

土地利用区分は、昭和 59 年(1984)3月に見直しが行われ、史跡地内を第一種から第四種保存地区に改正し、各保存地区に土地公有化、現状変更、発掘調査、史跡整備の方針を示している。

第一種と第二種保存地区を公有化対象地とし、史跡公園として積極的に整備を行い、活用を図っていくこととしており、第三種と第四種保存地区では、史跡を保存しながら、住宅の建替えや環境整備の現状変更を認め、地域住民の生活を尊重していくこととしている。

なお、平成 8 年(1996)3月には第二種保存地区を、平成 15(2003)年3月には第一種保存地区の範囲を拡張する見直しを行っている。

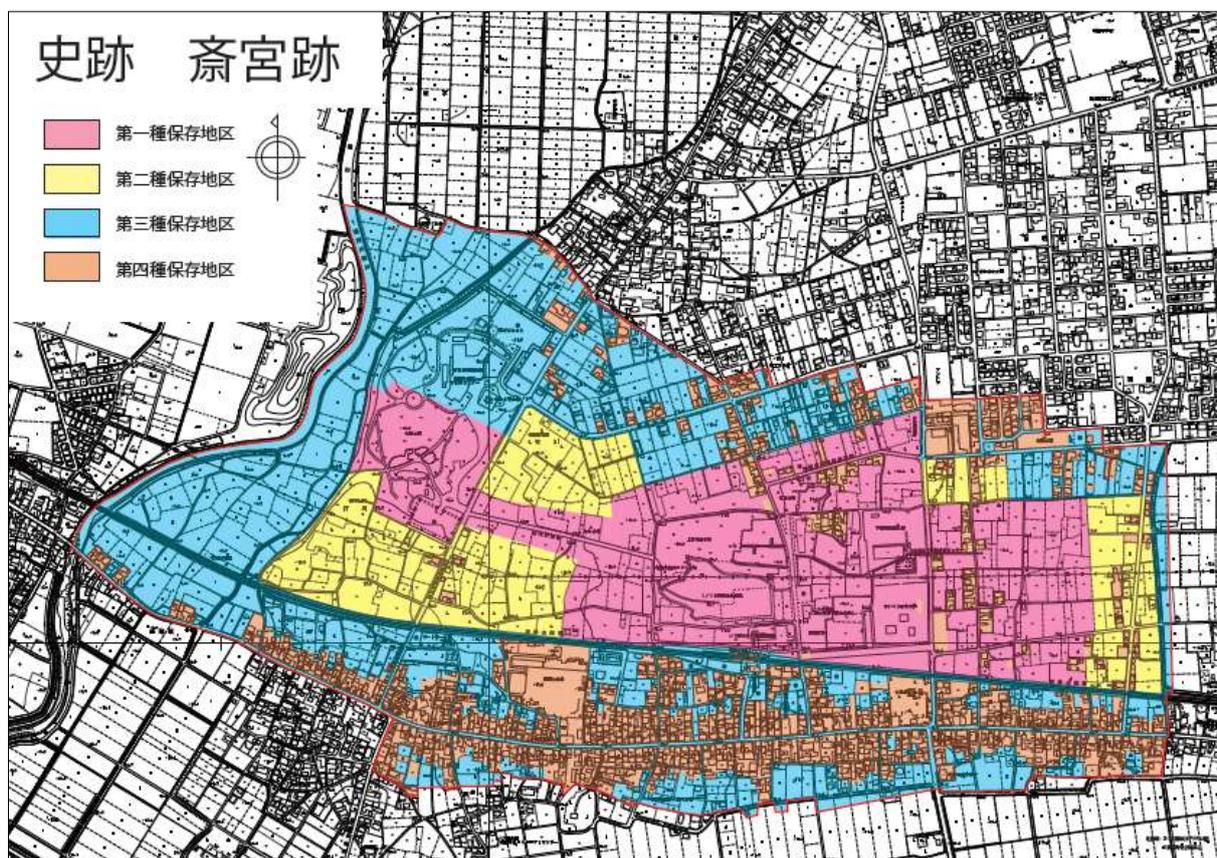


図 土地利用区分(平成15年見直し)

(8) 史跡斎宮跡整備基本構想〔平成7年度(1995)〕

平成8年(1996)3月に策定した史跡斎宮跡 整備基本構想では、史跡斎宮跡をサイトミュージアム(史跡公園)として一体的に整備していくことが位置付けられている。

また、「地域の活性化につながる史跡整備」を実現するために、近鉄斎宮駅南側も含む史跡全体として来訪者を受け入れる体制づくりを考慮していくとされている。

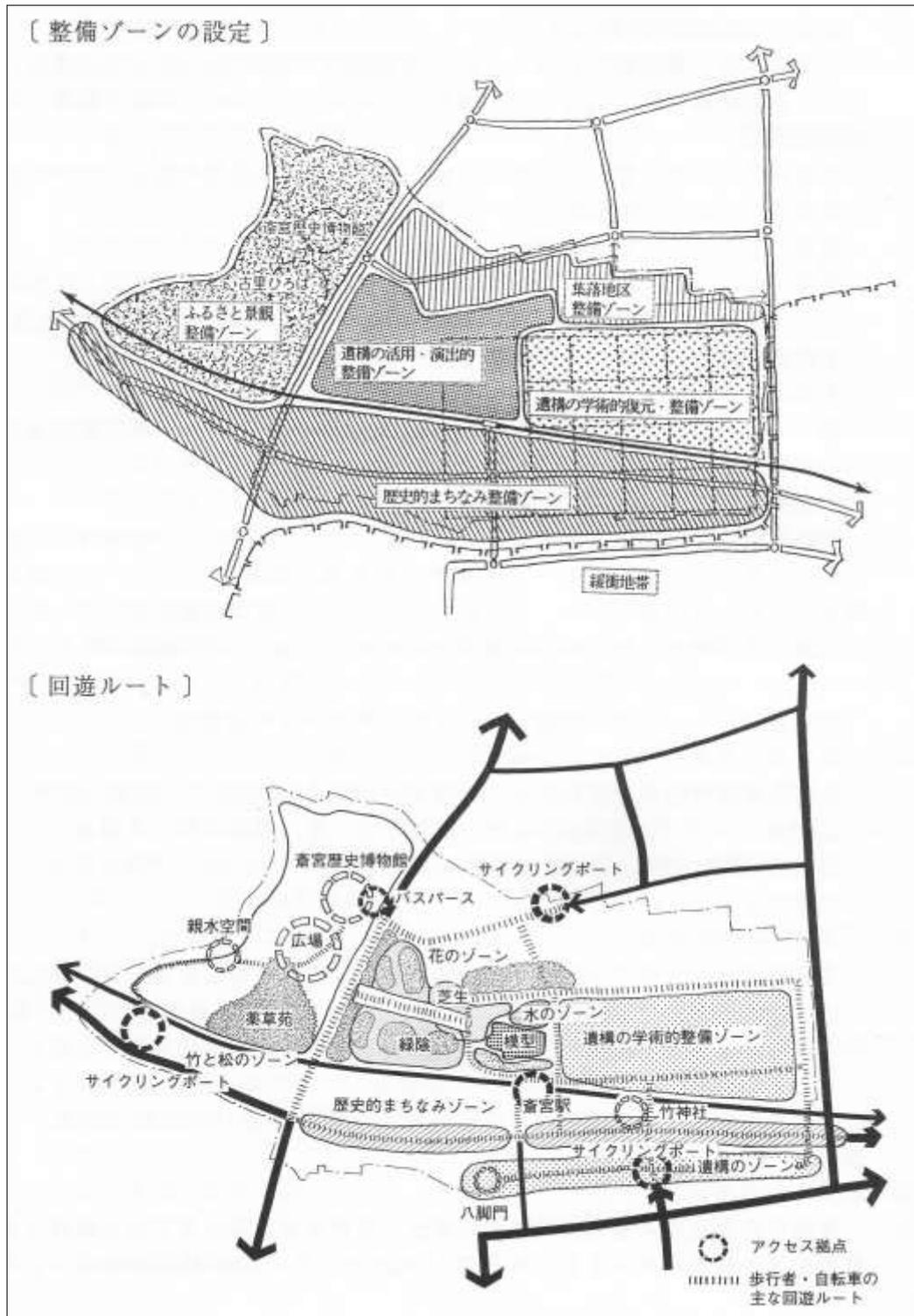


図 整備ゾーン設定と整備ゾーンを結ぶ回遊ルート

(9) 三重県景観計画〔平成 19 年度(2007)〕

平成 19 年（2007）12 月に策定された三重県景観計画では、こころのふるさと三重の実現に向けて、「豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり」、「歴史・文化を継承し、活かしていく景観づくり」、「地域の産業と調和した景観づくり」、「地域に活力を生み出す景観づくり」、「おもてなしの心で、人を癒す景観づくり」の5つの基本目標を掲げている。

本町が位置する中勢地域の歴史・文化的景観の景観づくりの視点として伊勢街道等の歴史的町なみの保全や斎宮跡などの地域の文化財や近代化遺産を活かした景観づくりが位置付けられている。

本町においては、平成 30 年度（2018）より、明和町景観計画の策定に向けて三重県と協議を進め、庁舎内協議においても景観行政団体に向けて取り組んでいる。



図 三重県景観計画区域

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本町の維持向上すべき歴史的風致及び課題等を踏まえ、次のとおり方針を定める。

(1) 史跡齋宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する方針

史跡齋宮跡を保存・活用し、後世に伝えることや史跡齋宮跡への理解を促進し、歴史文化に対する意識の向上を図るためには、史跡指定地内の住民生活との調和を図りながら、引き続き発掘調査を行うと共に、その成果に基づいた整備を行い、活用も含めた周辺環境整備を行う。

また、日本遺産の構成文化財については、歴史的建造物の整備を行うと共に地域住民の生活を阻害しないように、誘導案内板や駐車場整備などを行う。

(2) 史跡齋宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する方針

本町は、伊勢神宮と深く関わりがあり、町内には史跡齋宮跡をはじめとした日本遺産の構成文化財など多くの歴史的資源が点在する。史跡齋宮跡をはじめその資源を多くの人に知ってもらい、訪れてもらうには、「齋宮」が伊勢神宮と深く関わることから「外宮」「内宮」と「齋宮」の3つがセットであることや日本遺産のストーリーの魅力を国内外に情報発信し周知を図ると共に、伊勢街道沿いの歴史的建造物や空き家、空き部屋などを宿泊や飲食施設、体験や交流の場として活用することで、伊勢街道の賑わいなどを再現し、外国人を含めた観光客の集客の向上を図る。

また、安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの整備や町内各地に多数点在している歴史的資源やその他関連施設等を繋ぐ上で、誘導案内板や駐車場整備など引き続き充実させて回遊性を高めると共に、高齢者等が乗り物で快適に回遊できるよう移動手段も検討する。

さらに、隣接する伊勢市や松阪市等に点在している関連歴史的遺産を史跡齋宮跡を起点とした周遊ルートの設定やそれらを巡る交通手段なども隣接する自治体との連携を強化して実践に向けて検討する。

(3) 歴史的建造物や景観に関する方針

伝統的な建築様式を残した歴史的建造物等は、所有者や管理者等の理解と協力を得て、保存し、民宿や飲食店などの店舗、休憩所など活用の方策について検討した上で、歴史的風致形成建造物に指定するなどして、必要があれば修理・修復等を行う。

また、道路等の周辺環境についても歴史的な趣に配慮した道路の美装化、電柱や標識柱及び照明施設、ガードレール等の色彩に配慮した整備を行政、企業、地域住民の協力を得ながら取り組む。

(4) 地域の伝統文化や行事等の継承に関する方針

地域の伝統文化を継承し、歴史的風致を維持及び向上していくのは、その地に暮らす地域住民の理解と協力なしでは達成できない。

これまで以上に、地域の歴史的資源の保全や伝統文化の継承に取り組む各種団体への支援を積極的に行うと共に、伝統文化の聞き取り調査やお囃子、道具や古文書の保存に取り組む。

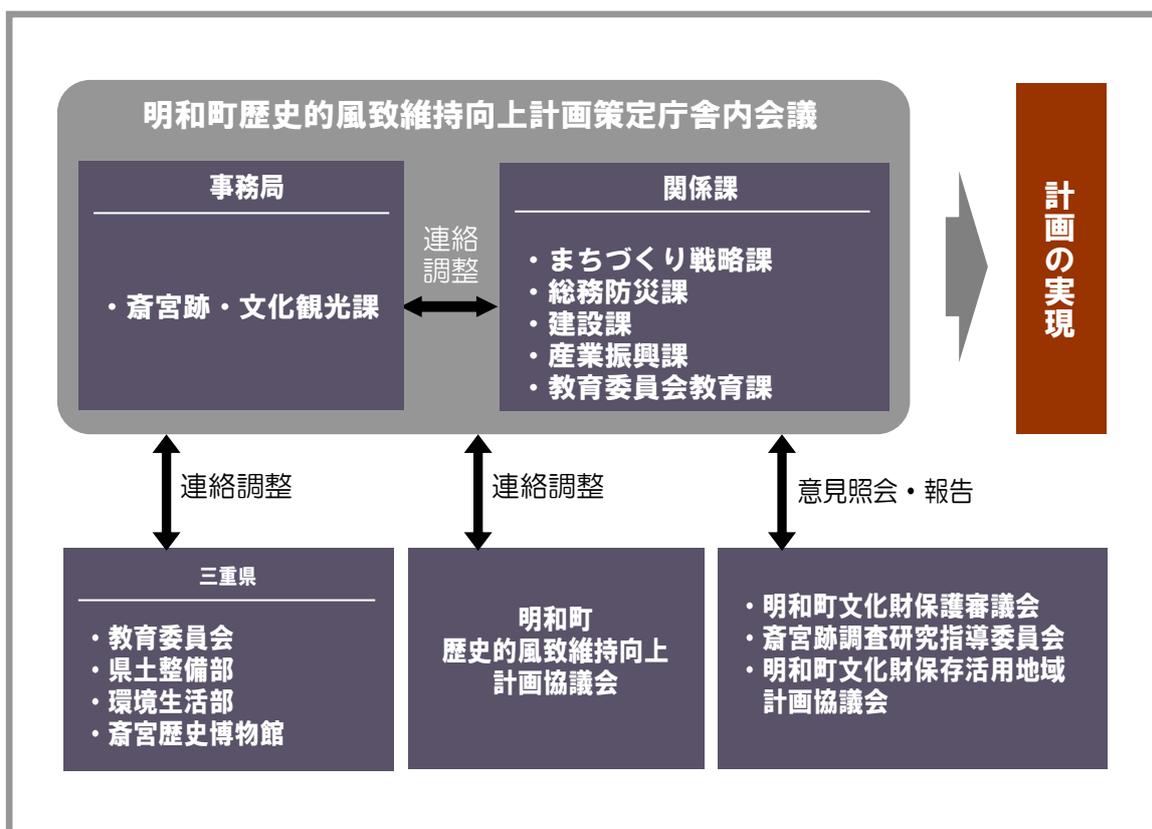
また、町広報等で紹介したり、各種イベントやシンポジウムの開催時に啓発や発表の場を設けて活動の活発化を図る。

さらに、小学校等の教育の場において、出前授業や現地見学などで町内の郷土・歴史文化に直接接触れ、親しむ時間を設けて、郷土愛の醸成を図り、次世代を担う人材の育成にも積極的に取り組むと共に、地域住民の理解をさらに深められるような普及啓発活動にも努める。

4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制

歴史的風致の維持及び向上に係る歴史まちづくりは、歴史・文化だけでなく、建設、観光、都市整備等の多分野に及ぶものであることから、以下に示すとおり、庁内の各種関係部署などで構成した「明和町歴史的風致維持向上計画策定庁舎内会議」を設置し、相互の連絡調整を密に行うものとする。

また、「三重県」や「明和町歴史的風致維持向上計画協議会」との連絡調整を行うと共に、「明和町文化財保護審議会」等への意見照会及び報告を行い、計画の実現を図るものとする。



第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本町は、古くは全域が神領であり、神宮の役所である烏墓神寺が置かれ、有爾郷では伊勢神宮の祭祀に使う土器を、麻績郷では織物を作って神宮に奉納していた地区が分布する。また、古代から中世にかけては、「斎宮」が置かれたところであり、中世では、平野部に神宮の御厨や御園が存在し、神宮に米を献納している。さらに、神宮の力が弱まった近世でも、「斎宮」があった斎宮村をはじめとした5か村は、神宮の直轄地（神宮領）として残り、伊勢神宮につながる伊勢街道の沿道集落として、神宮や参宮者と密接な関わりを持って発展していった。

その中で特に伊勢神宮と深く関わりのある斎宮跡は、本町のほぼ中央に位置しており、天武天皇2年（673）から約660年もの長い間、天皇に代わり伊勢神宮の天照大神に仕えるため派遣された斎王の御殿とその事務を取り扱う斎宮寮と呼ばれる役所があったところで、昭和54年（1979）3月27日に国の史跡に指定されている。

これら第2章でまとめた明和町の歴史的風致は、①斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致、②民俗行事に見る歴史的風致の2つがあり、ほぼ町内全域に分布している。

①斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致

史跡斎宮跡をはじめとして、斎宮・斎王に関する文化財が互いに関連しながら所在しており、それらを大切に守り、歴史が失われることのないよう顕彰を行い続ける住民の活動がおりなす本町に特徴的な歴史的風致である。

②民俗行事に見る歴史的風致

地区ごとに集落領域が明確な本町では、地区ごとに様々な祭礼や民俗芸能が残され、伝承されている。荒々しい祇園祭りもあれば、素朴なかんこ踊り、儀式的なお頭神事、相撲も残されている。これらは、各地域に残る寺社で自治会などが中心になって伝承・実施されており、固有の歴史的風致である。

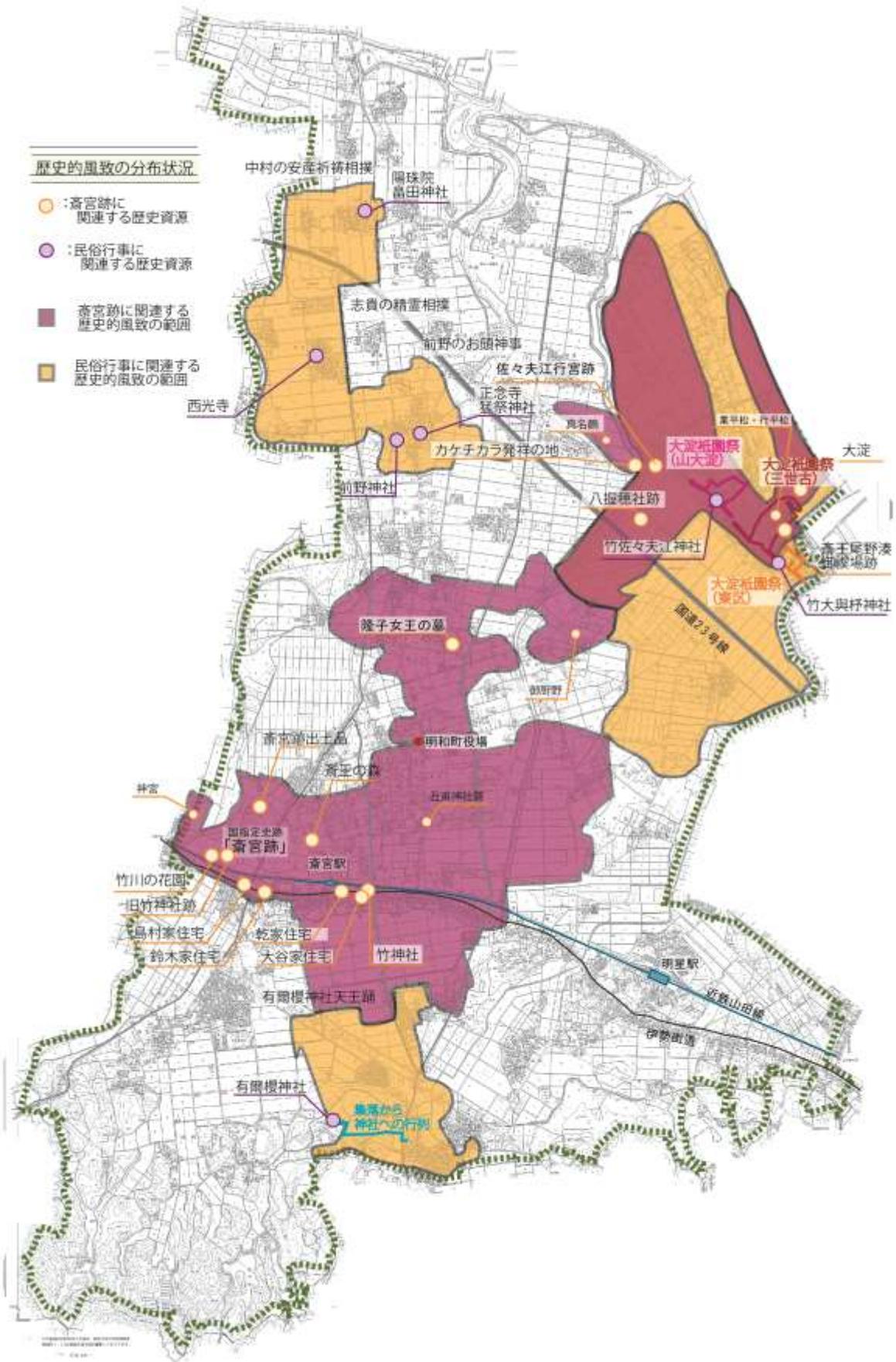


図 明和町歴史的風致の分布

(2) 重点区域の位置

第1期計画では史跡公園を中心に調査や整備事業を行い、地域の歴史文化の認識を可視化することができた。一方で、価値付けに見合った周知が十分にいたっていないことや、歴史的風致が町内に点在しているため、総体としてとらえ難く、幹線道路から観光客の誘導などが効果的に図られておらず、広域的な周遊ルートの不確立が課題となっていた。

また、祭りや習俗などの伝統文化は後継者が少なくなっており、危機に瀕していることも課題となっていた。

そのため、歴史的資源の保全と伝統文化の継承を図ると共に活用し、町の歴史的風致の維持及び向上を図っていくため、当該区域を一体的に捉えた重点的整備を行っていくことが必要であると考えます。

以上の維持向上すべき歴史的風致の分布や課題も踏まえ、重点区域は、歴史的風致が存在する区域のうち、歴史まちづくり法第2条第2項で定められた重点区域の要件「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」、「当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること」に従い、史跡齋宮跡の区域及びその周辺の土地の区域である「齋宮跡周辺」を重点区域として設定する。

これにより、本計画における重点区域は、「齋宮の顕彰と保存に関する歴史的風致」の範囲とした。第2期計画では、町内各地にある歴史的風致の掘り起こしも進んだことから、歴史的背景を含め、齋宮と伊勢神宮との関わりを多角的な観点から認識できるよう、日本遺産構成文化財等も含めた範囲とすることで文化財への回遊性を向上させ、より一層の風致の維持向上に努める。

(3) 重点区域の区域

本町の重点区域は、基本的に以下の項目を含む範囲とする。

- ア. 史跡齋宮跡
- イ. 「齋宮」と関わりの深い建造物などの文化財が所在する大字

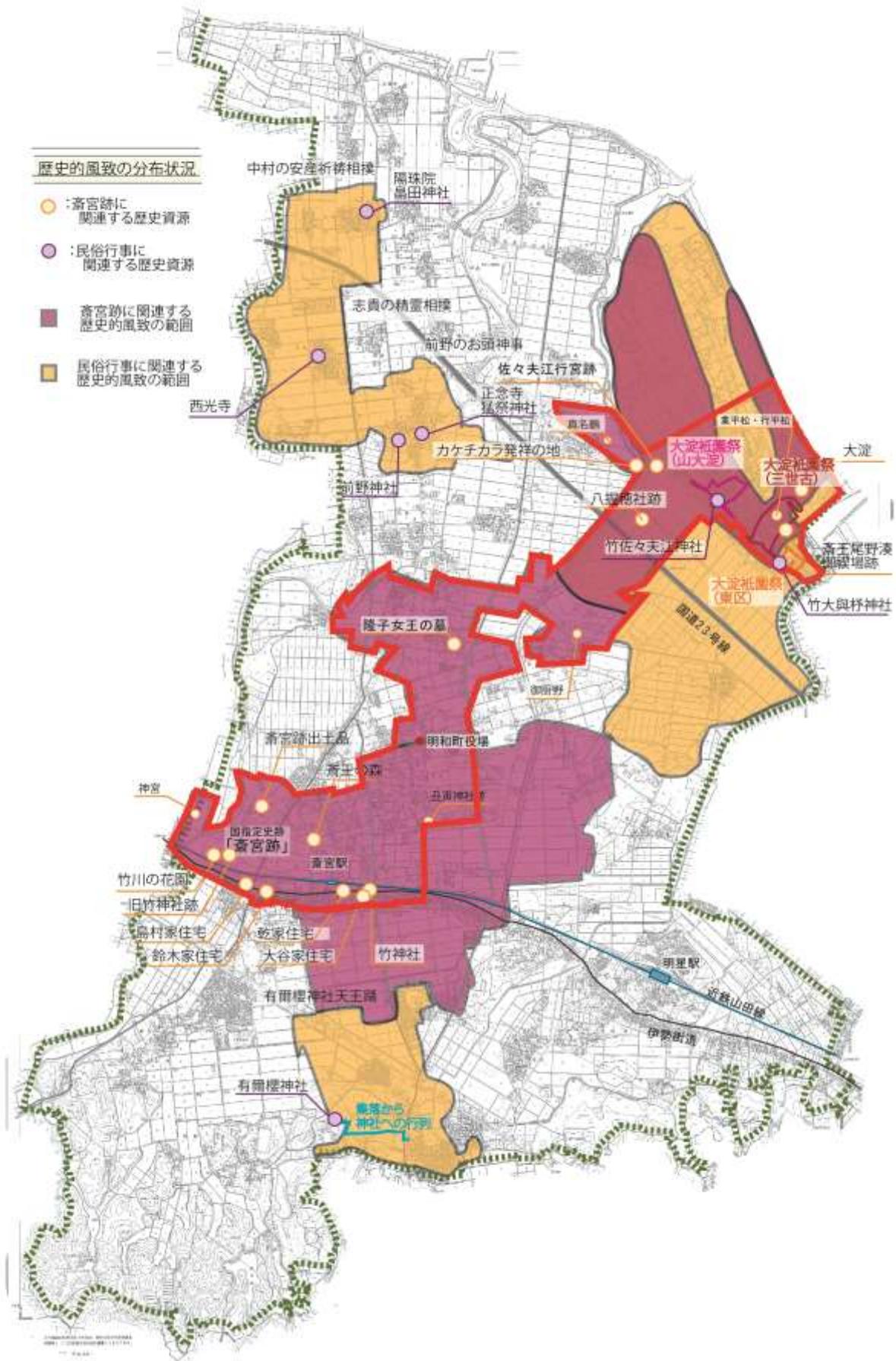


図 重点区域の範囲

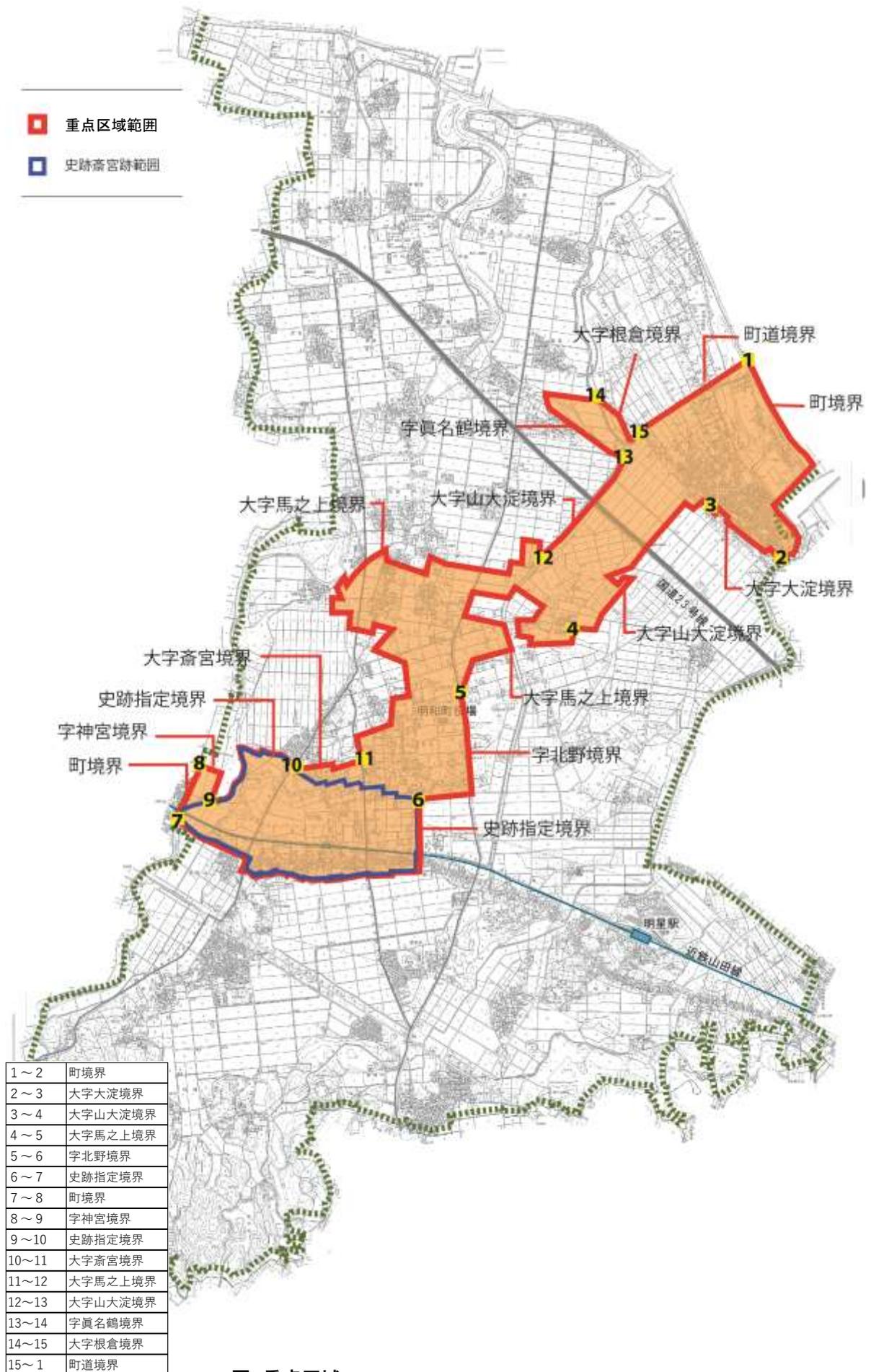


図 重点区域

(4) 重点区域の名称と面積

名 称：明和町歴史的風致重点区域
 面 積：約588ha

2. 重点区域の指定の効果

本町は、古くは全域が神領（伊勢神宮領）であり、神宮の役所である鳥墓神所が置かれ、有爾郷では伊勢神宮の祭祀に使う土器を、麻績郷では織物を作って神宮に奉納していた地区が分布する。また、古代から中世にかけては、「斎宮」が置かれたところであり、中世では、平野部に神宮の御厨や御園が存在し、神宮に米を献納している。さらに、神宮の力が弱まった近世でも、「斎宮」があった斎宮村をはじめとした5か村は、神宮の直轄地（神宮領）として残り、伊勢神宮につながる伊勢街道の沿道集落として、神宮や参宮者と密接な関わりを持って発展していった歴史文化があることから、町内には伊勢神宮と関わる歴史的文化的資源が点在している。

そのため、本町の中央部にある史跡斎宮跡や日本遺産の構成文化財が点在している海岸部の大淀地区までを「歴史まちづくり法」に基づく重点区域に指定し、歴史的風致を維持及び向上するための事業を一体的に実施していくことにより、地域住民に対して歴史文化の保存、活用等への一層の理解を促すと共に、次世代への伝統文化の継承を積極的に進めていくことに繋がると考えられる。

また、こうした取り組みは、単に歴史文化の保存や継承だけに留まることなく、広く町内外への情報発信を行うことで、地域の観光振興、ひいては交流人口の拡大による地域活性化にも繋がることが期待できる。

さらに、今回設定した重点区域には、伊勢神宮と関わる歴史的文化的資源のほかに古墳群や町指定無形民俗文化財の大淀祇園祭等の民俗芸能も分布しており、それらを中心としたまちづくりに取り組む地域住民等への波及効果をも期待できるなど、本町全域を捉えた具体的な歴史まちづくりのさらなる前進を期待できるものである。

3. 重点区域において歴史的風致を維持及び向上するための取組み

(1) 明和町都市計画マスタープランに基づく規制と景観への取組み

本町は、全域が明和都市計画区域に指定されており、平成8年（1996）3月に策定した旧明和町都市計画マスタープランに基づき区域区分（線引き）の手続きを進めたが、住民の理解が得られず実施に至らなかった。以来、都市計画上何ら規制等がないままの状態が今日も続いている。

しかし、町の将来像を実現するためには何らかの規制誘導が必要という、平成18年度に実施した住民アンケートの結果を踏まえ、平成23年（2011）3月に明和町都市計画マスタープランの見直しを行った。このマスタープランでは、今後の取り組みについて住民の理解を最優先に置き、「特定用途制限地域^{とくていようとせいげんちいき}」の活用による地域の実情に応じた柔軟な土地利用の規制誘導を進めていく。

また、景観の保全には規制が伴うことから、景観については、この歴史的風致維持向上計画の各事業を推進していくことで住民意識が芽生え、景観保全の機運の高まりを期待すると共に、明和町景観計画の策定や三重県屋外広告物条例制度の活用を、地域住民と協働して検討していく。



図 特定用途制限区域

(2) 史跡齋宮跡保存管理計画に基づく土地利用区分

本町は、「史跡齋宮跡 保存管理計画（昭和 54 年度 数回見直しあり）」に基づいて、史跡齋宮跡の適切な保存と管理を行うために、東西約 2km、南北約 700m、面積 137.1ha の広大な土地に対して厳格な土地利用区分を定めている。

ここでの土地利用は、計画的に公有地化を進め、史跡整備のために行う事業以外は現状変更を認めない「第一種保存地区」から、原則、土地の公有地化は行わず、遺構や環境を損なわない範囲であれば現状変更を認める「第四種保存地区」までに分類している。

この土地利用区分により、主に当該範囲内の中央部においては、住宅等の建築物が立地していない土地は、原則現状変更が認められず、現状が維持されることとなっている。

なお、社会情勢の変化等で、必要のある時は地元地権者と協議して随時見直しを行う。

表 「史跡齋宮跡管理計画」に基づく土地利用区分（昭和59年見直し）

土地利用区分	色分け	規制の内容			
		土地公有化	現状変更	発掘調査	史跡整備
第一種保存地区		計画的に土地の公有化を行う。	史跡整備のために行う事業以外の現状変更は認めない。	計画的に発掘調査を行う。	発掘調査の結果等に基づき史跡整備の計画を樹立し、史跡公園として、積極的に整備を行い、その活用を図る。
第二種保存地区		発掘調査の結果に基づき、保存上必要な箇所及び土地所有者から買収の要求願いがあれば公有地化を行う。	発掘調査の結果重要な遺構、遺物が発見された場合は、現状変更を認めない。	計画的な発掘調査を行うほか現状変更の許可申請がなされた場合は、事前に発掘調査を行う。	公有化した土地については、発掘調査の結果等に基づき整備を行いその活用を図る。
第三種保存地区		現状変更が認められない場合等以外は原則として、土地の公有化は行わない。	遺構、環境をそこなわない範囲で原則として現状変更を認める。	同上	同上
第四種保存地区		同上	同上	家屋の全面的改築等の場合のみ、発掘調査を行う。	同上

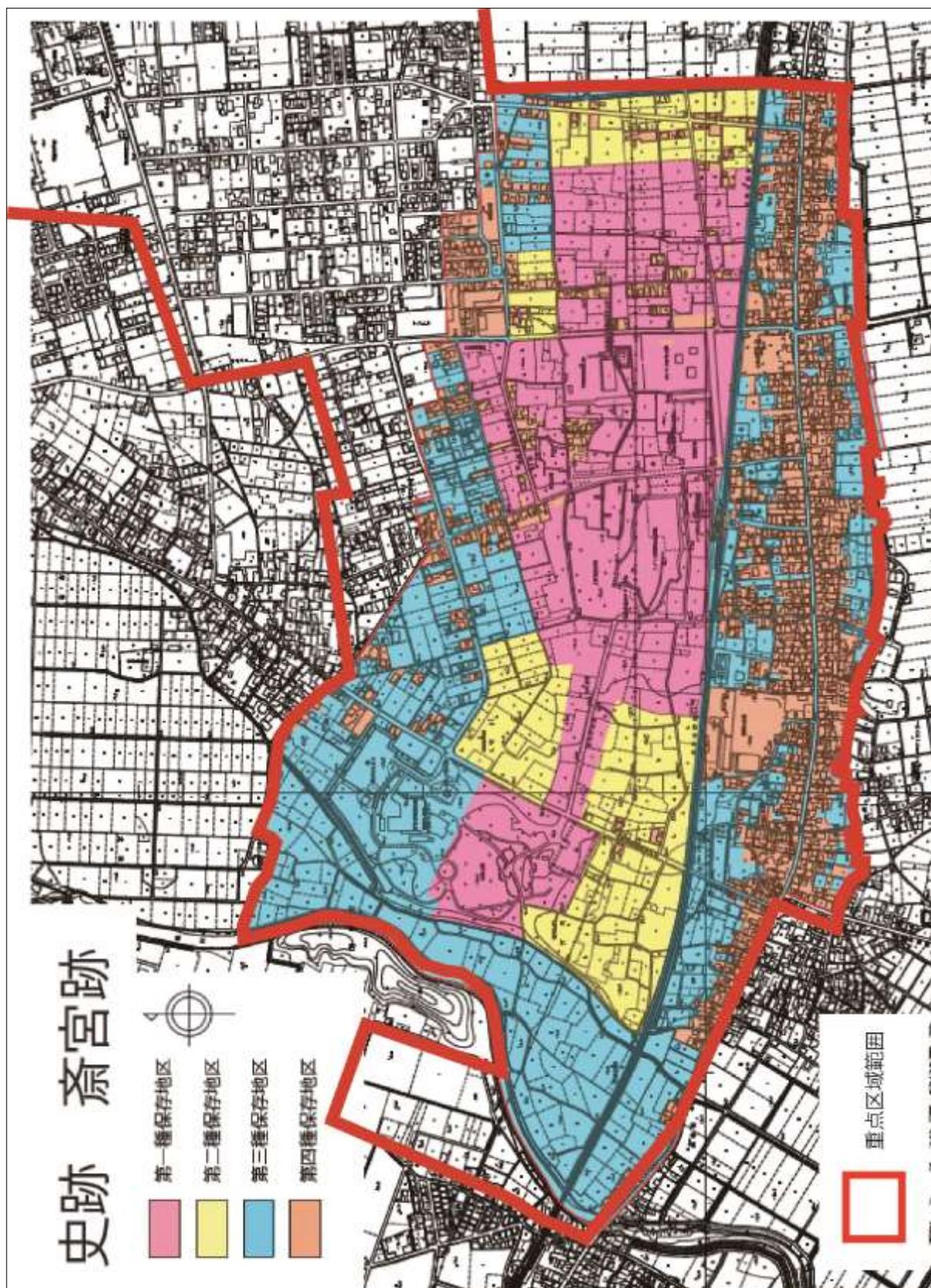


図 『史跡斎宮跡保存管理計画』に基づく土地利用区分(平成15年見直し)

(3) 三重県景観計画に基づく取組み

本町は、三重県景観計画に基づき、三重県により良好な景観づくりに関する方針や行為の制限に関する事項が定められている。

良好な景観づくりに関する方針では、本町の位置する中勢地域において、伊勢街道等の歴史的な町なみの保全や、史跡斎宮跡等の地域の文化財や近代化遺産を活かした景観形成を図っていくこととされており、重点区域内の景観形成が示されている。

行為の制限では、一定規模以上の建築物等を届けさせ、周辺の景観に配慮するよう定めた景観形成基準に適合させるよう規制している。

表 三重県景観計画における届出対象行為及び規模

行為の区分		規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ13mを超えるもの又は 建築面積が1,000㎡を超えるもの
外観を変更することとなる修繕若しくは移転、増築、改築若しくは模様替又は色彩の変更	①煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む。）その他これに類するもの	高さ13mを超えるもの
	②架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ30mを超えるもの
	③鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（②に掲げるものを除く。）	高さ13mを超えるもの
	④装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲げる物件を除く。）	高さ13mを超えるもの
	⑤高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの
	⑥擁壁、さく、塀	高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
	⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さ13m を超えるもの
	⑧アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑨自動車車庫の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さ13mを超えるもの又は 築造面積が1,000㎡を超えるもの
	⑪①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの（②に掲げるものにあつては30mを超えるもの）
	⑫太陽光発電施設（同一敷地、一団の土地若しくは同一水面に設置するもの又は建築物と一体となって設置されるもの。）	高さ13mを超えるもの（建築物と一体となって設置されるものにあつては、建築物上端から当該太陽光発電施設の上端までの高さが5mを超え、かつ、高さ13mを超えるもの）、又は、太陽電池モジュール（太陽光パネル）の合計面積が1,000㎡を超えるもの
開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
土石の採取又は鉱物の掘採		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、行為に伴い生じる擁壁・のり面が高さ5mを超え、かつ、長さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為に係る土地の面積3,000㎡を超えるもの、又は、高さ5mを超えるもの

表 三重県景観計画における景観形成基準(建築物・工作物)

項 目	基 準
共通事項	<p>① 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和した景観づくりに配慮すること。</p> <p>② 行為地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないよう配慮すること。</p> <p>③ 行為地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるよう配慮すること。</p>
個別事項	<p>配置及び規模</p> <p>a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とすること。</p> <p>c) 山稜の近傍にあつては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とすること。</p> <p>d) 行為地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめること。</p> <p>e) 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とすること。</p> <p>f) 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域にあつては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とすること。</p> <p>g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とすること。</p>
	<p>形態及び外観</p> <p>a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とすること。</p> <p>b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫すること。</p> <p>c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。</p> <p>d) 屋外階段、ベランダ等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図ること。</p> <p>e) 歴史的まちなみや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とすること。</p> <p>f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫すること。</p> <p>g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出すること。</p>
	<p>色彩</p> <p>a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。</p> <p>b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫すること。</p>
	<p>素材</p> <p>a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用すること。</p> <p>c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用すること。</p> <p>d) 歴史的まちなみや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まちなみや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用すること。</p>
	<p>緑化</p> <p>a) 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫すること。b) 行為地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とすること。</p> <p>c) 行為地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かすこと。</p>
	<p>その他</p> <p>a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化すること。</p> <p>b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p> <p>c) 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。</p>

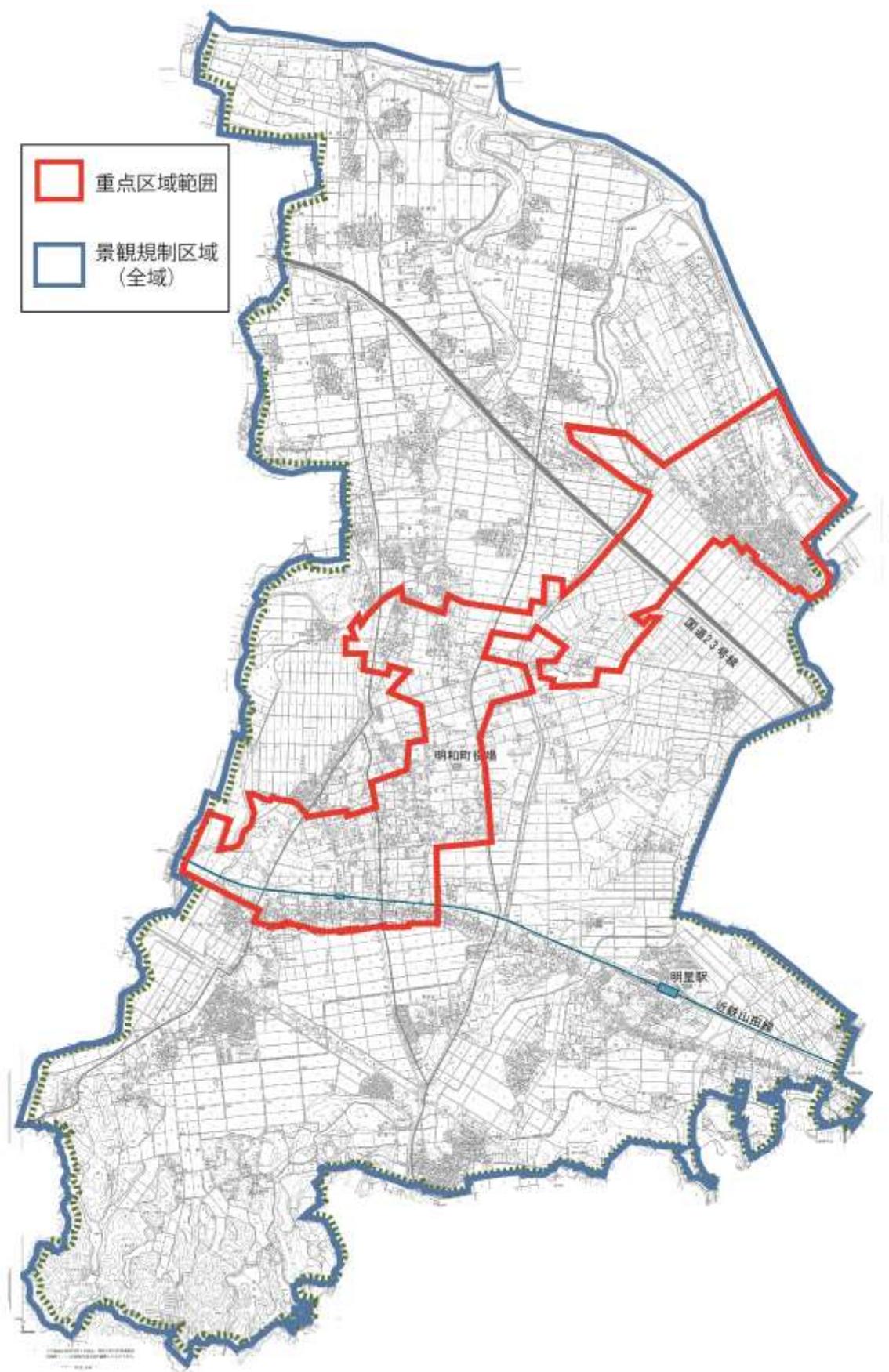


図 三重県景観計画における明和町の景観規制区域

(4) 三重県屋外広告物条例に基づく取組み

本町では、三重県屋外広告物条例〔昭和41年（1966）10月7日、三重県条例第45号〕に基づき、三重県により屋外広告物の規制が行われている。

ここでは、適用除外として定められている場合を除き、基本的に屋外広告物等の掲出を禁止している「禁止地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「許可地域」の2つの地域が指定されている。

特に、禁止地域は、下表に示す地域（範囲）を対象としており、このうち、重点区域は、史跡名勝天然記念物が相当の面積を占めている。

表 重点区域内に存する三重県屋外広告物条例第3条に基づく禁止地域

三重県屋外広告物条例第3条に規定されている禁止地域	明和町(重点区域)で該当する禁止地域
史跡名勝天然記念物、県指定史跡名称天然記念物に指定された地域	史跡斎宮跡 県指定史跡坂本古墳群
道路・鉄道のうち、知事が指定する区間及びその両側の地域	近鉄山田線区間とその両側100m以内
官公署、国又は地方公共団体が設置した図書館・学校・博物館・美術館・体育館・公民館・公衆便所等の建物及び敷地	斎宮歴史博物館 斎宮小学校 等

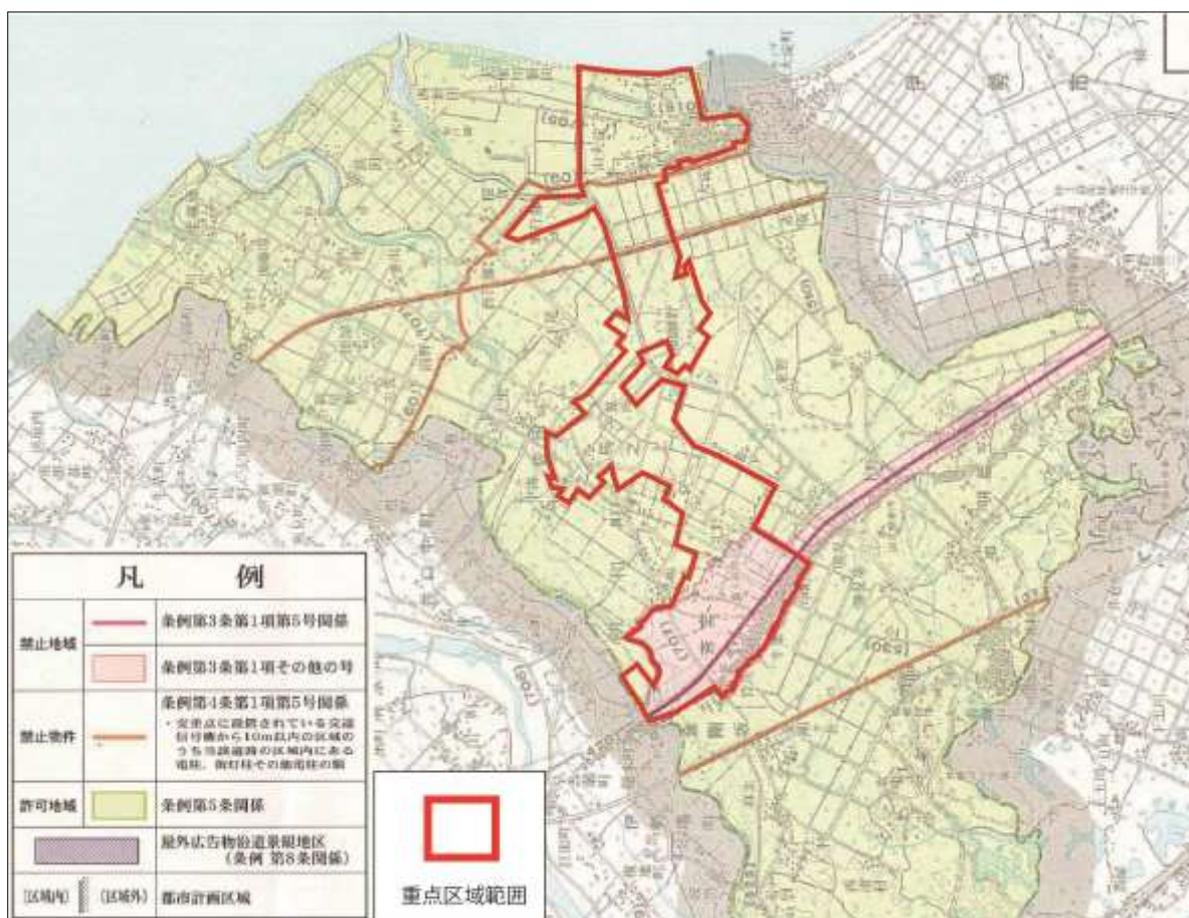


図 三重県屋外広告物条例第3条に基づく禁止区域(主なもの)

(5) 史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドラインに基づく取組み

史跡斎宮跡地内には、遺構が解説された案内板や施設名を表示した案内標識等が設置されているが、表記内容が古いものや劣化して文字や写真が認識しにくいものがある。また、デザインが統一されておらず分かりづらい、さらに、案内標識は設置箇所が少なく、誘導の機能を果たしていない、史跡全体を有効に回遊する手立てが講じられていない等の課題がある。

このため、来訪者が斎宮跡を効果的に、かつ、分かりやすく回遊でき、史跡斎宮跡を知っていただけるように、史跡内やその周辺の案内サインや誘導サイン等について、デザインの統一や内容の刷新、また、設置箇所の見直しや増設を行うなど、再整備を行う際の指針となる(仮称)史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドラインを策定する。

以下に、案内サイン等の設置位置、内容に関する方針(案)を示す。

表 対象範囲

対象エリア	史跡斎宮跡地内及びその周辺(幹線道路沿い)
対象者	史跡地内は歩行者、周辺道路沿いは歩行者と車両利用者兼用、主要幹線から史跡斎宮跡への誘導は、車両利用者を主な対象とする。
対象物	史跡斎宮跡関係施設(遺構、普及啓発施設、公園等)を基本とする。

表 サイン種別の設置位置・表示内容

サイン種別	設置位置	表示内容
総合案内サイン	史跡の入口、中央部等史跡のメインとなる場所、駐車場	史跡斎宮跡全体の解説(解説文、写真、図)、略図、現在位置、散策ルートと所要時間
施設サイン	史跡斎宮跡関係施設	名称と簡単な解説
解説サイン	史跡地内の遺構	遺構の名称、解説(解説文、写真、図)、現在位置
誘導サイン	史跡地内散策道、史跡周辺道路、主要幹線から史跡誘導道路	目的施設の名称、目的施設までの距離
規制サイン	公園(必要に応じて最小限の設置)	利用上の注意事項、管理上の規制事項等に関する情報

表 サイン配置の方向性

サイン配置の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・史跡地内を効果的に回遊でき、写真や図を使用して遺跡等が分かりやすく理解できるものとする。(現在地が分かるもの。) ・史跡斎宮跡の雰囲気や景観を壊さない(周辺環境と調和の取れた)デザイン・色(茶色系等)で統一する。 ・サインの大きさは、周囲の景観を害さない程度のものであるとする。 ・主要幹線沿いの誘導サインは、来訪者に不安を感じさせない適切な間隔で設置する。 ・メンテナンスに配慮されたデザインとする。 ・外国語での表記(英語、中国語、韓国語)を併記する。 ・QRコードにより携帯電話を利用して詳細な情報の提供を行う。 ・サインの維持管理のため、設置年度、サイン種別、管理番号を表記した管理シートを添付する。

(6) 三重県自然環境保全地域(祓川)に基づく取組み

本町は、自然環境保全法〔昭和47年(1972)6月22日、法律第85号〕に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として、祓川が「自然環境保全地域」に指定されている。祓川は、多くの河畔林が残存し、淡水二枚貝や淡水魚類が生息する生物多様性に富んだ河川として指定されている。

指定区域において、流水路に該当する特別地区では、工作物を新築、改築又は増築する場合や、土砂を採取する場合に知事の許可が必要である。また指定区域のうち特別地区以外の地区については、一定規模を超える工作物の新築、改築又は増築する場合や、土砂を採取する場合に知事への届出が必要である。



図 三重県祓川自然環境保全地域

(7) 明和町農業振興地域整備計画に基づく取組み

本町は、全域が農業振興地域となっていることから、農業と農業以外との土地利用を明らかにし、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、農業振興地域整備計画を策定している。

本町の農地は、2163.0haであり、その内 1,747.7haを農用地区域に指定している。

重点区域 588haのうち斎宮跡周辺は農用地区域ではなく、西側の 18.1ha、北側一帯は、大淀の集落部分を除く 187.5ha が区域となっており、計 205.6ha が農用地区域に指定されている。

今後、重点区域内の農用地区域にかかる場所での史跡公園や散策道等整備は、農用地の保全と整合性を図りながら計画を推進していく。

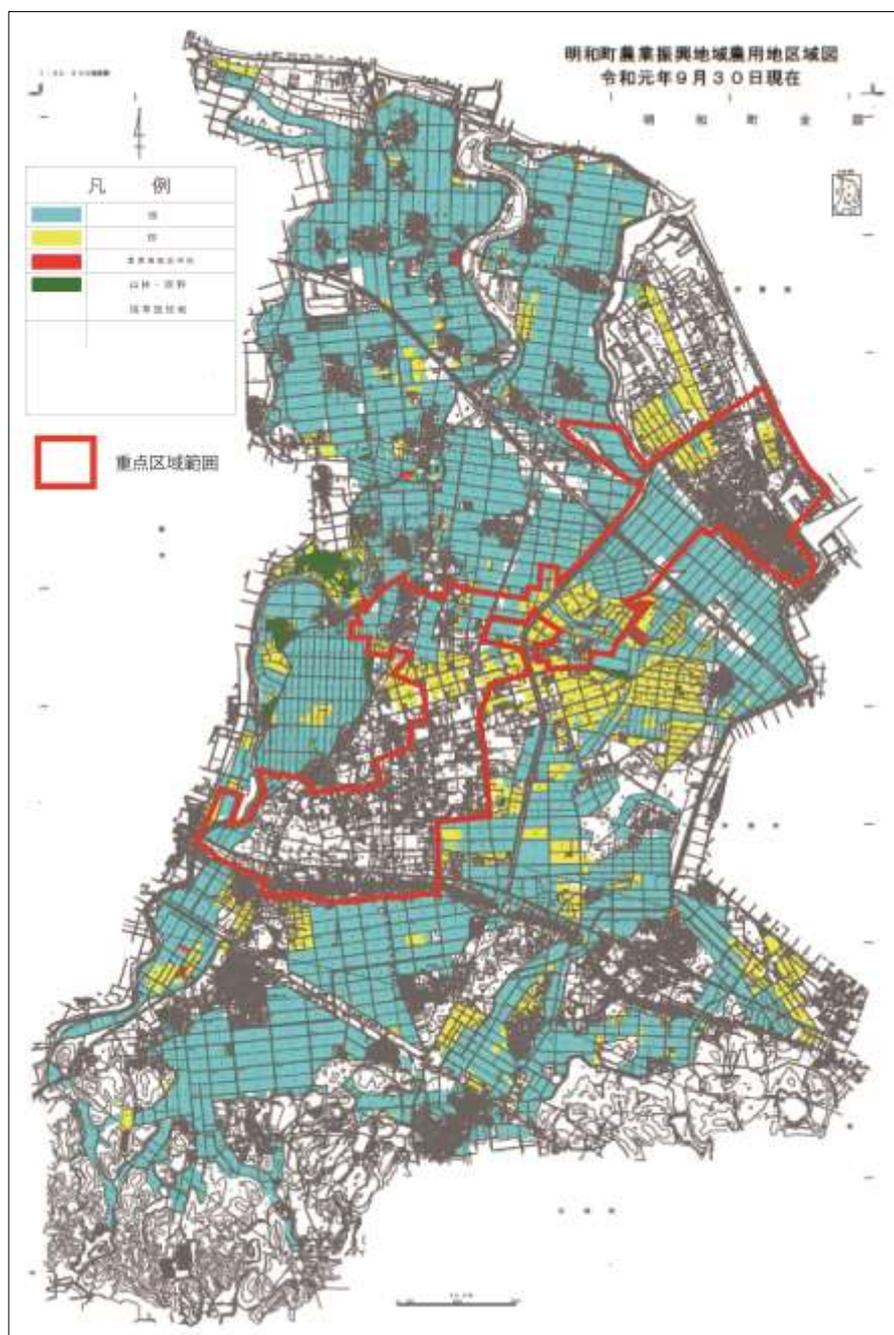


図 明和町農業振興地域農用地区域

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 町全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本町には国、県、町指定文化財が合わせて56件ある。これらは本町の歴史・文化・伝統をテーマとしたまちづくりに対する貴重な歴史的文化的資源となっている。

こうした中、文化財の保存と活用に関する日常的な管理は、所有者や管理者である行政や自治会等で行われている。

今後は、個々の文化財が有する価値を正しい形で後世に継承し、町民一人ひとりが文化財を地域の誇りとして捉え、それが地域への愛着と親しみを醸成させていくきっかけとなるよう、適切な維持と保全に努めると共に、文化財が持つ本来の魅力を一層高め、町民に周知していきながら積極的に活用していくことを基本方針とする。

指定文化財の保存・管理については、文化財保護法、三重県文化財保護条例、明和町文化財保護条例等の法・条例に基づいて、所有者や管理者等に適切な保存・活用、管理に関する指導や助言を行っている。

有形の文化財については、現状の保存状態を調査し、修理の必要な文化財には対策を講じ、無形の文化財については、継承を図れるよう支援する。

未指定の文化財については、順次、調査・研究を行い、得られた結果から適切な価値付けを行って、必要に応じて文化財の指定について検討を行っていく。また、新たに指定された文化財や未指定の文化財を含む全ての文化財を対象に、歴史的な関連性や物語性等を考慮して、回遊ルートの設定等の活用方策を検討していくことが必要である。それらのことから、本町では指定、未指定に関わらず、残された文化財を確実に後世に伝えていくために、「明和町文化財保存活用地域計画」を令和2年(2020)度に策定した。

【史跡齋宮跡】

史跡齋宮跡は、昭和54年(1979)3月に史跡指定を受けてから40年経過するが、今後も引き続き史跡指定地内の住民生活と調和を図りながら、実態解明のための発掘調査を行い、その成果に基づいた整備を行うことで住民の理解を促進させ、歴史文化に対する意識の向上を図り、後世に伝えていく。

また、活用も含めた周辺環境整備は、安全かつ快適に散策できる散策路や広場などの整備、誘導案内板や駐車場整備など引き続き充実させて回遊性を高めると共に、史跡内を高齢者等が乗り物で快適に回遊できるよう移動手段も検討する。

さらに、史跡齋宮跡は伊勢神宮と深く関わることから「外宮」「内宮」と「齋宮」の3つがセットであることを国内外に情報発信し周知を図ると共に隣接する自治体にも伊勢神宮と関わる歴史的建造物が点在することから、それらと史跡齋宮跡と結ぶ周遊ルートの設定など伊勢市や松阪市などの近隣自治体との連携を強化して広域的な活用を図る。

【日本遺産】

本町は、伊勢神宮と深く関わりがあり、町内には史跡斎宮跡をはじめ多くの歴史的文化資源が点在し、その一部が日本遺産「祈る皇女斎王のみやこ 斎宮」の構成文化財となっている。

日本遺産のストーリーの魅力を国内外に周知させるための情報発信を積極的にすると共に、構成文化財の整備を行い、地域住民に迷惑のかからないように誘導案内板や駐車場整備などの整備も行い観光客の集客向上を図る。

【歴史的建造物】

本町の南部には、江戸時代にお伊勢参りでにぎわっていた伊勢街道が東西に通っており、伝統的な建築様式を残した歴史的建造物がところどころ残っている。

その歴史的建造物等は、所有者や管理者等の理解と協力を得て保存し、宿泊や飲食施設、体験や交流の場として活用できるものについては、歴史的風致形成建造物に指定するなどして、必要があれば修理・修復等を行い、伊勢街道の賑わいなどを再現し、外国人を含めた観光客の集客の向上を図る。

【伝統文化】

地域の伝統文化を継承し、歴史的風致を維持及び向上していくのは、その地に暮らす地域住民の理解と協力なしでは達成できない。

地域においては、伝統文化の継承に取り組む各種団体への支援を積極的に行うと共に、伝統文化の聞き取り調査やお囃子^{はやし}、道具や古文書の保存に取り組む。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理や整備にあたっては、文化財としての歴史的価値の維持に配慮する必要がある、文化財の種類に応じて関係法令を遵守し、適切な手続きにより対応すると共に必要に応じて文化庁や三重県教育委員会などの助言を受ける。

また、文化財の修理や整備は、史料及び発掘調査の成果に基づいて取り組むことを基本としつつ、周辺の文化財等の状況も踏まえながら総合的な整備を行う。

建造物の解体修理や歴史的な建造物を復元するなどの大規模な工事が発生した場合は、専門委員会等を設置し、過去の調査記録や新たに詳細な調査、研究を行った上で取り組む。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本町には「明和町立歴史民俗資料館（ふるさと会館内）」や「斎宮歴史博物館（県立）」、体験学習施設「いつきのみや歴史体験館」、復元建物施設「さいくう平安の杜^{へいあん ちり}」及び民間の「まちかど博物館」など文化財や歴史資料等の展示内容や展示方法に特色のある施設がある。

これら施設の特色や展示内容等を考慮し、相互の連携を図ることで、町内の歴史的文化資源を散策する回遊ルートの中での拠点施設となるよう調整する。

また、こうした施設は、文化財をはじめとする歴史的な文化資源を往時の世界に触れることができる場であるため、関係施設と連携し、歴史・文化講座等をこれまで以上に開催することで、文化財や歴史に対する興味や知識をさらに深めてもらう機会を提供できるよう努める。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は単体のみではなく、周辺環境と共に構成されるものであり、それらと一体的に保全することが必要である。そのため文化財とその周辺環境の調和を図ることが必要である。

文化財周辺の環境整備や文化財を活用するための施設を整備する場合には、歴史的な^{おもむき}趣に配慮した道路の美装化、電柱や標識柱及び照明施設やガードレール等の色彩にも配慮した整備を行政、企業、地域住民の協力を得ながら取り組む。

(5) 文化財の防災に関する方針

松阪地区広域組合消防本部や松阪警察署等と町内の建築物を中心とした文化財に対して、所在場所や建物状況、周辺地域における緊急経路の確認を行ってきた。また、消防署や警察署等による見回りや防災・防犯の啓発ポスター・チラシの掲示・配布などにより、地域住民の防災・防犯に関する意識の向上を図るよう努めている。

指定文化財は、行政だけではなく、文化財の所有者、管理者、地域住民の参加を呼びかけ、防災・防犯意識の啓発に努めるとともに、どのような訓練が必要か、文化財の緊急避難先はどこか、などをあらかじめ協議しておく必要がある。未指定文化財は、災害・盗難発生時に県や、他機関とも情報共有を行い、広域的な保存施策がとれるよう、文化財・歴史文化資源リストの作成を行い、リストの充実を行うことで、災害・盗難発生時の^{じんそく}迅速な対応がとれるよう整備に努める。

また、必要に応じて防犯カメラや消防設備の設置及び最新設備への更新、耐震の措置を図るよう努め、文化財の防災・防犯に対する備えを万全にする。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

史跡齋宮跡をはじめ町内各地に点在する文化財等の歴史的資源に対して、町広報等で紹介したり、各種イベントやシンポジウムの開催時に啓発や発表の場を設けて、町民、来訪者が触れ親しむ機会を一層創出することで、文化財の保存及び活用に対する地域住民の理解をさらに深められるような普及啓発活動に努める。

また、小中学校等では、教育委員会との連携を図り、児童・生徒に対して出前授業や現地見学などで文化財に直接触れ、その歴史や意義等を学習することで郷土愛の醸成を図り、次世代を担う人材の育成に積極的に取り組む。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

周知の埋蔵文化財の数は724か所(令和2年3月現在)あり、その内訳は官衙1、古墳541、遺物包含地133か所、寺院・神社跡は39か所、城館址は10か所である。

埋蔵文化財^{ほうそう}包蔵地内での開発行為等に関しては、齋宮跡・文化観光課と建設課が情報共有し、連携した対応を図るようにする。また、事業者には、明和町開発行為に関する指導要綱第18条(文化財の保護)に基づいて、開発事業を計画する場合には文化財の有無の照会をはじめその保護及び取り扱いについて事前に協議を行うこととなっており、三重県教育委員会と連携し、事前の協議・確認等を行い、埋蔵文化財の保存に努める。

近世以降の埋蔵文化財については、本町では、寺院跡・神社跡がほとんどで、調査事例はないが、歴史的風致の維持及び向上を図るため、必要に応じて調査を実施していく。

(8) 教育委員会の体制と今後の方針

本町では、史跡齋宮跡を核に町の活性化を図ることも視野に入れ、平成 13 年 4 月から、本来、教育委員会の事務である文化財保護に関する事務を町長部局で補助執行し、町長部局である齋宮跡・文化観光課 文化財係が史跡齋宮跡を中心に各種文化財の保存・活用に関する文化財行政を行っている。現在、齋宮跡・文化観光課 文化財係には、3 人の職員を配置し、うち 2 人が埋蔵文化財専門職員である。

こうした中、生涯学習事業の一環として歴史民俗資料館事業を行っているのは教育委員会教育課であり、これまでも、齋宮跡・文化観光課と教育課の両課は連携を図り、文化財の保存・活用と教育の観点から町民への意識向上に努めてきた。今後もこの体制を堅持しながら、一層の効率的、効果的な文化財の保存・活用を進めて行く。

また、明和町文化財保護条例第 4 2 条の規定に基づき、明和町文化財保護審議会が教育委員会に設置され、その事務は、補助執行により齋宮跡・文化観光課が担当している。審議会は教育委員会の諮問に依りて、文化財の保存・活用に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。委員は、考古 1 人、古代 1 人、建築 1 人、美術工芸 1 人、古文書 1 人、民俗 1 人、郷土史 2 人の 8 人で構成されている。審議会は、今後も未指定文化財の調査及び発掘を行い、町指定文化財の指定、登録並びに保存・活用について支援を図る。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

町内には、「大淀祇園ばやし保存会」をはじめ、「有爾中天王踊保存会」や「明和町郷土文化を守る会」等の文化財及び地域の歴史的な文化資源の保存・活用や伝統行事を継承している各種団体がある。

史跡齋宮跡では、平成元年に「公益財団法人 国史跡齋宮跡保存協会」を設立し、齋宮跡の保存・活用と啓発を行うと共に、公有地や史跡公園の維持管理を明和町から受託している。

地域住民では、保存と活用に積極的に取り組んでいる「国史跡齋宮跡協議会」や昭和 59 年に設立された「齋王まつり実行委員会」は、毎年 6 月に開催される「齋王まつり」だけでなく、多くの行事に出向き史跡齋宮跡の啓発に貢献している。また、平成 15 年(2003)に設立した「^{いつきの}齋^{みや}宮ガイドボランティア」は、史跡の案内を行い、「明和町緑のまちづくり推進委員会」では、史跡地内にナバナやコスモスなどの種を蒔き、花いっぱい運動を行っている。そのほか「^{いつきの}齋王の舞保存会」や「^{くれたけくらぶ}呉竹倶楽部」など様々な団体が活動を行っている。

今後は、各種団体が相互に連携、協力を図り、さらに町外の団体も含めた交流や意見交換ができる拠点となる場を設けると共に、町民も参加し、新たな担い手づくりのきっかけとなるような場を設けていくなど各種団体への支援を積極的に行う。

名称	主な活動 エリア	活動概要
国史跡斎宮跡協議会	斎宮	史跡斎宮跡地内の住民生活と史跡の保存・活用との調整、啓発
明和町緑のまちづくり推進委員会	全域	文化財施設等への植栽
(公財)国史跡斎宮跡保存協会	斎宮	史跡斎宮跡の保存・活用と維持管理
斎王まつり実行委員会	斎宮	斎王まつりの開催、啓発、情報発信
明和町郷土文化を守る会	全域	郷土文化の調査研究、保存、啓発
斎宮ガイドボランティア	斎宮	史跡斎宮跡の案内等
斎王の舞保存会	斎宮	啓発、情報発信、イベント協力
呉竹倶楽部	斎宮	史跡斎宮跡の施設管理、案内、啓発、植栽
一般社団法人 明和観光商社	全域	観光客への受入れ、空き家活用
牛葉喜楽会	斎宮	斎王の森の維持管理
祓川環境美化推進協議会	全域	祓川の保全、清掃
大淀祭典委員会	大淀	大淀祇園まつりの継承等
有爾中天王祭実行委員会	有爾中	有爾中櫻神社天王踊の継承等
明和音頭保存会	全域	明和音頭の継承等
明和太鼓保存会	全域	明和太鼓の継承等
かわせみ座	斎宮	歴史文化の紙芝居による啓発

表 町内の各種団体等一覧表

2. 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内の指定文化財は、史跡齋宮跡や町指定無形文化財の大淀祇園まつりがある。また、日本遺産の構成文化財や伊勢街道沿いに残る歴史的建造物などの歴史的文化資源が点在する。

史跡齋宮跡は、「史跡齋宮跡保存管理計画（昭和 54 年度）」に基づいて土地利用区分が行われ、土地公有化、現状変更、発掘調査、史跡整備の方針を示し、史跡の保存、管理等を行っている。しかし、史跡指定から 40 年経過することから、活用も含めた保存活用計画への見直しも検討する時期でもある。

また、昭和 53 年（1978）に県と町との「齋宮跡の保存にかかる業務分担」が決められており、主に県は、発掘調査と史跡整備を担当し、町は史跡の公有化と維持管理を担当することとなっている。この業務分担に基づき県は、史跡齋宮跡の解明のための発掘調査の推進や調査成果をより理解し、より親しみを持てるよう整備し、町は、それらを保存・活用するため公有化を進め、適切な維持管理に努める。

さらに、令和 2 年度（2020）に策定した「明和町文化財保存活用地域計画」に基づき、重点区域内の未指定の日本遺産の構成文化財や歴史的建造物をはじめ点在する歴史的文化資産の調査や保全、活用を図る。

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的風致を形成している歴史的な建造物については、保存・整備（修理・修景）を行い、積極的に公開する。

また、日本遺産の構成文化財や歴史的建造物をはじめ点在する歴史的文化資源についても、必要に応じて史実に基づき整備すると共に周辺環境整備を行うことで、理解が促進され、地域住民と共に活用することで、住民が歴史文化に対する意識の向上と愛着を持つよう取り組む。

<重点区域内での事業>

- 歴史的建造物の活用整備事業〔令和 4 年度～令和 8 年度〕
- 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業〔令和 7 年度～令和 12 年度〕

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域においては、町内に点在する歴史的文化資源に対する案内や説明等について順次整備を進めているが、今後も史跡齋宮跡や日本遺産の構成文化財等を中心に公園整備やトイレ、駐車場等の便益施設を設置するなど、それぞれの時代設定に即した形態意匠に配慮すると共に、隣接する農地等の景観特性をも十分考慮した上で快適な環境を構築することを検討する。また、回遊ルートの検討を踏まえた上で必要に応じて案内板や説明板等を設置していく。

<重点区域内での事業>

- 史跡公園（稗戸広場）整備事業〔令和 4 年度～令和 8 年度〕
- 史跡公園（社の森広場）整備事業〔令和 4 年度～令和 8 年度〕
- 史跡公園（南裏広場）整備事業〔令和 4 年度～令和 8 年度〕
- 案内標識・サイン整備事業〔令和 3 年度～令和 7 年度〕

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の史跡齋宮跡においては、第1期計画で幹線排水路の改修を行い、局地的な大雨などによる史跡地内の冠水を防ぐことで地域はもとより来訪者への被害を解消したり、路面の美化、一部ではあるが電柱の撤去など文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮してきた。

今後、史跡齋宮跡や日本遺産の構成文化財などを保存・活用し、後世に伝えるため、地域住民の生活と調和を図るための環境整備や来訪者が齋宮跡を効率よく、安全に巡ることができる整備を行うことで魅力あるものに整備する。

また、史跡齋宮跡や日本遺産の構成文化財など町内に点在している歴史的文化資源やその他関連施設を繋ぐために誘導案内板を設置し、ネットワークの形成を図り、回遊性を高める。

さらに、当該区域の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的な趣に配慮し、調和のとれた色彩等の統一や景観を阻害する空き家等の建物などの撤去を行うなど歴史的周辺環境の整備を行うなど取り組む。

<重点区域内での事業>

- 齋宮駅前周辺広場・散策道等整備事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業〔令和8年度～令和9年度〕
- 竹神社前ポケットパーク整備事業〔令和4年度～令和6年度〕
- 歴史的文化遺産景観形成事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 東加座広場整備事業〔令和4年度～令和8年度〕
- 下園・御館道ポケットパーク整備事業〔令和5年度～令和12年度〕

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内では、史跡齋宮跡で毎年1月26日の文化財防火デーに合わせ、「いつきのみや歴史体験館」や「さいくう平安の杜」で松阪地区広域消防組合 明和消防署と連携を図り防災訓練を実施している。

今後は、指定文化財のみならず、未指定文化財を含め、文化財の所有者、管理者、地域住民の参加を呼びかけ、防災・防犯意識の啓発に努める。

さらに、文化財の修理（整備）事業等に合わせ、必要に応じて防犯カメラや消防設備の設置及び最新設備への更新、耐震の措置を図るよう努め、文化財の防災・防犯に備える。

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内において、生涯学習の場や小学校等の教育の場において、毎年史跡齋宮跡で開催する小中学生を対象とした「齋宮跡の体験発掘教室」など町内の歴史文化に直接触れ、親しむ機会を設けるなどして、歴史文化への興味を創出し保存に対する理解を高め、次世代を担う人材の育成に積極的に取り組む。

特に、各種イベントやシンポジウムの開催時には、史跡齋宮跡や日本遺産をできるだけ発表できる機会を設けるなど普及・啓発活動を図り、広く知ってもらえるよう国内外に情報発信する。

<重点区域内での事業>

- 歴史的文化観光講座事業〔令和3年度～令和12年度〕

- ガイドボランティア育成事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 斎宮・斎王に関連する地域との連携事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 歴史的文化遺産活用調査〔令和6年度、令和11年度〕
- 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業〔令和3年度～令和12年度〕
- 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築
〔令和3年度～令和12年度〕

(8) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財は、61か所ある。これらは重点区域内の歴史を語る上で重要な歴史的文化遺産であり文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財において土木工事等を行う際の届出や事前協議の中でできるだけ埋蔵文化財を回避できるように働きかける。また、それ以外の場所において新たに遺跡が発見された場合の届出等において事業者に対しその意義を説明し、理解を求め、記録保存など適切な保護措置を図る。

また、史跡斎宮跡地内で現状変更が必要な行為が生じる場合は、法の許可のもと、「史跡斎宮跡保存管理計画」に基づき、適切に保存・管理等を行う。

(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では、史跡斎宮跡の保存・活用・啓発・維持管理にまつわる活動を展開する団体が存在している。それらの活動を活性化させるため、必要な情報提供や人材交流、人材育成などの支援や各種団体が相互に連携、協力を図り、さらに町外の団体も含めた交流や意見交換ができる拠点となる場を設けると共に、町民も参加し、新たな担い手づくりのきっかけとなるような場を設けていくことに努める。

<重点区域内での事業>

- ガイドボランティア育成事業
- 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築

名称	主な活動エリア	活動概要
国史跡斎宮跡協議会	斎宮	史跡斎宮跡地内の住民生活と史跡の保存・活用との調整、啓発
明和町緑のまちづくり推進委員会	全域	文化財施設等への植栽
(公財)国史跡斎宮跡保存協会	斎宮	史跡斎宮跡の保存・活用と維持管理
斎王まつり実行委員会	斎宮	斎王まつりの開催、啓発、情報発信
明和町郷土文化を守る会	全域	郷土文化の調査研究、保存、啓発
斎宮ガイドボランティア	斎宮	史跡斎宮跡の案内等
斎王の舞保存会	斎宮	啓発、情報発信、イベント協力
呉竹倶楽部	斎宮	史跡斎宮跡の施設管理、案内、啓発、植栽
牛葉喜楽会	斎宮	斎王の森の維持管理
祓川環境美化推進協議会	全域	祓川の保全、清掃
大淀祭典委員会	大淀	大淀祇園まつりの継承等
かわせみ座	斎宮	歴史文化の紙芝居による啓発

表 重点区域内の各種団体等一覧表

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本計画において、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を、歴史的風致維持向上施設として位置付け、それら施設の整備及び適切な管理を行う。

第1期計画では、史跡東部整備事業や坂本古墳公園整備事業など、歴史的建造物の史実に基づいた整備をおこない歴史文化の理解を促進し、また、広大な史跡斎宮跡を安全かつ快適に回遊できるよう散策道や公園、トイレ、誘導案内板、総合案内板、説明版などの整備をおこなうと共に活用・交流の場として地域交流センター、斎宮駅北口休憩所の新設や景観を阻害する建物や電柱の撤去や景観に配慮したカラー舗装などハード事業を実施してきた。さらに、歴史文化の理解を深めるため歴史講座や講演会、シンポジウム、イベントなどを開催し、施設の公開や活用および知名度向上のため県内外に情報発信を積極的にした。

その結果、地域住民の歴史的文化資源と景観に対する意識と愛着心が向上し、行政と住民の協働による適切な管理を進めることができた。また、史跡斎宮跡の知名度も向上し、観光客も増加傾向にある。

第2期計画においては、史跡斎宮跡では、歴史的建造物の保存と活用や第1期計画で整備した公園をさらに公開および活用できるよう充実したものにし、散策道の延長やポケットパークの整備、誘導案内板の設置をすることで回遊ルートの充実を図る。また、日本遺産の構成文化財についても、必要に応じて歴史的建造物とその周辺整備を行い、歴史的風致の維持及び向上を図り、地域の活性化を図る。

なお、事業実施に際しては、その効果や財政状況を見極めながら、国や県の補助や民間団体などの事業を積極的に活用し、計画的に推進する。また、整備を行った施設は積極的な公開・活用を行い、歴史的風致の維持向上を図ることとする。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や行政の関係部局と十分な協議・調整を図りながら、地域住民や関係団体等との協力により適切に行うものとする。

上記歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

なお、今後も重点区域内の歴史的文化資源の調査・研究などを継続的に行うことで、歴史的風致維持向上施設として位置付ける必要が生じた場合は、適時本計画に加えるものとする。

(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する事業

- (1)－1 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業
- (1)－2 史跡公園（社の森広場）整備事業
- (1)－3 史跡公園（東加座広場）整備事業
- (1)－4 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業
- (1)－5 竹神社前ポケットパーク整備事業

(1)－6 下園・御館道ポケットパーク整備事業

(2) 史跡齋宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する事業

- (2)－1 史跡公園（稗戸広場）整備事業
- (2)－2 史跡公園（南裏広場）整備事業
- (2)－3 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業
- (2)－4 案内標識・サイン整備事業
- (2)－5 齋宮・齋王に関連する地域との連携事業
- (2)－6 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業
- (2)－7 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築

(3) 歴史的建造物や景観に関する事業

- (3)－1 歴史的建造物等の活用整備事業
- (3)－2 歴史的文化遺産景観形成事業

(4) 地域の伝統文化や行事等の継承に関する事業

- (4)－1 歴史的文化観光講座事業
- (4)－2 ガイドボランティア育成事業
- (4)－3 歴史的文化遺産活用調査

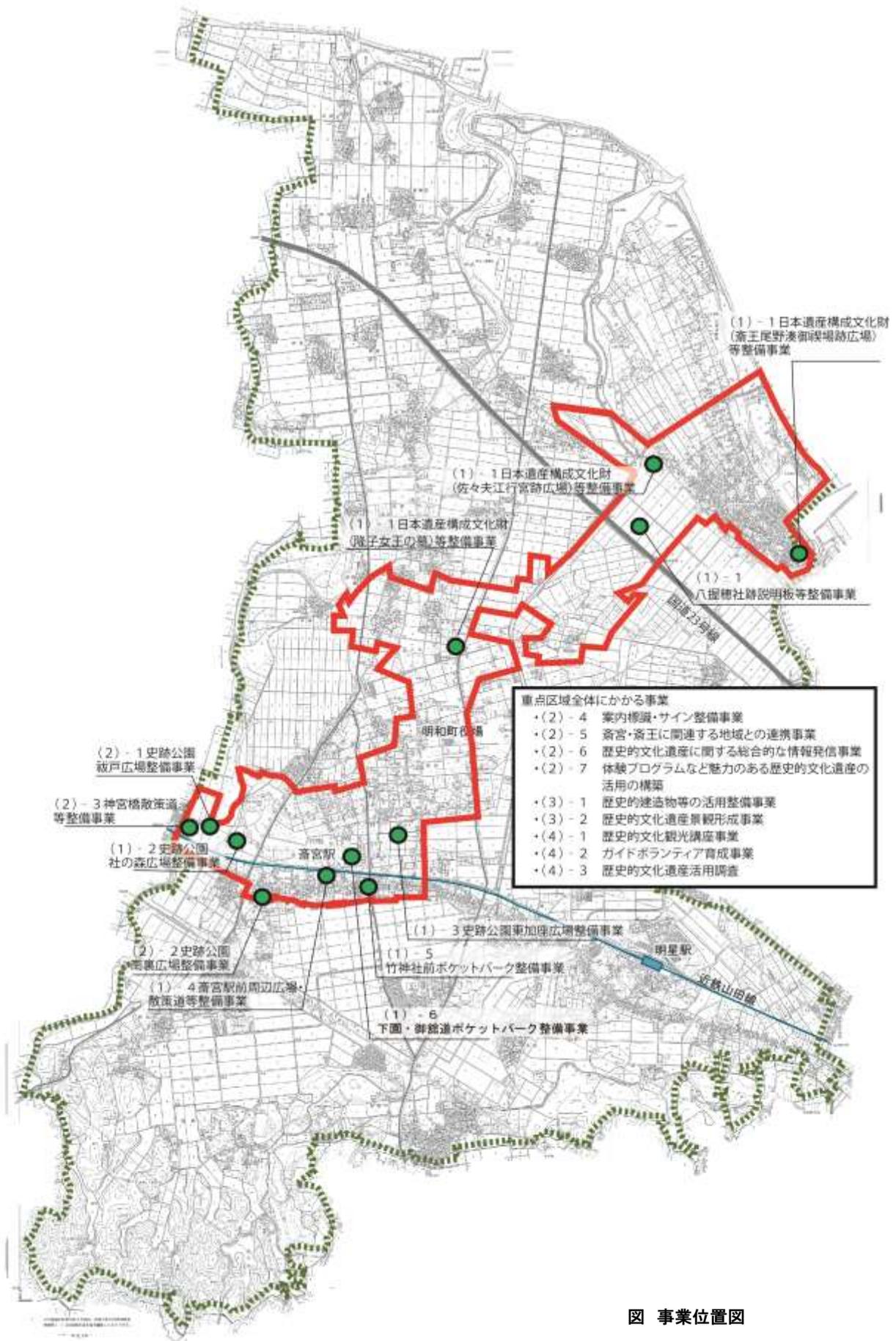
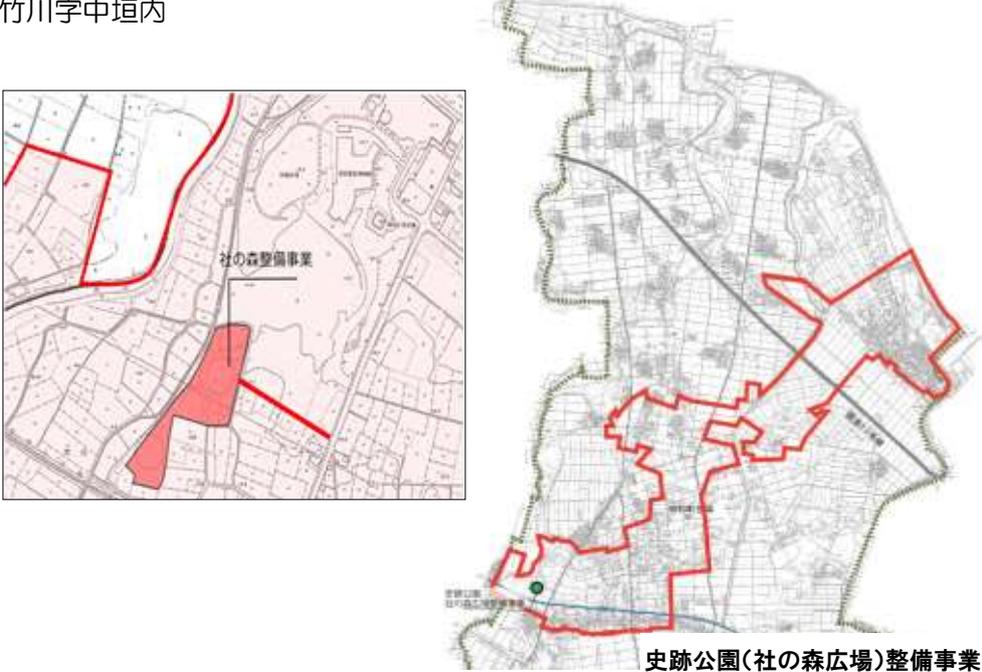
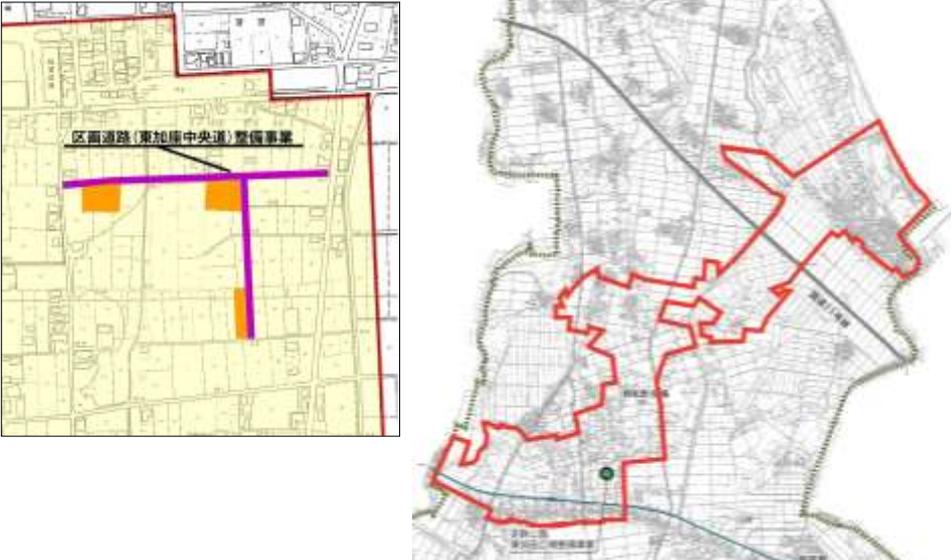


図 事業位置図

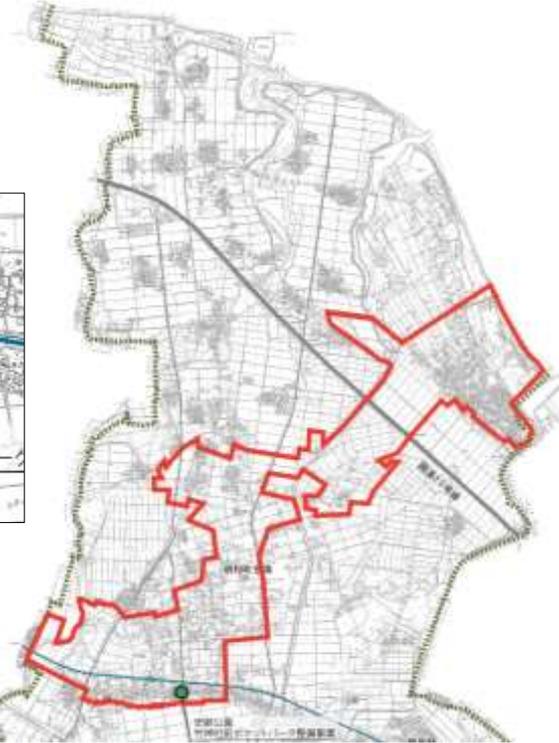
(1) 史跡斎宮跡等の保存と地域住民生活との調和に関する事業

<p>事業の名称</p>	<p>(1)ー1 日本遺産構成文化財（佐々夫江行宮跡広場等）整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町</p>
<p>事業手法</p>	<p>町単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度～令和12年度</p>
<p>事業の位置図</p>	<p>大字大淀 佐田 斎宮 竹川</p>  <p style="text-align: right;">日本遺産構成文化財(佐々夫江行宮跡広場等)整備事業</p>
<p>事業概要</p>	<p>倭姫命が大淀の浜に上陸し、滞在したと言われている行宮跡は、民有地の水田の中に碑が設置されている。進入路も農道で未舗装である。 行宮跡の修景整備及び進入路の整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">■現地写真</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>日本遺産の構成文化財は町内各所に点在しており、案内板、駐輪・駐車場、ベンチ等の公園整備することにより、多くの町民、来訪者が日本遺産の歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。また、回遊性を高めることで、町内全体の歴史的風致の維持向上にも寄与する。</p>

事業の名称	(1)ー2 史跡公園（社の森広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（社の森広場）】
事業期間	令和6年度～令和8年度
事業位置図	<p>竹川字中垣内</p> 
事業概要	<p>第1期計画では、用地取得及び進入路の整備を実施。 第2期計画では、旧竹神社、旧小倉神社、旧若宮の3神社跡地を「社の森」として整備し、地域住民や来訪者が神聖な雰囲気を感じ取れる場所とする。 整備にあたっては、初期斎宮の場所と隣接しており、文化庁と協議をしながら進めていく。</p>  <p>■現地写真</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>明治時代に廃絶された神社の跡地は、かつては、地域の人が神聖地として守りつづけてきた場所である。この歴史ある場所を神聖な森として整備をし、地域住民や来訪者の交流の場として活用することで、地域の歴史を再認識でき、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

<p>事業の名称</p>	<p>(1)－3 史跡公園（東加座広場）整備事業</p>	
<p>事業主体</p>	<p>明和町</p>	
<p>事業手法</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園(東加座広場)】</p>	
<p>事業期間</p>	<p>令和4年度～令和8年度</p>	
<p>事業位置図</p>	<p>斎宮字東加座、東前沖</p>  <p style="text-align: right;">史跡公園(東加座広場)整備事業</p>	
<p>事業概要</p>	<p>斎宮寮は道路によって一辺 120m の区画が東西 7 列、南北 4 列に並び碁盤目状の都市的な区画造成がなされ、各区画に役所などが立ち並んでいた。</p> <p>各区画の一部に案内説明板などを設置し史跡公園として整備することで、往時の斎宮の姿を体感してもらう。</p>  <p style="text-align: right;">方格地割道路現状写真と公園予定地</p>	
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>奈良平安時代、道路によって計画的に碁盤目状に造られた各区画に 13 の役所が立ち並んでいた。その各区画の一部に説明板などを設置した史跡公園として整備することで、往時の姿を体感してもらうと共に散策する人の休憩場所にもなり、来訪者が安全で快適に散策できる環境が確保されることで重点区域内の回遊性の向上に寄与し、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>	

<p>事業の名称</p>	<p>(1)－4 斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町</p>
<p>事業手法</p>	<p>町単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和3年度、令和4年度、令和8年度</p>
<p>事業位置図</p>	<p>斎宮字内山、牛葉</p>  <p style="text-align: center;">斎宮駅前周辺広場・散策道等整備事業</p>
<p>事業概要</p>	<p>斎宮駅前広場および近鉄線路を挟んで北側の史跡整備地と南側にある伊勢街道を結ぶ散策道を整備にする。</p>  <p style="text-align: center;">■斎宮駅前現地写真</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>近鉄線路を挟んで北側の史跡整備エリアと南側にある伊勢街道を結ぶ回遊ルートを整備することで、来訪者等が安全・安心して散策できることが可能となり、史跡内の歴史文化を紹介する機会を増やすことで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

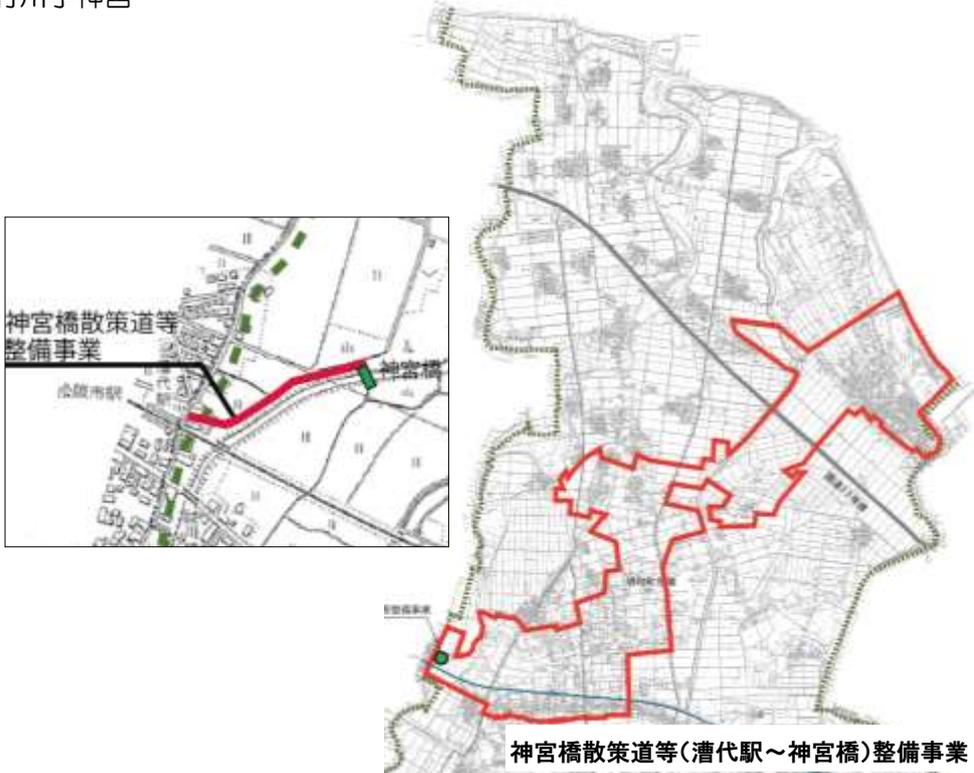
事業の名称	(1)ー5 竹神社前ポケットパーク整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 都市公園（竹神社前ポケットパーク）】
事業期間	令和4年度～令和6年度
事業の位置図	<p>斎宮字中西</p>   <p style="text-align: right;">神宮橋散策道等(漕代駅～神宮橋)整備事業</p>
事業概要	<p>竹神社交差点の伊勢街道沿いにポケットパークとして整備し、伊勢街道の説明板やベンチを設置する。</p>   <p style="text-align: center;">■現地写真</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域の南の玄関口にポケットパークを設置することで伊勢街道や斎宮跡の回遊ルートや歴史文化を紹介することができ、効率の良い回遊ができ、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

<p>事業の名称</p>	<p>(1)ー6 下園・御館道ポケットパーク整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町</p>
<p>事業手法</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 都市公園（下園・御館道ポケットパーク）】</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和5年度、令和12年度</p>
<p>事業位置図</p>	<p>斎宮字御館</p>   <p>史跡公園(下園・御館道ポケットパーク)整備事業</p>
<p>事業概要</p>	<p>斎宮寮は道路によって一辺 120m の区画が東西 7 列、南北 4 列に並ぶ碁盤目状の都市的な区画造成がなされ、各区画に役所などが立ち並んでいた。</p> <p>道路の一部を史跡公園として整備することで、往時の斎宮の姿を体感してもらう。</p>  
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>奈良平安時代、道路によって計画的に碁盤目状に造られた各区画に13の役所が立ち並んでいた。その道路の一部を説明板や植栽などを設置したポケットパークとして整備することで、往時の姿を体感してもらうと共に散策する人の休憩場所にもなり、来訪者が安全で快適に散策できる環境が確保されることで重点区域内の回遊性の向上に寄与し、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(2) 史跡斎宮跡を核に歴史的資源を活かした観光に関する事業

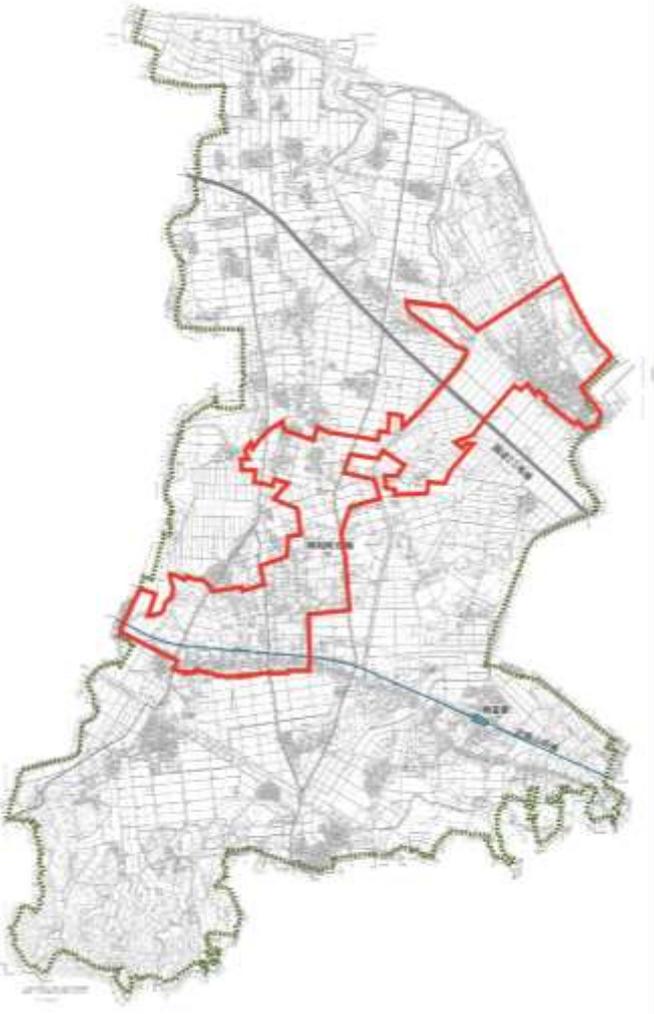
事業の名称	(2)ー1 史跡公園（稜戸広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（稜戸広場）】
事業期間	令和4年度、令和7年度
事業位置の図	<p>竹川字稜戸</p>  <p>史跡公園(稜戸広場)整備事業</p>
事業概要	<p>第1期計画で用地取得と造成を実施。</p> <p>第2期計画では、文化庁との整備（活用）内容の協議を踏まえ、史跡内を散策する地域住民や来訪者が休憩や稜川の自然と歴史文化に親しむことができる広場（憩い空間）を整備するとともに左岸に案内や駐輪・駐車できる多目的広場を整備する。</p>  <p>■現地写真</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>散策道沿いに多目的広場を整備することで、隣接する近鉄漕代駅を近鉄斎宮駅と並んで、斎宮跡及びその周辺における散策のもう一つの玄関口として利用できる。これを実施することで重点区域内の回遊性が高まり、地域住民の歴史文化に対する意識の向上を図り、ひいては斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

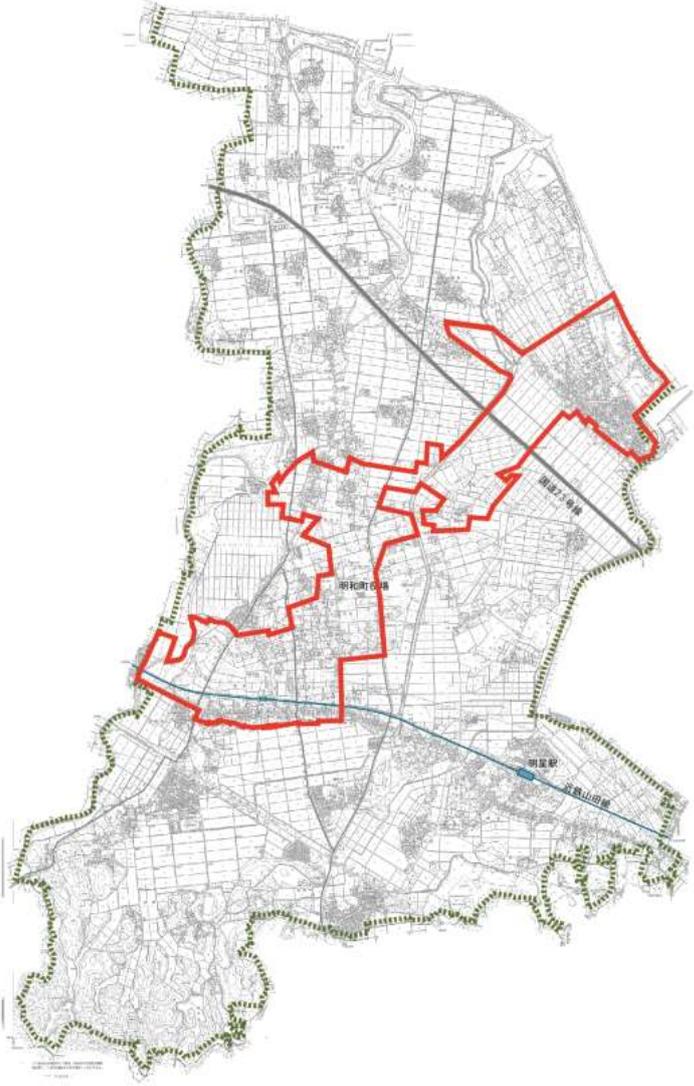
事業の名称	(2)ー2 史跡公園（南裏広場）整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業 史跡公園（南裏広場）】
事業期間	令和8年度
事業位置図	<p>竹川字南裏</p>  
事業概要	<p>来訪者や町民が史跡を回遊できるように史跡中央部と南部を結ぶための散策道とポケットパークを整備する。</p> <p>第1期計画では、散策道の整備を実施。</p> <p>第2期計画では、用地の取得とポケットパークを整備する。</p>  <p>■現地写真</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>史跡南部への散策道とポケットパークを整備し、回遊性を高めることにより、史跡内の歴史文化を紹介する機会を増やすことが可能となり、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

<p>事業の名称</p>	<p>(2)ー3 神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町</p>
<p>事業手法</p>	<p>町単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和8年度～令和12年度</p>
<p>事業の位置図</p>	<p>竹川字神宮</p>  <p>神宮橋散策道等（漕代駅～神宮橋）整備事業</p>
<p>事業概要</p>	<p>漕代駅から神宮橋までの散策道が未舗装であるため、カラーコンクリート等で整備する。</p>  <p>■現地写真</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>当該整備により近鉄漕代駅～神宮橋～博物館ほか～斎宮駅までの回遊ルートがつながり、多くの町民、来訪者が歴史文化を感じることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与すると共に、回遊性が高まることで、町の魅力を一層高めていくことができる。</p>

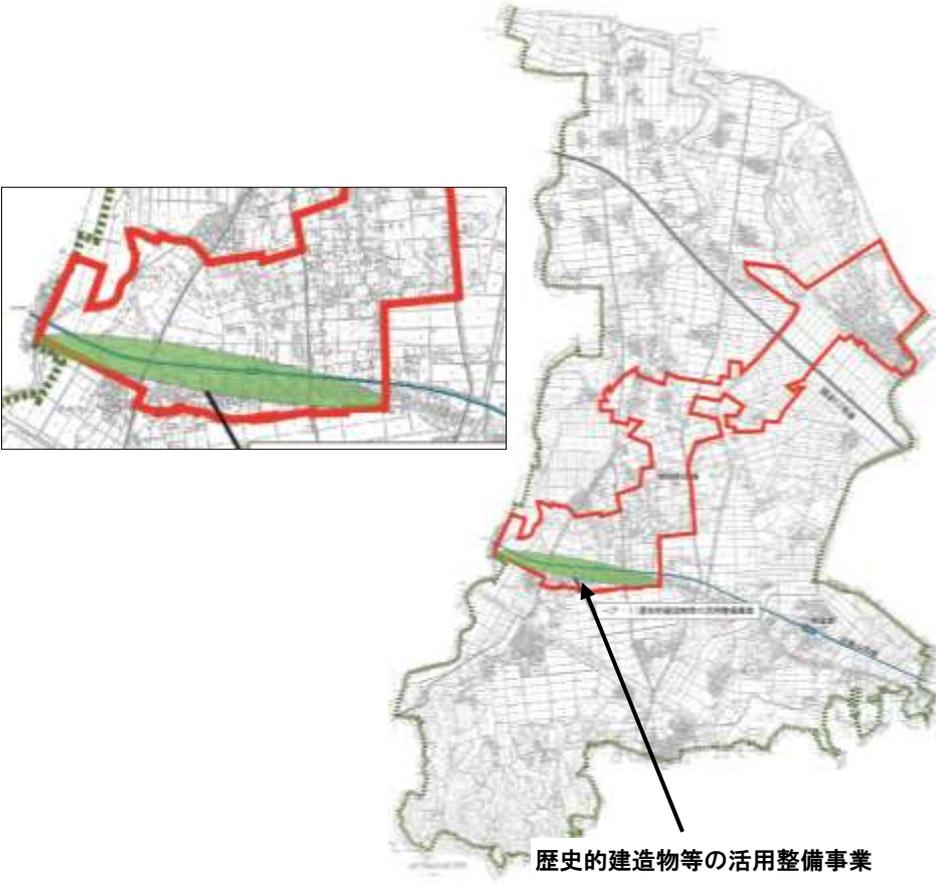
事業の名称	(2)ー4 案内標識・サイン整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業】
事業期間	令和3年度～令和8年度
事業の位置図	<p>重点区域全体</p> <p style="text-align: right;">案内標識・サイン整備事業</p>
事業概要	<p>誘導案内板に関して「史跡斎宮跡案内サイン等整備ガイドライン」に基づき、来訪者にわかりやすい統一したものに改修及び新設する。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>重点区域内に点在する歴史的資源等を繋ぎ、来訪者の回遊性を一層高めるための統一された誘導案内板を設置することで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与するとともに、回遊性を高めることで町内全体の歴史的風致の維持及び向上にも寄与する。</p>

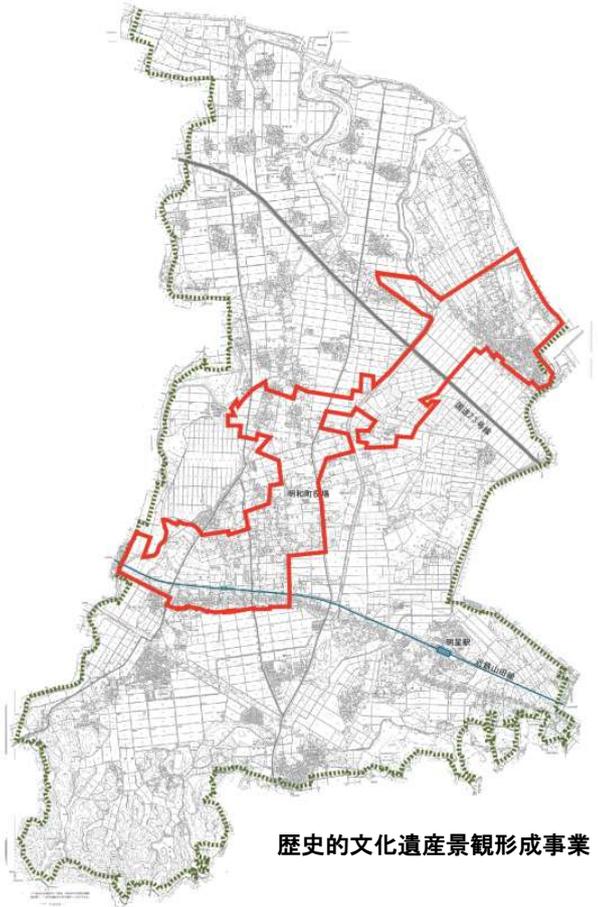
事業の名称	(2)－5 斎宮・斎王に関連する地域との連携事業
事業主体	明和町
事業手法	町単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業の位置図	<p>重点区域全体</p>
事業概要	<p>都から斎宮、斎宮から都への斎王が通ったゆかりの市町村と連携し、斎宮・斎王に関わりのある市町村が協議をして、全国PRに取り組む。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>町内外の大勢の人たちに、より斎宮や斎王にまつわる物語や歴史を知ってもらい、関連する市町村が連携して斎宮や斎王をPRすることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。地域住民等の当該区域に対するさらなる愛着と親しみの向上にも繋がり、ひいては町内全体の歴史的風致の維持及び向上にも寄与する。</p>

事業の名称	(2)－6 歴史的文化遺産に関する総合的な情報発信事業
事業主体	明和町・明和町日本遺産活用推進協議会・観光 DMO
事業手法	町単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業の位置図	<p>重点区域全体</p>  <p>The map shows the geographical layout of Myiwa Town with a red outline highlighting the designated focus area. The focus area is centrally located and includes the site of the Shiiya Palace ruins. The map also shows major roads and the town's boundary.</p>
事業概要	<p>史跡斎宮跡や日本遺産構成文化財を重点区域の文化遺産を SNS の活用やパンフレット、散策マップ等で広く一般に情報発信をする。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>斎宮跡を中心とした歴史的文化遺産のDVDを町内観光関連施設や全国各地で開催される観光PRイベントにおいて放映することにより、斎宮跡を広く周知することができ、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>また、SNS 等を活用した文化財の情報発信を可能にすることにより、来訪者の文化財に対する理解と認識を深めるとともに、歴史的風致を担う町民への意識向上に繋がり、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

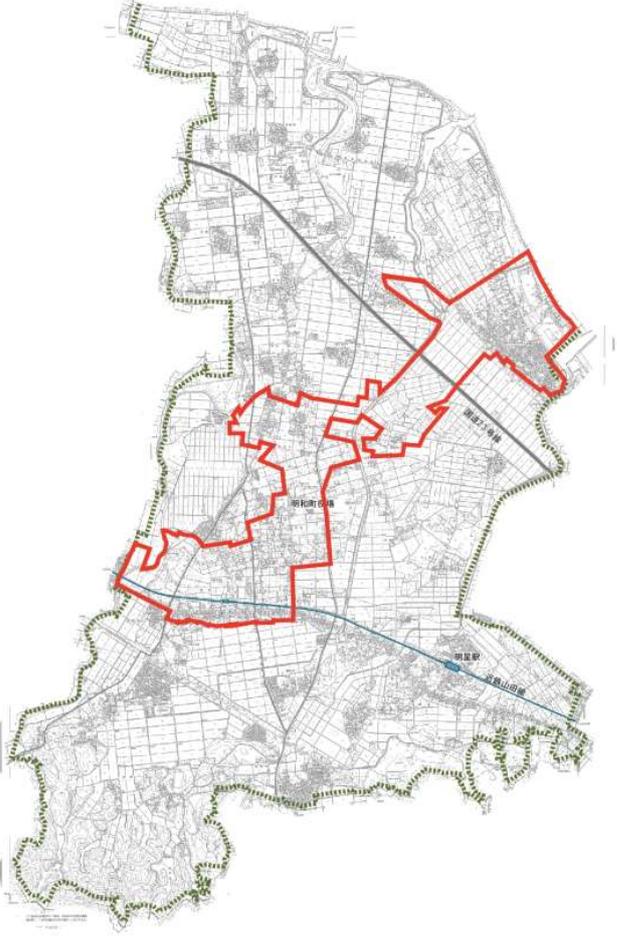
事業の名称	(2)ー7 体験プログラムなど魅力のある歴史的文化遺産の活用の構築
事業主体	明和町・観光 DMO
事業手法	町単独事業
事業期間	令和3年度～令和12年度
事業位置図	<p>重点区域全体</p> 
事業概要	<p>斎宮跡の整備された区域を奈良・平安時代の装束を着て散策し、当時の雰囲気を感じてもらうなどの体験プログラムを構築し、国内外の旅行者の満足度向上を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>奈良平安時代の装束を着て、復元された建物等を散策することは、古代の雰囲気を体感でき、来訪者が文化財に対する理解と認識を深めることで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。ひいては、歴史的風致を担う町民への意識向上に繋がり、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(3) 歴史的建造物や景観に関する事業

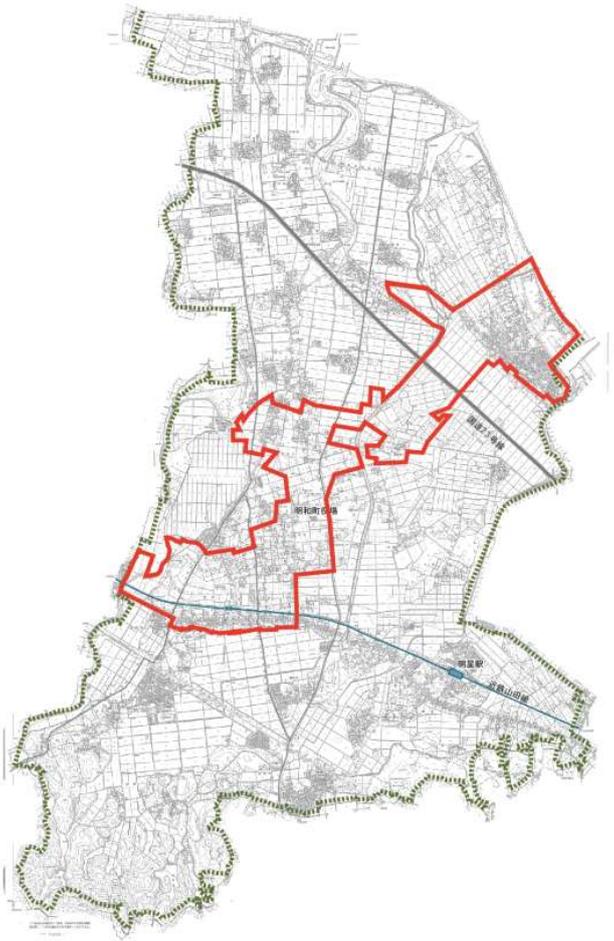
事業の名称	(3)－1 歴史的建造物等の活用整備事業
事業主体	明和町
事業手法	社会資本整備総合交付金事業（都市再生整備計画事業の提案事業）
事業期間	令和4年度～令和8年度
事業の位置図	<p>斎宮字牛葉、木庭山、内山 竹川字中垣内、東裏、南裏</p>  <p>歴史的建造物等の活用整備事業</p>
事業概要	<p>重点区域内を通る伊勢街道沿いの歴史的な趣が残る町家等を活かし、地域住民との交流や来訪者の利便性を図るため、散策者の休憩・案内施設として、場所を検討し、地域の人々の同意を得て、整備する。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伊勢街道沿いの歴史的な趣が残る町家等を活かし、散策者のための休憩・案内施設として整備することで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> <p>また、当該施設において、地域住民等が来訪者に対して地域の歴史・文化を紹介することを通じて、交流が生まれ、町内全体の歴史的風致の維持及び向上を担う地域住民の意識向上に寄与する。</p>

<p>事業の名称</p>	<p>(3)－2 歴史的文化遺産景観形成事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町・民間企業</p>
<p>事業手法</p>	<p>町単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和3年度～令和12年度</p>
<p>事業の位置図</p>	<p>重点区域全体</p>  <p>歴史的文化遺産景観形成事業</p>
<p>事業概要</p>	<p>斎宮跡地内・日本遺産構成文化財周辺を景観に配慮した美装化を図るため、企業等の協力も得ながら、欄干・ガードレール・カーブミラー・各種標識柱等の色を統一する。また、景観を阻害する空き家・工作物等を撤去するなど歴史的周辺環境の整備を行う。</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>重点区域内の歴史的な風情を阻害している各種施設・工作物に対して景観整備を行うことで、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

(4) 地域の伝統文化や行事等の継承に関する事業

<p>事業の名称</p>	<p>(4)ー1 歴史的文化観光講座事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>三重県・明和町・観光DMO</p>
<p>事業手法</p>	<p>町単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和3年度～令和12年度</p>
<p>事業の位置図</p>	<p>重点区域全体</p> 
<p>事業概要</p>	<p>来訪者や町民（子どもを含む）を対象にした歴史・文化財・観光についての講座を開催する。</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>来訪者、町民を対象に、歴史、文化等を対象とした各種講座を開催することで、来訪者には当該地区等の歴史、文化の情報発信を図り、町民に対しては、地域の歴史、文化に対する愛着と誇りの醸成を図り、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。ひいては地域の歴史的風致を担う者としての意識の向上を図ることができ、町内全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

<p>事業の名称</p>	<p>(4)ー2 ガイドボランティア育成事業</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町・観光DMO</p>
<p>事業手法</p>	<p>町単独事業</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和3年度～令和12年度</p>
<p>事業位置図</p>	<p>重点区域全体</p>
<p>事業概要</p>	<p>日本遺産の構成文化財が多く所在する大淀地区にガイドボランティアを設立し、講習会など開催し、活動内容の充実を図る。また、斎宮地区の斎宮ガイドボランティアと連携して重点区域の魅力を来訪者に伝えられるようにする。</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>地域の歴史、文化等を紹介するガイドボランティアの育成は、当該重点区域の魅力由来訪者に伝え、リピーターの確保を図ることにつながり、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。また、育成によって、当該重点区域の歴史的風致を担う一員としての自覚を養うことも可能となり、地域の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

<p>事業の名称</p>	<p>(4)－3 歴史的文化遺産活用調査</p>
<p>事業主体</p>	<p>明和町</p>
<p>事業手法</p>	<p>社会資本整備総合交付金事業【都市再生整備計画事業】</p>
<p>事業期間</p>	<p>令和7年度、令和12年度</p>
<p>事業の位置図</p>	<p>重点区域全体</p> 
<p>事業概要</p>	<p>事業期間中に、回遊性の向上等についての調査考察及び事業効果の分析・検証を行う。</p>
<p>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</p>	<p>回遊コースや誘導案内板のデザイン等の事業効果の分析・検証することにより、回遊性の効果をもたらし、斎宮の顕彰と保存に関する歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町では、これまで歴史的な趣のある建造物等については、その状態等を調査し、歴史的価値に依りて、文化財保護法、県又は町の文化財保護条例に基づく指定や登録による保存及び活用を図ってきた。

今後、本町では、これまでの取り組みを継続しつつも、本町の歴史的風致の維持及び向上を一層積極的に図っていくため、重点区域内においては、文化財保護法に基づく登録有形文化財、県又は町指定・登録の文化財等で歴史上価値が高いと認められるものを「歴史まちづくり法」に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定し、その保全を図っていく。

また、重点区域内において、過去に歴史的風致を形成した建造物等のうち、復元し、かつ、公開することにより、区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要と認められる建造物等は、これを復元した上で「歴史的風致形成建造物」に指定し、公開・活用を行う。

【歴史的風致形成建造物の指定方針】

■指定対象

重点区域内において、国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するものを指定対象とする。

- 1.文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財
- 2.三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化財
- 3.明和町文化財保護条例（平成 23 年条例第 8 号）第 4 条第 1 項に基づく町指定有形文化財
- 4.その他、現在指定等がされていない建造物、過去において区域の歴史的風致を形成していた復元建造物等、特に本町の歴史的風致を形成する上で必要かつ重要なものとして町長が認めるもの

■指定基準

上記指定対象のうち、以下のいずれかに該当し、かつ、所有者等の同意を得たものを随時指定する。

- 1.意匠、形態、施工技術が優れているもの
- 2.歴史性、地域性、希少性の観点から価値が高く、保全が必要であるもの
- 3.外観が景観上の特色を有し、重点区域の歴史的風致を形成していく上で必要なもの

表 歴史的風致形成建造物候補一覧³

番号	名称	所在地	築年	指定区分	関連する歴史的風致
	写真	所有者			
1	旧竹神社 	大字竹川字中垣内	昭和16年	—	斎宮跡の保存と顕彰に関する歴史的風致
2	花園の碑 	大字竹川字花園	大正	—	同上
3	尾野湊御禊場跡 	大字大淀字大与度	昭和8年	町指定文化財	同上
4	佐々夫江行宮跡 	大字山大淀字大木須	大正4年	—	同上
5	乾家住宅 	大字斎宮字牛葉	昭和初期	—	同上

³ 更なる歴史資源の掘り起こしによって、候補を増やすことに努めたい。

6	<p>大谷家住宅</p> 	大字斎宮字牛葉	大正	—	同上
7	<p>鈴木家住宅</p> 	大字竹川字東裏	大正	—	同上
8	<p>島村家住宅</p> 	大字竹川字中垣内	明治 38 年 ごろ	—	同上

第 8 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

「歴史まちづくり法」では、歴史的風致形成建造物の所有者に対して、増築、改築、移転又は、除却をしようとする際には事前の届出を義務付け、また、増改築等の届出を受けた市町村長は、当該増改築等が歴史的風致形成建造物の保全に支障を来たすものである場合は、設計の変更やその他必要な措置を講ずるよう勧告できる旨が規定されている。

このため、ここでは、歴史的風致形成建造物が歴史的風致を形成するものであることに鑑み、当該建造物の増改築等において、歴史的風致の維持及び向上の観点から許容される行為等を管理の指針として整理する。

■登録有形、県・町指定文化財（建造物）

文化財保護法、県又は町の文化財保護条例に基づく登録有形、指定文化財は、それぞれ対応する法律・条例に基づき、現状変更などの行為規制などが既に実施されている。修理に関しては、現状の維持又は調査に基づくものを基本とし、増築等は原則行わない。なお、公開・活用等のために必要な防災上の措置等については、その建造物の価値の保存に支障を来たさない範囲で実施する。

■現在、文化財指定等がされていない建造物や復元される歴史上価値の高い建造物

現在、文化財指定等がされていない建造物に対しては、歴史的風致形成建造物の指定後は学術調査等を実施し、可能な限り文化財の指定等に取り組むものとする。

一方、過去に歴史的風致を形成した建造物等で、これを復元、公開することが、重点区域内の歴史的風致の維持及び向上に資すると考えられる建造物に対しては、復元時にその根拠とされた事項が復元後においても十分に尊重されるよう留意すると共に、その維持・管理・運営に地域及び町民の参画を求め、地域における人々の活動が活発化することに資するよう努めるものとする。

「歴史まちづくり法」第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出不要の行為は、以下の 1～3 の場合とする。

- 1.文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項に基づく現状変更の届出を行った場合
- 2.三重県文化財保護条例（昭和 32 年三重県条例第 72 号）第 5 条第 1 項に基づく県指定有形文化（建造物）について、同条例第 16 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合及び同条例第 17 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合
- 3.明和町文化財保護条例（平成 23 年条例第 8 号）第 4 条第 1 項に基づく町指定有形文化財（建造物）について、同条例第 15 条第 1 項に基づく現状変更等の届出を行った場合及び同条例第 16 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合

参 考 資 料

明和町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議設置要綱

(設置)

第1条 明和町歴史的風致維持向上計画策定の推進を図るため、明和町歴史的風致維持向上計画策定庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 明和町歴史的風致維持向上計画策定に関すること。
- (2) その他前条の目的達成のために必要なこと。

(組織等)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 庁内会議に委員長及び副委員長を置き、委員長には副町長、副委員長にはまちづくり戦略課長をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 庁内会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 庁内会議は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 庁内会議は、その会議、活動等の経過、結果等を町長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 庁内会議の庶務は、斎宮跡・文化観光課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2年 4月1日から施行する。

別 表

委 員	副町長、まちづくり戦略課長、斎宮跡・文化観光課長、産業振興課長、建設課長、教育委員会教育課長、
-----	---

明和町歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、明和町歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の策定及び変更並びに計画に基づく事業の円滑な推進を図るため、法第11条の規定に基づき明和町歴史的風致維持向上計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、15人以内の委員を持って組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、特別委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 関係行政機関の職員であることにより委嘱された委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 欠員補充のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、斎宮跡・文化観光課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定

める。

附 則

この告示は、平成23年 6月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年 4月 1日から施行する。

□参考文献

- ・『広報 めいわ』 明和町
- ・『史跡斎宮跡保存管理計画』 明和町教育委員会 昭和 55 年（1980）
- ・『史跡斎宮跡整備基本構想』 三重県教育委員会・明和町教育委員会 平成 8 年（1996）
- ・『史跡斎宮跡を核とした町の活性化基本方針』 明和町 平成 22 年（2010）
- ・『第 5 次明和町総合計画』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『三重県景観計画』 三重県 平成 20 年（2008）
- ・『明和町観光振興計画』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『明和町都市計画マスタープラン』 明和町 平成 23 年（2011）
- ・『明和町文化財保存活用地域計画』 明和町 令和 2 年（2020）
- ・『史跡斎宮跡東部整備基本計画書』 三重県 平成 22 年（2010）
- ・『明和町遺跡地図』 明和町 昭和 63 年（1988）
- ・『明和町史』 明和町 昭和 47 年（1972）
- ・『ふるさとの年輪』 明和町 平成 10 年（2002）
- ・『明和町史 史料編 第一巻 一自然・考古編一』 明和町 平成 16 年（2004）
- ・『明和町史 史料編 第一巻 一民俗・文化財編一』 明和町 平成 16 年（2004）
- ・『明和町史 史料編 第二巻 一文献史料一』 明和町 平成 18 年（2006）
- ・『明和町史 史料編 第二巻 一解説一』 明和町 平成 18 年（2006）
- ・『明和町史 斎宮編』 明和町 平成 17 年（2005）
- ・『三重県地名辞典』 角川書店 昭和 58 年（1983）
- ・鈴木直吉 『斎宮村郷土誌』 斎宮商工会 昭和 10 年（1935）
- ・堀井光次 『大字前野郷土史』 堀井光次 昭和 43 年（1968）
- ・中野イツ 『大淀郷土史』 三重県郷土資料刊行会 昭和 44 年（1969）
- ・山下信一郎 『カケチカラ発祥の地』 昭和 47 年（1972）
- ・神宮司庁編 「神宮御料土器」 『瑞垣 110 号』 所収 神宮司庁 昭和 51 年（1976）
- ・『明和の民俗』 明和町教育委員会 昭和 55 年（1980）
- ・神宮司庁『神都名勝誌』 皇學館大学 平成 4 年（1992）
- ・『幻の宮 伊勢斎宮一王朝の祈りと皇女たち一』
斎宮歴史博物館・朝日新聞社 平成 11 年（1999）
- ・『特別展 斎王のおひざもと一斎宮をめぐる地域事情一』
斎宮歴史博物館 平成 18 年（2002）
- ・『平成 18 年度 第 25 回埋蔵文化財展 北畠氏とその時代』
三重県埋蔵文化財センター平成 18 年（2006）
- ・『三重の中世城館』 三重県教育委員会 昭和 52 年（1976）
- ・『大淀宮御遷座社誌』 竹大與杼神社 平成 2 年（1990）
- ・小林秀 「中世後期における土器工人集団の一形態 一伊勢国有爾郷を素材として一」
『研究紀要 第 1 号』 所収 三重県埋蔵文化財センター 平成 4 年（1992）
- ・『郷土史に見る斎王』 明和町 昭和 53 年（1978）
- ・『伊勢街道一歴史の道調査報告書一』 三重県教育委員会 昭和 61 年（1986）
- ・『国史大辞典』 吉川弘文館 昭和 54 年（1979）

□参考図版、写真等

頁	図版、写真等	所蔵
9	神前山 1 号墳出土 画文帯神獸鏡	東京国立博物館
11	『延喜式』巻第五 斎宮	斎宮歴史博物館
12	斎王親王参宮図部分	神宮徴古館農業館
12	斎宮寮模型	斎宮歴史博物館
20	歴史ロマン広場	斎宮歴史博物館
20	十二単試着体験	いつきのみや歴史体験館
21	狩の使歓迎の宴	東京国立博物館
21	斎宮女御徽子	斎宮歴史博物館
22	癡兀大患像	保国寺（愛媛県）
22	安養寺文書	安養寺
23	襖絵「竹林七賢図」	三重県立美術館
26	斎宮跡出土品	斎宮歴史博物館
26	木造諸尊仏龕	個人
35	承応 3 年(1654)3 月の絵図	個人
38	宮域範囲確認調査（昭和 49 年撮影）	斎宮歴史博物館
39	現地説明会（昭和 54 年撮影）	斎宮歴史博物館
47	大淀祭典煙火番組綴	竹大與杼神社

令和3年（2021）3月
令和4年（2022）3月 第1回軽微な変更
令和5年（2023）3月 第1回変更認定
令和6年（2024）3月 第2回軽微な変更
令和7年（2025）3月 第3回軽微な変更

明和町歴史の風致維持向上計画（第2期）

編集・発行 明和町

〒515-0332 三重県多気郡明和町大字馬之上 945

TEL : 0596-52-7126

FAX : 0596-52-7133